

平成22年度「生涯学習施策に関する調査研究」

# 博物館登録制度等に関する調査研究

報告書

平成23年3月

**MRI** 株式会社 三菱総合研究所

# 目次

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1.  | 調査の概要.....                 | 1  |
| 1.1 | 調査の目的.....                 | 1  |
| 1.2 | 調査の内容および方法.....            | 2  |
| 1.3 | 調査のスケジュール.....             | 4  |
| 2.  | 国内既存調査分析.....              | 5  |
| 2.1 | 既存調査対象.....                | 5  |
| 2.2 | 分析結果.....                  | 5  |
| 3.  | 国内博物館等施設を対象とする調査.....      | 24 |
| 3.1 | 調査方法・対象.....               | 24 |
| 3.2 | アンケート調査結果.....             | 26 |
| 3.3 | ヒアリング調査結果.....             | 41 |
| 4.  | 海外の事例収集.....               | 44 |
| 4.1 | 海外調査方法・対象.....             | 44 |
| 4.2 | 海外調査結果.....                | 44 |
| 5.  | 地方自治体における博物館登録制度担当者調査..... | 59 |
| 5.1 | 調査方法・対象.....               | 59 |
| 5.2 | ヒアリング調査結果.....             | 59 |
| 6.  | 博物館登録制度への考察.....           | 62 |
| 6.1 | 本調査から得られた示唆.....           | 62 |
| 6.2 | 結びにかえて.....                | 67 |
| 7.  | 資料編.....                   | 68 |
| 7.1 | アンケート調査票.....              | 68 |
| 7.2 | アンケート集計結果一覧.....           | 75 |
| 7.3 | アンケート自由記述欄回答.....          | 88 |

# 1. 調査の概要

---

## 1.1 調査の目的

現在、我が国においては博物館法に基づく登録博物館 907 館および、博物館相当施設 341 館に対し、同法に根拠を持たない博物館類似施設が 4,527 館存在する<sup>1</sup>。登録博物館、博物館相当施設および博物館類似施設の合計に対し、登録博物館と博物館相当施設は 20%程度であり、博物館類似施設に分類されるが活発な博物館活動を行う施設、登録博物館でありながらほとんど活動実態を伴わない施設が存在するという意見も一部にはある。

また、従来、博物館は歴史的、科学的、文化的、社会的に意義の大きい事物の収集・保存、調査・研究および公開・展示を使命としてきたが、近年、生涯学習や地域の拠点としての機能が要求されるようになりつつある。また、天体のような自然現象など、博物館が対象とする事物の範囲が拡大する傾向にあるのみならず、街並みなどの地域そのものを博物館として捉えようとする動きもある。さらに、博物館のマネジメントにおいても、公共施設への指定管理者制度の導入や公益法人改革の流れの中で、運営体制の多様化が予想される。

こうした流れを踏まえ、本調査研究は、博物館への社会的要求および運営体制の変化・多様化の中で、博物館活動の質を確保できるよう、博物館登録制度の在り方を再検討し、必要な見直しに資する調査研究および考察を行うことを目的として実施した。

---

<sup>1</sup> 出典：文部科学省「平成 20 年度文部科学省社会教育調査報告書」

## 1.2 調査の内容および方法

### (1) 検討委員会の開催

検討委員会を開催し、後述の調査内容の検討、助言および博物館登録制度の基準見直しに関する提言をいただいた。なお、検討委員会は以下の有識者により構成した。

図表 1-1 検討委員会構成

| 氏名(五十音順) | 所属                          |
|----------|-----------------------------|
| 有元 修一    | 目白大学社会学部地域社会学科 教授           |
| 佐々木 秀彦   | 東京都美術館 交流担当係長 学芸員           |
| ◎鈴木 眞理   | 青山学院大学教育人間科学部 教授            |
| 高田 浩二    | 海の中道海洋生態科学館館長               |
| 松川 博一    | 福岡県教育庁総務部文化財保護課 学芸員         |
| ○水嶋 英治   | 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科 研究科長・教授 |

※◎は委員長、○は副委員長を示す。

### (2) 文献調査

過去の類似調査で指摘された現行の博物館登録制度の問題点、および今日博物館に求められている新たな社会的役割についてとりまとめるため、文献調査を実施した。

### (3) 社会教育調査など各種調査のデータ分析

「平成 20 年度文部科学省社会教育調査報告書」を対象に、博物館等施設の面積、開館日数、設置者などの外形的要因の再分析を行い、現行の博物館登録制度の状況を検討した。なお、データ分析対象のデータは検討委員会での議論を通じて決定した。

図表 1-2 データ分析の視点

| 登録博物館、相当施設、類似施設の現状         |  |
|----------------------------|--|
| 登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の数の推移 |  |
| 登録基準の現状分析                  |  |
| 登録基準の妥当性の分析                | 登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の区別と資料の状況         |
|                            | 施設の規模(面積、学芸員数など)と入館者数の分析               |
| 登録基準との差異の分析                | 登録基準を満たす博物館類似施設の数の分析                   |
|                            | 開館・閉館日数と入館者数の分析                        |
| 今日的な取組みの導入に関する分析           | 施設の規模(面積、学芸員数など)とボランティア活動への取り組み        |
|                            | 登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の区別とボランティア活動への取組み |
|                            | 設置主体と博物館協議会などの設置館数(規模別)                |
|                            | 館内での講演会・上映会などの実施状況                     |

#### **(4) 国内博物館等施設のアンケート・ヒアリング調査**

##### **1) アンケート調査**

現行の博物館登録制度の課題を明らかにするため、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設を対象とするアンケート調査を実施した。アンケート調査項目は検討委員会での議論を通じて決定した。アンケート結果は、以下の内容について分析した。

- ・ 現行の博物館登録制度に見られる外形的基準と博物館等施設の活動の状況
- ・ 現行登録制度のインセンティブの有効性および登録プロセスに関する博物館等施設側の見解

##### **2) ヒアリング調査**

アンケートで特徴的な回答を行った博物館10館程度を対象としてヒアリング調査を実施した。

#### **(5) 海外の事例調査**

主に文献およびインターネット調査により、アメリカ、イギリスおよびフランスを対象とした海外調査を実施した。調査項目は以下のとおりである。

- ・ 我が国の博物館登録制度に類するような制度の有無および登録基準に関する情報
- ・ 登録制度のインセンティブ、我が国の博物館登録制度の利用促進において参考となる事例
- ・ 登録後の博物館の活動評価の状況
- ・ 博物館登録制度に類する制度における生涯学習と地域連携、活動評価やマネジメント体制等に関する基準の状況

#### **(6) 地方自治体の博物館登録制度担当者を対象とする調査**

博物館登録制度、博物館相当施設の都道府県担当者を対象とし、登録制度の運用実態および課題、登録博物館が受けるメリットに関する実態を把握するための電話ヒアリングを実施した。調査に当たっては、登録制度の運用実態だけでなく、事務事業の処理の観点、質の保証の観点から、背景・理由等を確認した。

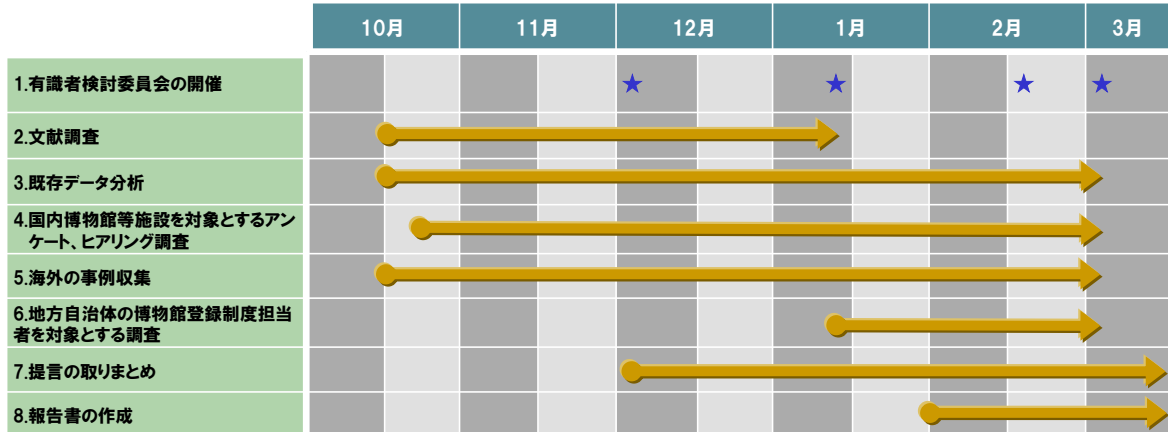
#### **(7) 考察のとりまとめ・報告書の作成**

前述の調査および検討委員会での議論を踏まえて、博物館登録制度の登録基準の必要な見直しに関する考察を行った。

### 1.3 調査のスケジュール

本調査は下図のスケジュールにより実施した。

図表 1-3 調査実施スケジュール



なお、検討委員会は以下のスケジュール、議題により計4回開催した。

図表 1-4 検討委員会実施スケジュールおよび議題

| 回(開催時期)    | 議題  |
|------------|---|
| 第1回(12月1日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館制度を巡る課題、検討の方向性</li> <li>・調査計画の助言・承認</li> <li>・調査のポイント整理(自由討論)</li> </ul> |
| 第2回(1月14日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種データ分析結果報告・議論</li> <li>・海外事例調査中間報告・議論</li> </ul>                           |
| 第3回(2月16日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館調査(アンケート)中間結果報告・議論</li> <li>・海外調査、ヒアリング調査結果報告・議論</li> </ul>              |
| 第4回(3月7日)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終調査報告・議論</li> <li>・報告書案に関する議論</li> </ul>                                   |

## 2. 国内既存調査分析

### 2.1 既存調査対象

博物館登録制度に関して近年行われた調査研究の結果のレビューを行った。文献調査の対象は、下表のとおりである。

図表 2-1 文献調査対象

| 対象文献  |
|---|
| ◆平成 20 年度社会教育調査報告書(文部科学省)                                     |
| ◆新しい時代の博物館制度の在り方について(文部科学省、平成 19 年)                           |
| ◆日本の動物園水族館総合報告書(日本動物園水族館協会、平成 19 年)                           |
| ◆博物館制度の実態に関する調査研究(丹青研究所、平成 18 年)                              |
| ◆博物館の望ましい姿—市民とともに創る新時代博物館—(日本博物館協会、平成 15 年)                   |
| ◆「対話と連携」の博物館—理解への対話・行動への連携—「市民とともに創る新時代博物館」(自然博推進協通信、平成 12 年) |

また、政府の法令データベース<sup>2</sup>を利用し、法によって定められた登録博物館に対するメリットの調査を行った。さらに、公益財団法人 助成財団センターのデータベース<sup>3</sup>から、登録博物館を対象とする助成プログラムを調査した。

「平成 20 年度文部科学省社会教育調査報告書」を再分析し、登録博物館、博物館相当施設、それ以外の施設に見られる特性、違いについて検討した。

### 2.2 分析結果

#### (1) 既存類似調査結果

過去の類似調査においては、博物館の外形基準に加えて、活動内容（資料収集、展示、教育普及など）に応じた基準や、施設の活動に応じて弾力的に運用できる基準の必要性や登録手続の簡素化の必要性も指摘されている。加えて、登録審査実施を行う外部機関の設置、登録制度のメリットの拡大、登録基準における設置者条件の見直し、登録の更新制の導入に関する提言がなされている。

また、博物館従来の機能である収集、保管、展示を基礎としつつ、利用者の参加型学習活動やボランティア活動、最新技術を利用した展示における工夫などを促進する必要性が指摘されている。また、博物館の「使命」を明文化し、利用者や社会の要求に応じた博物館運営を行う必要性が指摘されている。そのほか、自己評価または第三者評価制度の導入、学芸員の能力向上の必要性が指摘されている。

これらの結果を次表にまとめる。

<sup>2</sup> <http://law.e-gov.go.jp/>

<sup>3</sup> <http://www.jfc.or.jp/>

図表 2-2 過去の類似調査結果のレビュー

| 対象文献   |                         | 年度   | 登録制度について   | 博物館の在るべき姿  | その他   |
|--|-------------------------|------|--|--|---|
| 新しい時代の博物館制度の在り方について                                | 文部科学省                   | H19年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>資料収集、調査研究、展示、教育普及に関して基準を明確化する必要がある</li> <li>望ましい博物館像実現に資するような登録制度が必要である</li> <li>登録基準を全館に共通の部分と、館の性質に応じて異なる部分に分ける必要がある</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>収集保管、展示、調査研究が基礎である</li> <li>参加型教育機能を強化すべき</li> <li>実物資料にこだわらない、資料の捉え方が必要である</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目に関する取組が必要である <ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価、外部評価の導入</li> <li>学芸員のコミュニケーション能力向上</li> <li>博物館活動の運営能力の向上</li> <li>学芸員養成課程の充実</li> <li>現職学芸員の能力向上</li> </ul> </li> </ul> |
| 日本の動物園水族館総合報告書                                     | 日本動物園水族館協会<br>(文部科学省委託) | H19年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>水族館、動物園が登録を受ける理由は、生涯学習施設としての活動の充実、補助金を受けるため、登録の基準に合致したため、などの理由がある</li> <li>登録のメリットとして、助成金を受けやすくなったこと、税制上の優遇、知名度の向上などが挙げられる</li> <li>登録基準を満たしていないため、登録申請を行わない館が40%を占め、その内2/3が教育委員会の所管でない</li> <li>登録によって、動物愛護法の定める動物取扱業者から除外されることへの期待が高い</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置者と運営者の協力関係を構築すべき</li> <li>「生きた資料」を扱う博物館として目的と使命を持つべき</li> <li>職員の専門性を高め、業務に応じて役割分担を行う必要がある</li> <li>自己評価の実施が好ましい</li> <li>入園者および動物・水族の安全のため、施設整備、維持管理が必要である</li> <li>調査研究の環境整備が必要</li> <li>多様なメディアを利用し、利用者の自発的な学習を促す工夫が必要</li> <li>ボランティア活動など、動物園・水族館の運営に関する機会を提供を促進することが好ましい</li> <li>動物園・水族館以外の施設(博物館、社会教育機関、他)などとの提携・交流を促進することが好ましい</li> </ul> | —   |
| 博物館制度の実態に関する調査研究                                   | 丹青研究所                   | H18年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公平かつ実効性のある登録要件・基準、質的基準による登録制度を確立するとともに、施設のレベルに応じた登録のランク制を導入することも検討すべき</li> <li>登録制度の手続の簡素化、審査・登録を行う外部機関を設立し、運用を改善する必要がある</li> <li>登録制度を現状の変化に対応できるよう見直すとともに、登録制度の周知改善および登録によるメリットの拡大を図る必要がある</li> <li>登録制度に更新制度を導入し、定期的に審査、点検、評価制度を導入する必要がある</li> </ul> | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学芸員の職制を明確化し、評価制度を確立する必要がある</li> <li>学芸員の養成課程を高度化、専門化するとともに、採用機会を拡大する必要がある</li> <li>学芸員の研修制度を充実させる必要がある</li> </ul>  |
| 博物館の望ましい姿<br>—市民とともに創る新時代博物館—                      | 日本博物館協会                 | H15年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間活力の活用および地方自治体の自主性が重要性を増す中で、登録基準を大綱化し、弾力的な運用を可能にすることが必要</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各館の「使命」を明文化することが好ましい</li> <li>社会のニーズを考慮した展示の企画を行い、多様な学習活動の支援すべきである</li> <li>多様な情報通信技術、メディアの活用した展示を行うことが好ましい</li> <li>利用者の意見を博物館運営に反映する仕組みを整えるとともに、活動に対する理解、支援を得る機会を設けることが好ましい</li> <li>幅広い財源の確保および健全な経営と説明責任を確保する必要がある</li> </ul>   | —   |
| 「対話と連携」の博物館<br>—理解への対話・行動への連携—<br>「市民とともに創る新時代博物館」 | 文部科学省                   | H12年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>博物館登録を管理する外部組織の検討が必要である</li> <li>現行の登録基準を見直し、首長部局所管、学校法人設置施設の登録も検討できるようにすべき</li> <li>登録博物館に対する外部評価を導入し、施設の外形的な基準のみならず、活動の質的評価も行う必要がある</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>博物館は時代とともに多様化する可能性があるため、「望ましい博物館」の在り方について新しい基準を定めることが望ましい</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学芸員の専門知識、教育能力、企画力、経営能力を向上させる必要がある</li> <li>自己評価、外部評価を導入する必要がある</li> </ul>  |

出所:各報告書をもとに作成



## (2) 法令上の規定

我が国の博物館登録制度は当初、国の補助金の付与対象となる施設の認定にも用いられた制度であり、そこに付随的にいくつかの優遇措置が行われるようになった経緯がある。しかしながら、現在国から直接の補助金の交付がなくなり、日本の博物館登録制度ではすでに助成金のメリットが失われている。法律で規定されている博物館に対する優遇措置は次表の通りである。なお、本表の作成に当たっては、根拠法のみならず各法律に関する施行令、施行規則までを調査し、明文化された中で優遇措置のもっとも細かい分類を整理した。したがって、「博物館等」という曖昧な記述が見られる場合、その対象は必ずしも登録博物館のみに限定されるものではない。

図表 2-3 博物館登録に関する法令上の優遇措置

| 根拠法など                       | 優遇措置  | 対象  |
|-----------------------------|---|---|
| 地方税法                        | 事業所税の免除   | 登録博物館(博物館法第二条第一項に規定する博物館)   |
| 地方税法                        | 道府県民税、不動産取得税、市町村民税、固定資産税の免除   | 私立登録博物館(公益財団法人又は宗教法人が設置する博物館法第二条第一項の博物館)                              |
| 土地収用法                       | 土地収用法に基づく土地収用が可能  | 社会教育法上の博物館(同法には「博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める」とあるため、博物館法の規定が適用されるものと考えられる) |
| 関税定率法                       | 博物館で陳列する標本、参考品は輸入関税が免除される   | 私立登録博物館、国立科学博物館など、旧国立博物館、および財務大臣が指定した国以外が経営する博物館                      |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律   | 稀少野生動物種 <sup>4</sup> の譲渡し等が、一定条件のもと可能                                 | 登録博物館、博物館相当施設   |
| 美術品の美術館における公開の促進に関する法律      | 「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」の適用を受け、登録美術品の展示が可能。                           | 登録博物館、博物館相当施設   |
| 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 主務大臣の許可の下、特定外来生物の飼育などが可能  | 博物館、動物園その他これに類する施設  |
| 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律        | 環境大臣の許可の下、鳥獣保護区での鳥獣の捕獲や卵の採取などが可能                                      | 博物館、動物園その他これに類する施設  |
| 犬等の輸出入検疫規則                  | 展示用かつ特別な管理を要する犬等について、動物検疫所長による管理方法に関する指示の下、検疫所以外の場所に当該犬等を係留し、検疫を実施できる | 博物館、動物園その他これに類する施設  |
| 塩事業法                        | 博物館等の展示用の塩は「特定販売」から除外   | 博物館等  |
| 銃砲刀剣類所持等取締法                 | 観覧用に鉄砲、刀剣の所持が可能   | 博物館その他これに類する施設  |
| 地方税法、総合保養地域整備法              | 博物館が一定以上の価格の土地を取得する際、市町村の特別土地保有税が免除される                                | 博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設) |

法令により定められた、明示的に登録博物館を対象とする優遇措置としては、地方税法による地方税の減免措置が挙げられる。また、登録博物館および博物館相当施設を対象とする措置としては、稀

<sup>4</sup> 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第4条に定義

少野生動物の譲渡しに関する措置や、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」の適用が挙げられる。しかしながら、それ以外の項目は明確に登録博物館、もしくは博物館登録施設を対象とするとは述べられていない。

また、助成団体の助成プログラムで、博物館もしくはその職員を対象とするものは11件あるが、そのうち登録博物館のみを対象とするプログラムが1件（なお、このプログラムは兵庫県内の登録博物館のみを対象としている）、さらに、登録博物館と博物館相当施設を対象とするプログラムも1件を数えるのみである<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup>助成財団センターのデータベースに登録されている助成財団のうち、登録博物館を対象とする助成プログラムを有する団体を調査した。

### (3) 社会教育調査の再分析

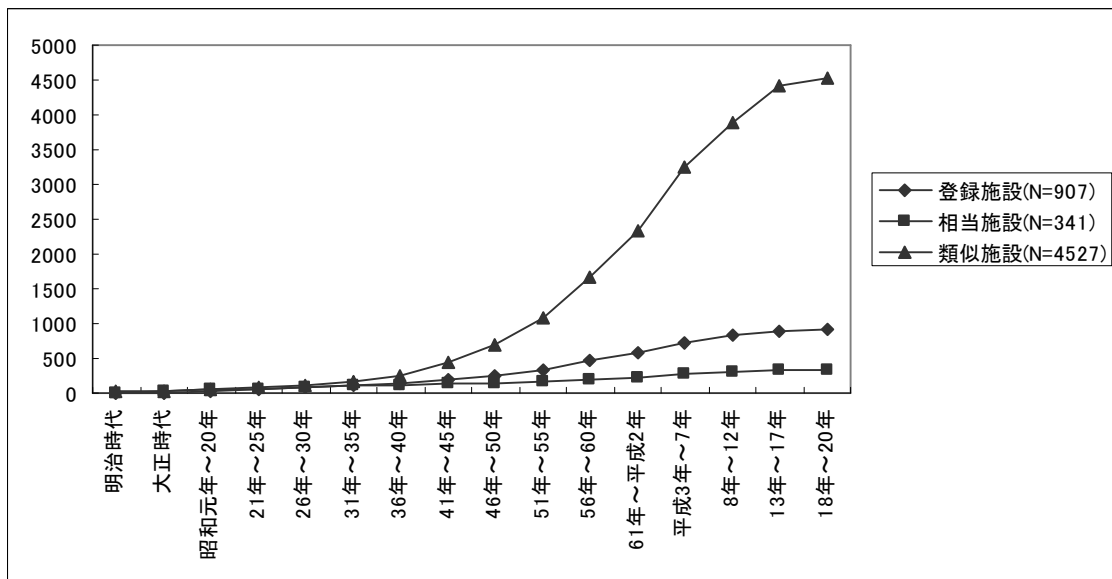
#### 1) 調査方法

平成20年度社会教育調査（一部に平成19年度間のデータを含む）結果に基づき、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の実態を把握するため、データの再分析を実施した。

#### 2) 博物館および博物館登録制度の概況

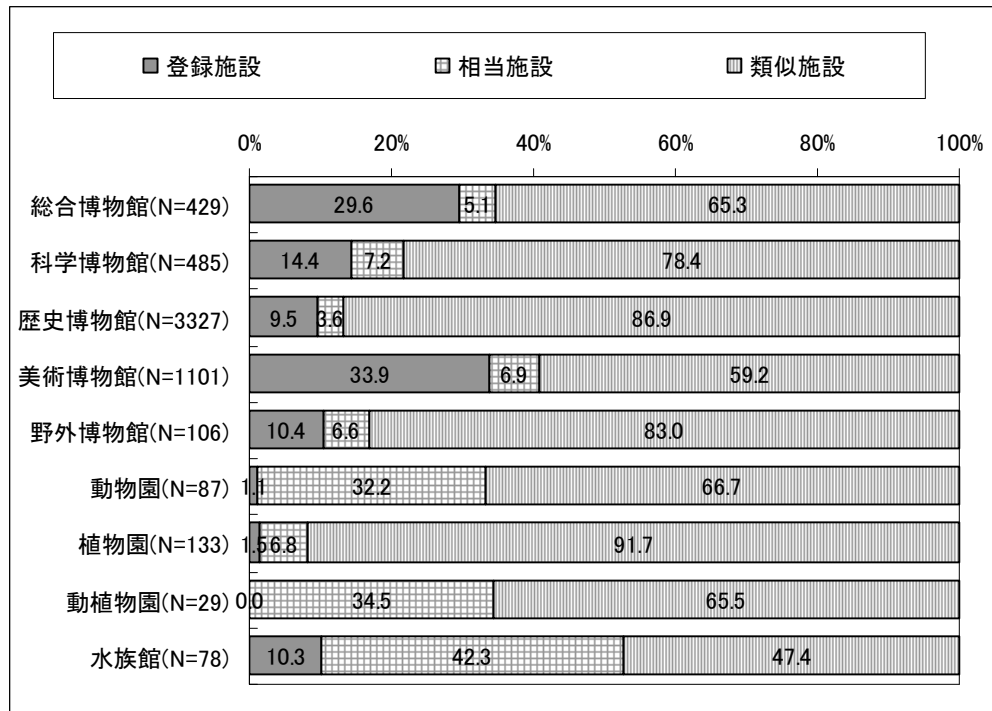
博物館類似施設の増加が著しく、平成20年度時点では、全施設の8割程度が博物館類似施設である。

図表2-4 施設数の経年変化

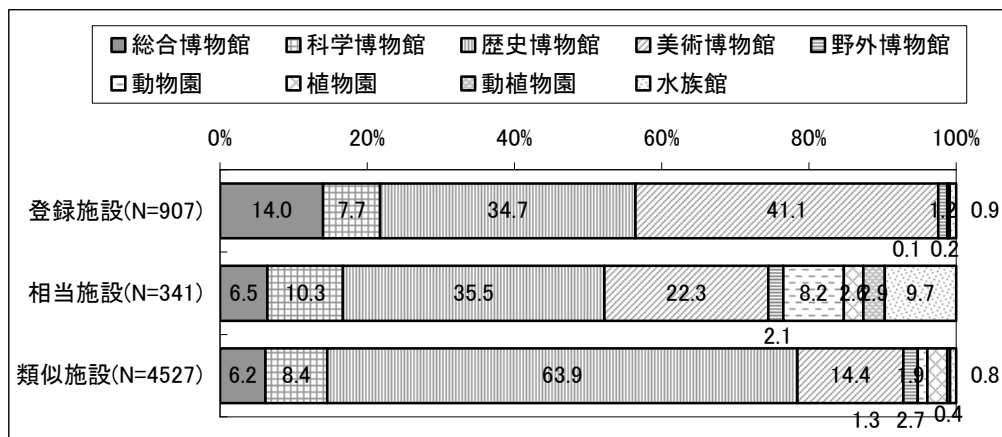


館種別にみると、総合博物館および美術博物館は登録博物館である割合が高く、動物園、植物園、動植物園は低い。また、動物園、動植物園、水族館は博物館相当施設の割合が高い。

図表2-5 登録状況（館種別）

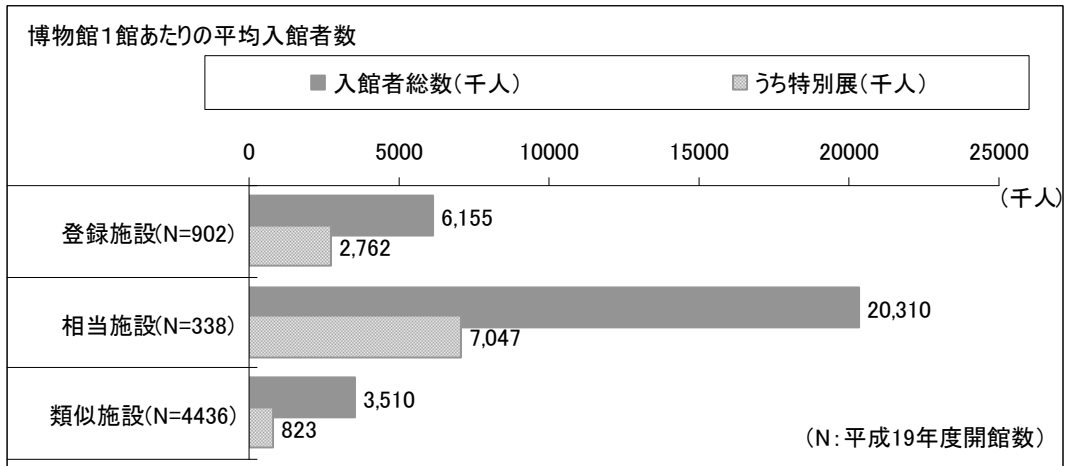


図表2-6 館種の状況（登録状況別）



1館あたりの平均入館者数は博物館相当施設、登録博物館、博物館類似施設の順で多い。

図表2-7 1館あたりの平均入館者数（登録状況別）

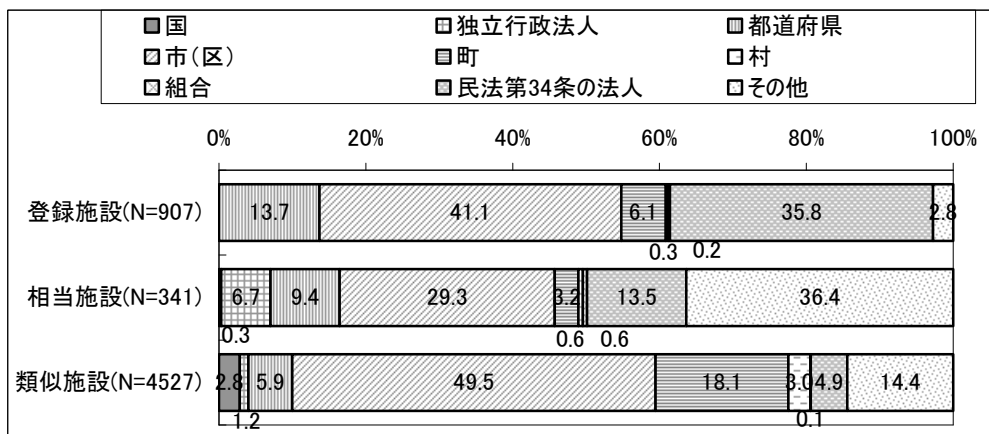


### 3) 博物館の登録基準等に関するデータ

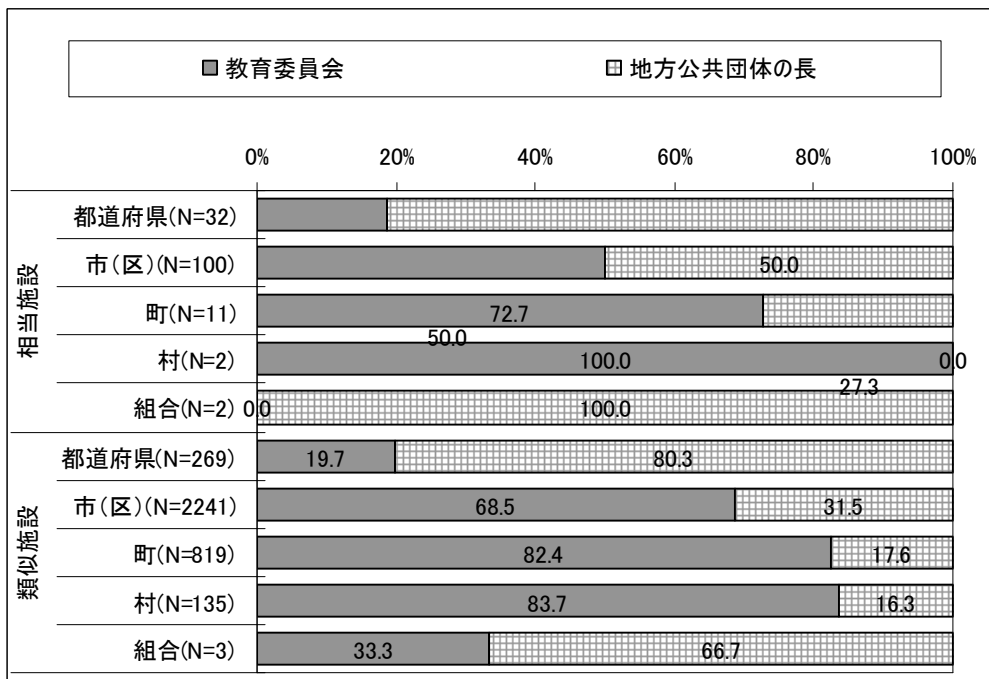
#### ① 設置主体

類似施設の設置主体の4分の3以上を都道府県、市区町村が占める。また、都道府県、市区町村が設置者である館について、博物館相当施設、博物館類似施設の所管部局をみると、都道府県および組合立の館については地方公共団体の長による所管が多い。これらの館については、設置主体の制限が登録のハードルになっている可能性がある。

図表2-8 設置主体（登録状況別）



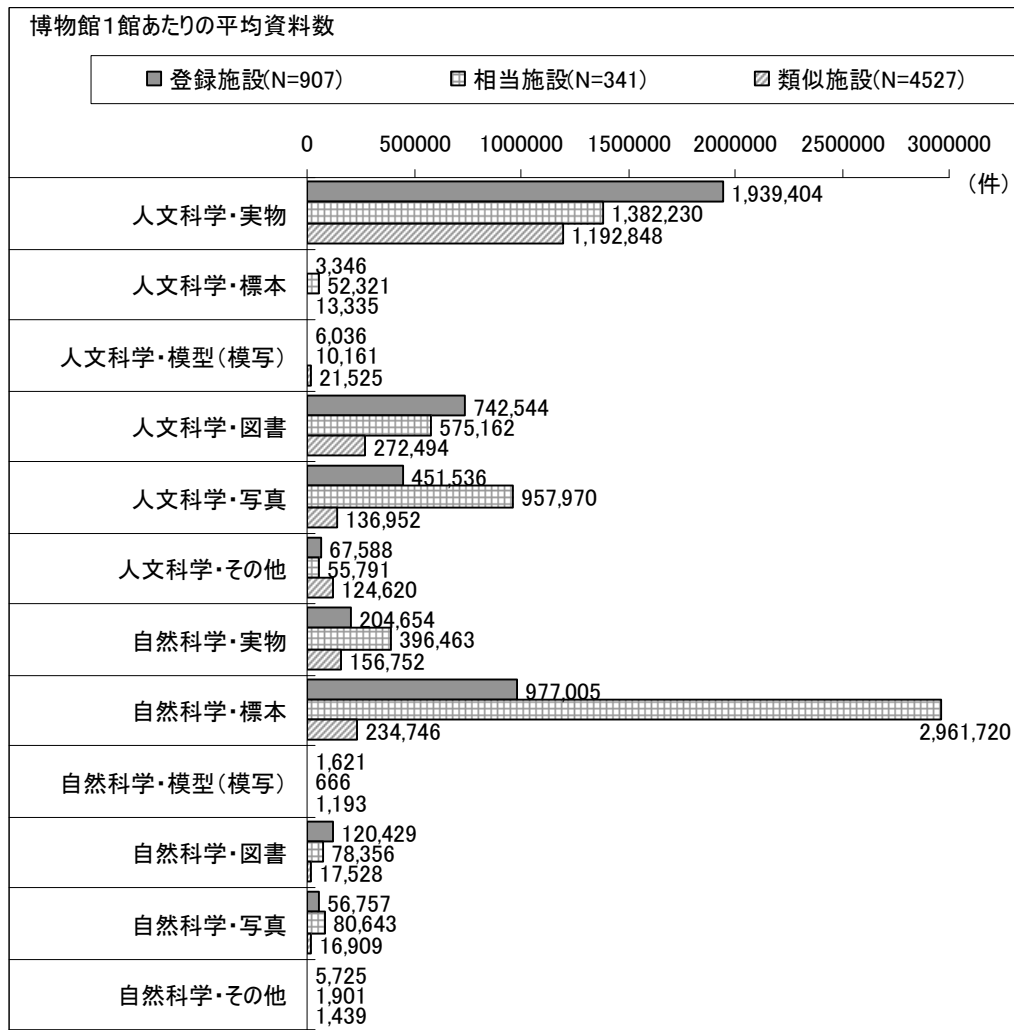
図表2-9 相当施設、類似施設の所管（設置主体別）



② 資料の状況

総じて類似施設の資料は登録施設、相当施設よりも少ない傾向が見られるものの、人文科学分野においては実物資料を平均100万点以上保有している。

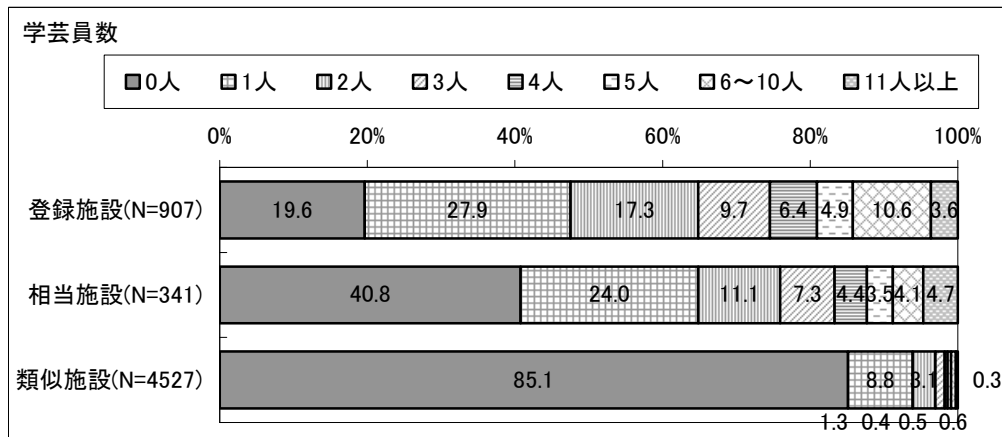
図表2-10 平均資料数（登録状況別）



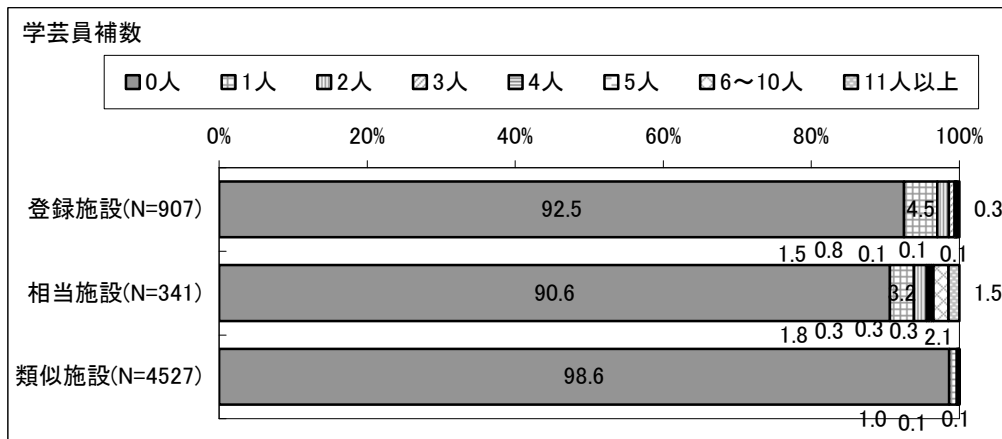
### ③ 専任学芸員数および学芸員補数

博物館法上、登録博物館には必ず学芸員を置くこととされているが、法令の適用を受けない博物館類似施設においては、全体の80%の施設が学芸員を有していない。また、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設いずれにおいても学芸員補を有していない施設は90%以上である。

図表2-11 学芸員数（登録状況別）



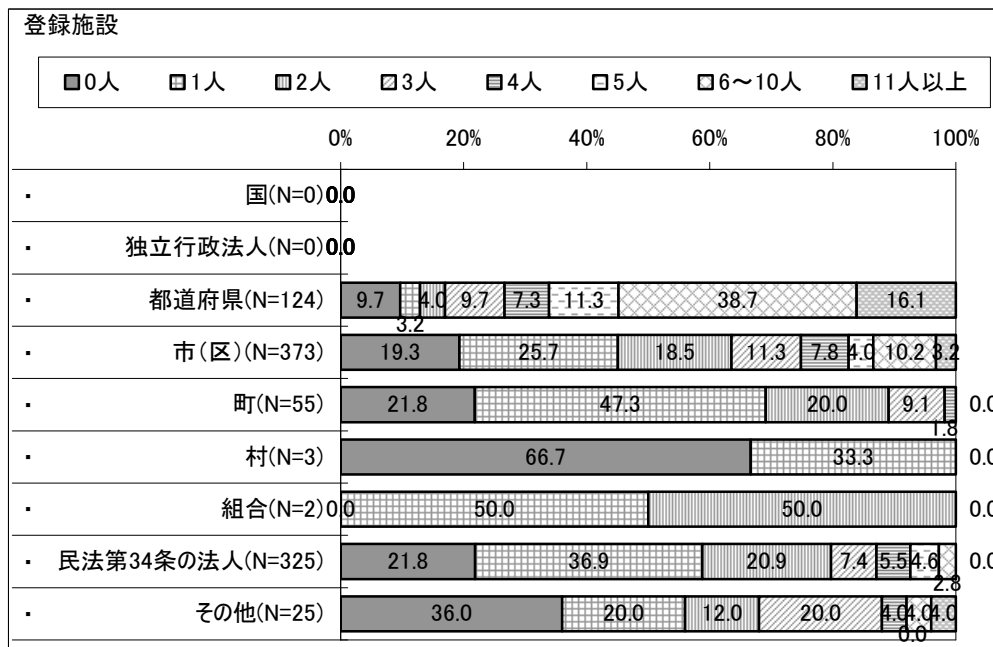
図表2-12 学芸員補数（登録状況別）



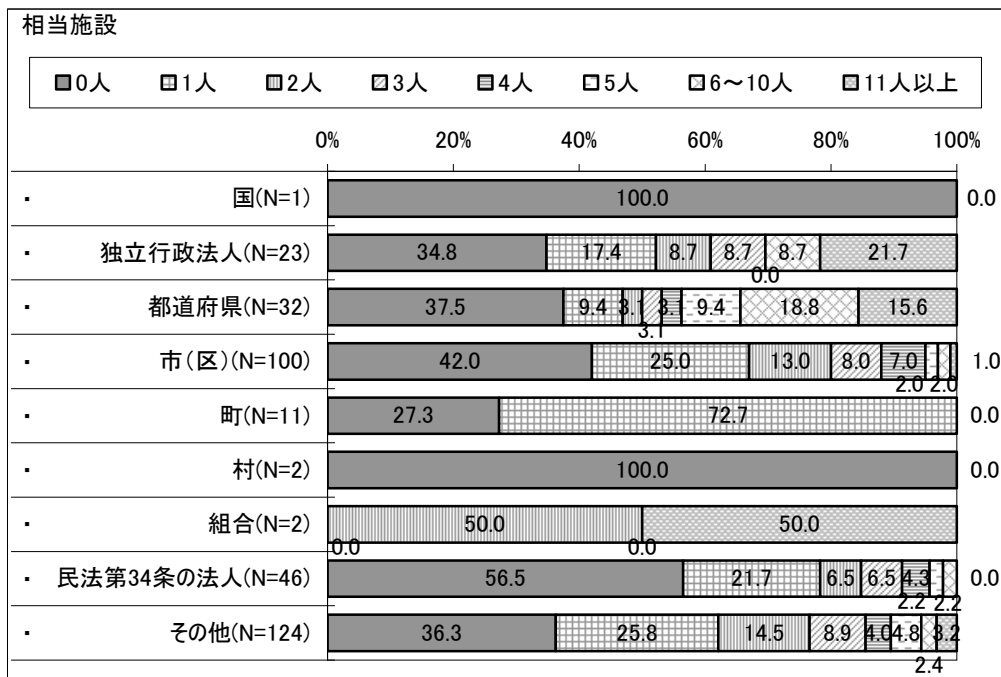


また、登録博物館、博物館相当施設についても、都道府県が設置者の場合、学芸員数が多く、町村等、設置者が小規模になるほど学芸員の人数が少なくなる傾向が見られる。

図表2-13 登録博物館学芸員数（設置者別）



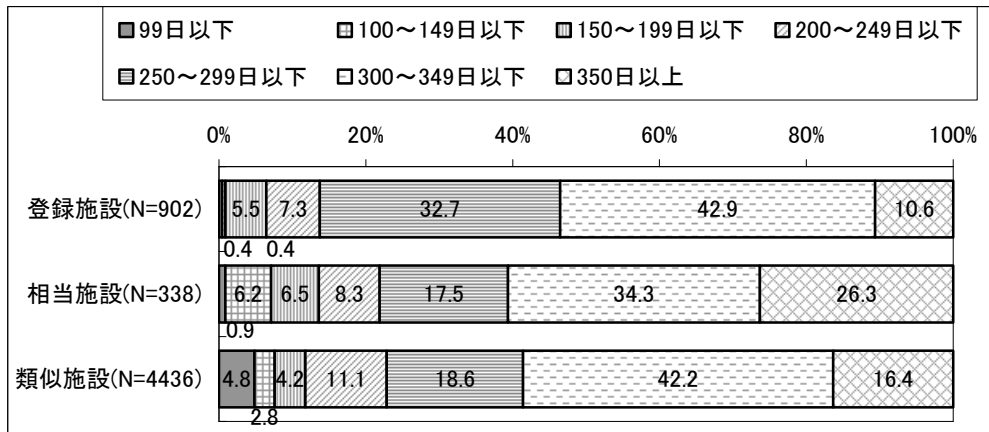
図表2-14 博物館相当施設学芸員数（設置者別）



#### ④ 開館日数

年間開館日数が150日未満の施設はいずれの登録状況においても10%に満たない。また、100日未満の施設は5%以下である。したがって、多くの博物館類似施設にとって開館日数は登録のハードルになっているとはいえない。

図表2-15 開館日数（登録状況別）



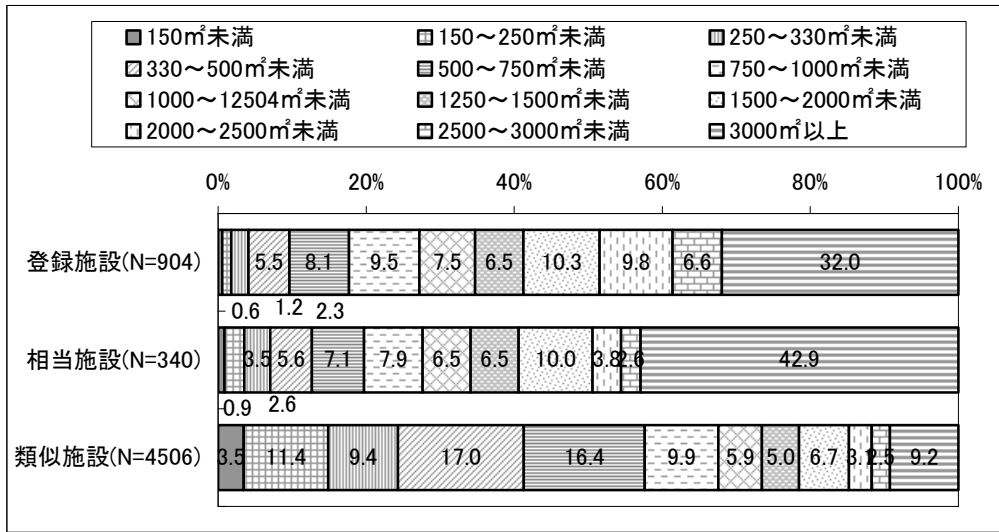
#### ⑤ 設備・土地

##### ア) 面積

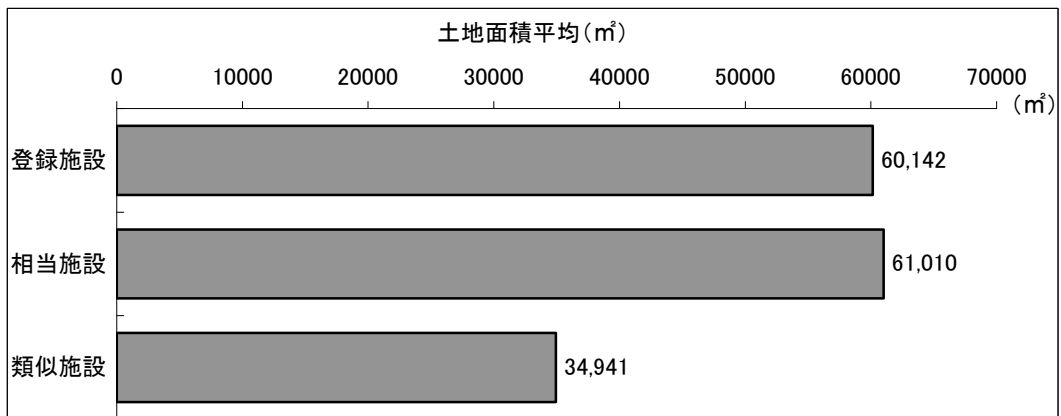
面積が150㎡に満たない施設は登録博物館と博物館相当施設では1%未満、類似施設でも3.5%のみである。動植物園、水族館における面積に関する基準は異なるものの、前述のとおり、調査対象施設のほとんどが総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館で占められる状況を鑑みると、多くの博物館類似施設にとって施設面積は登録のハードルになっているとはいえない。

しかしながら、博物館類似施設は床面積1000㎡未満の施設の占める割合が67.6%と、登録博物館(27.3%)や博物館相当施設(27.7%)に比べて圧倒的に高い。また、平均土地面積も、博物館類似施設は登録博物館や博物館相当施設と比較して6割程度となっており、博物館類似施設は小規模の施設が多いといえる。

図表2-16 施設床面積（登録状況別）



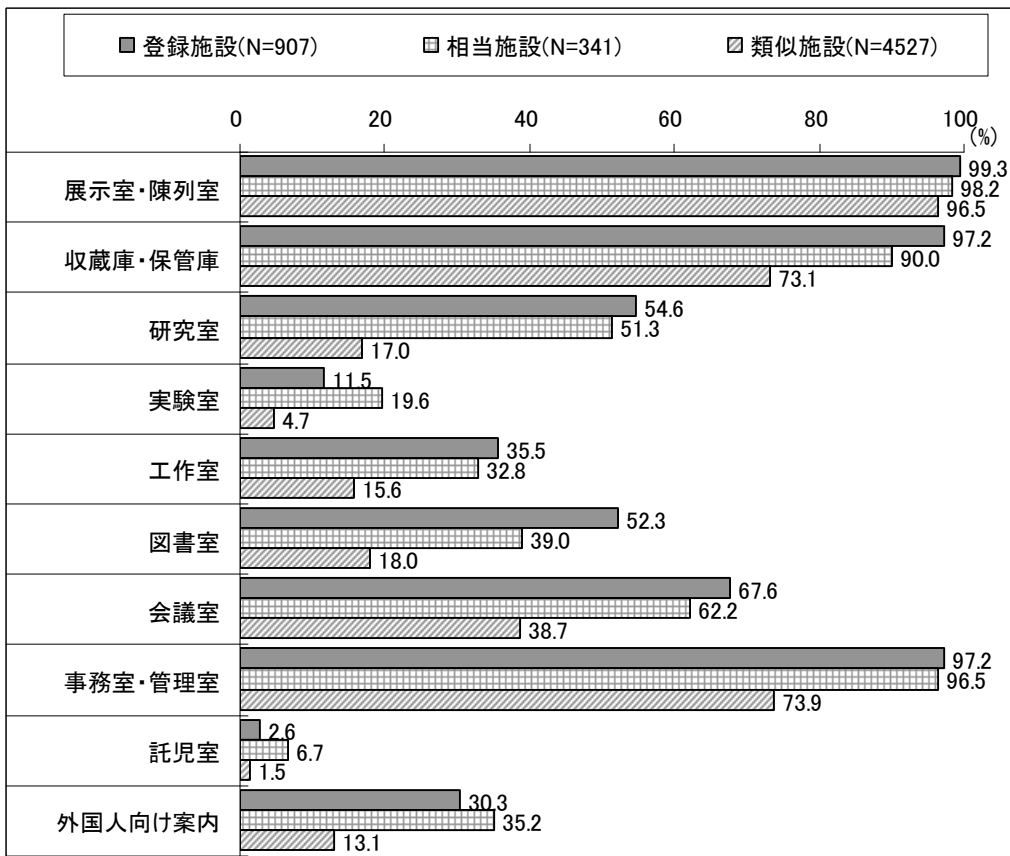
図表2-17（参考）土地面積平均（登録状況別）



イ) 設備

博物館全体ではほぼ100%の施設が展示室、陳列室を備えている。一方で、博物館類似施設では、約4分の1の施設が収蔵庫・保管庫、事務室・管理室を備えていない。

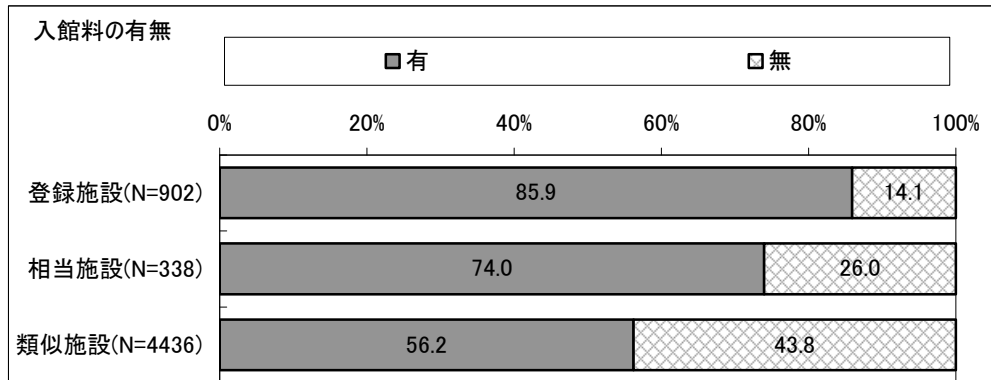
図表2-18 設備の所有状況（登録状況別）



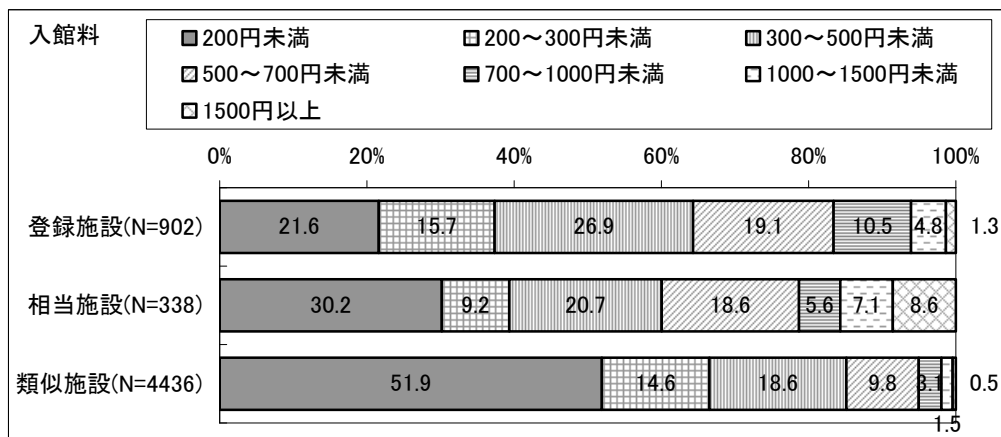
## ⑥ 入館料

入館料を徴収する施設は、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の順で多くなっている。また、入館料の額については、類似施設がもっとも安価な傾向がある。

図表2-19 入館料の状況（登録状況別）



図表2-20 入館料（登録状況別）

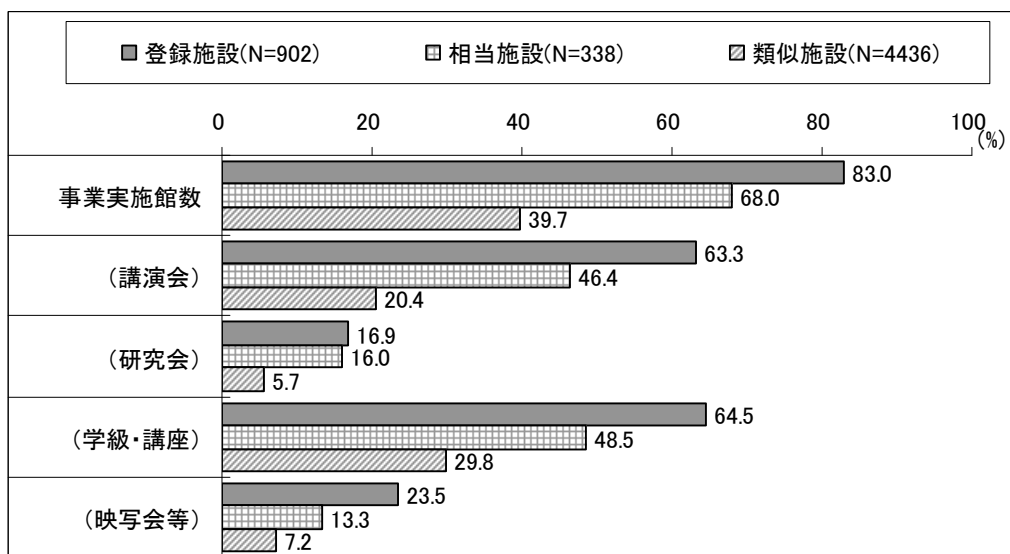


#### 4) その他

##### ① 事業の実施

83%の登録博物館、68%の博物館相当施設、39.7%の博物館類似施設が展示以外においてもなんらかの事業を実施している。事業を実施している施設の割合は、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の順で多くなっている。また、具体的な事業は次図表の通りである。

図表2-21 事業実施状況（登録状況別）

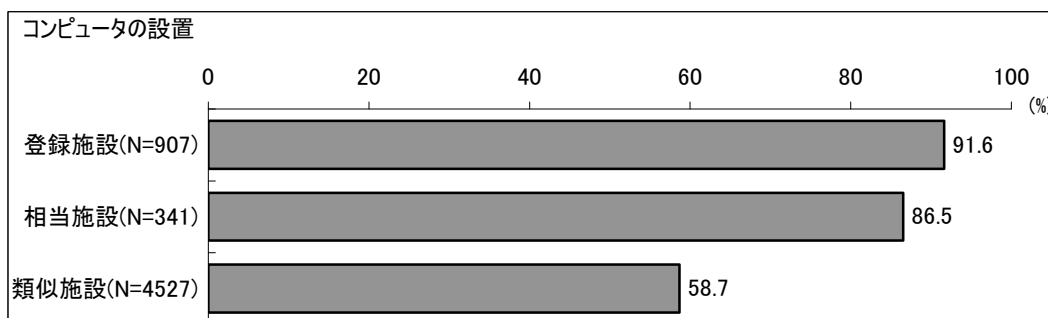


##### ② コンピュータの設置

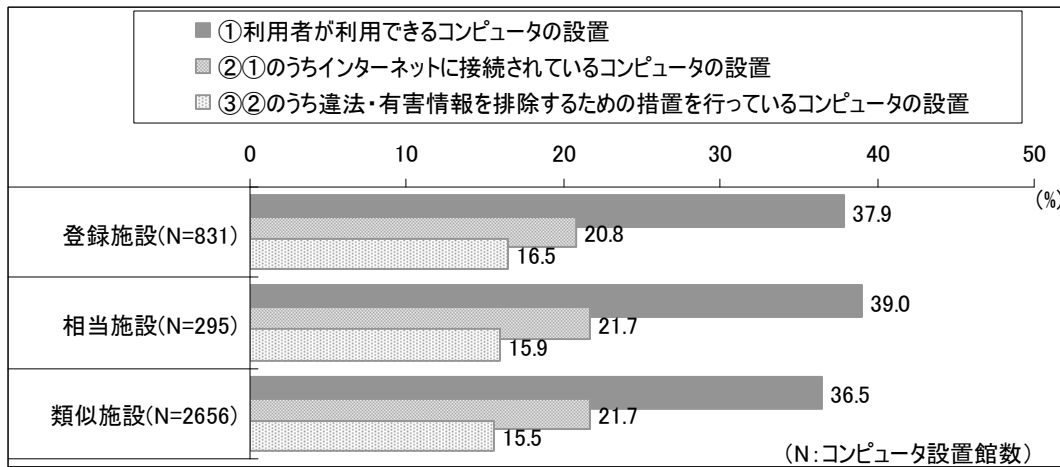
約90%の登録博物館と博物館相当施設がコンピュータを設置している一方、コンピュータを設置している博物館類似施設は58.7%にとどまる。

なお、コンピュータを設置している館における利用状況（施設利用者のコンピュータ使用、インターネット接続、違法・有害情報の排除のための措置）は、施設の種別にかかわらずほぼ同じである。

図表2-22 コンピュータの設置状況（登録状況別）



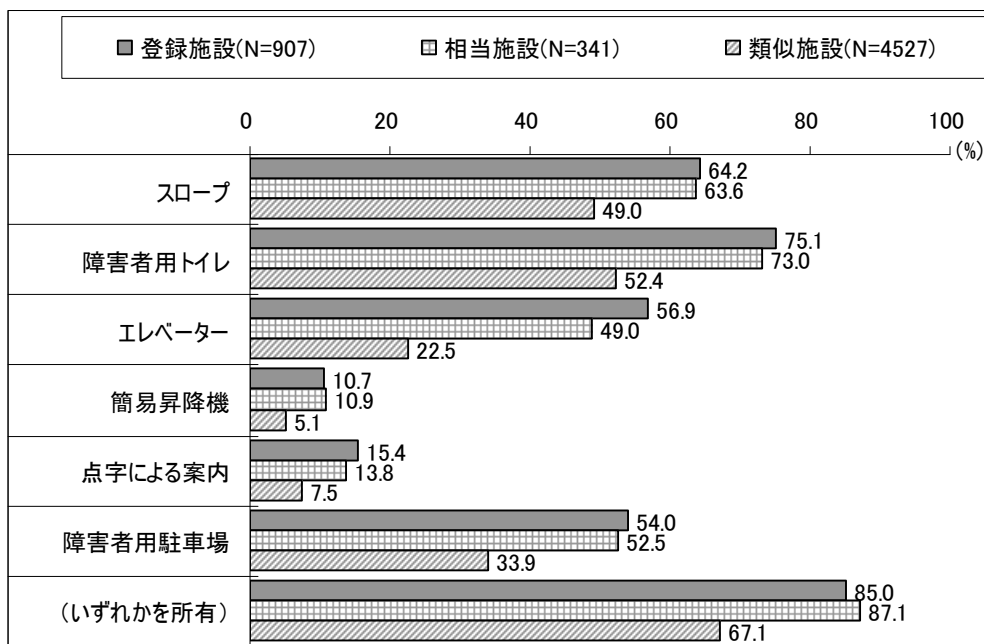
図表2-23 コンピュータ設置館における活用状況（登録状況別）



### ③ バリアフリー関係設備の設置

バリアフリー関係設備については、すべてのバリアフリー関連設備において、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の順で、整備が進んでいる傾向が見られる。

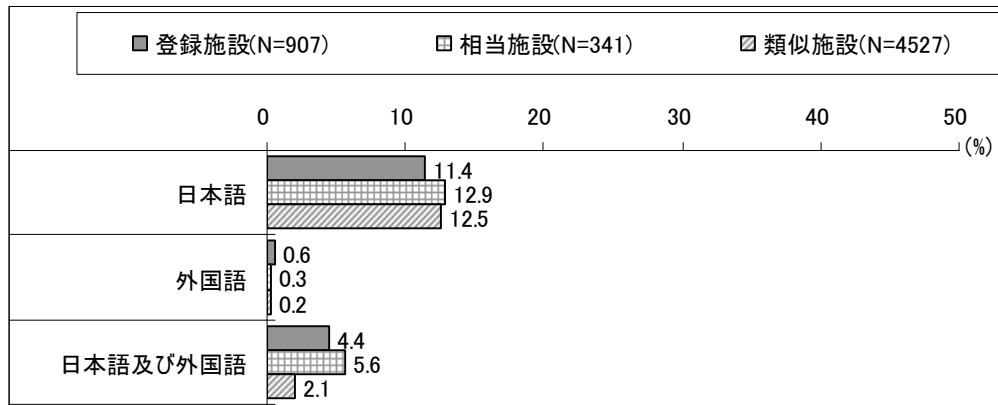
図表2-24 バリアフリー関係設備の所有状況（登録状況別）



#### ④ 音声ガイドの設置

音声ガイドの所有状況は全館種において低い状況にとどまる。

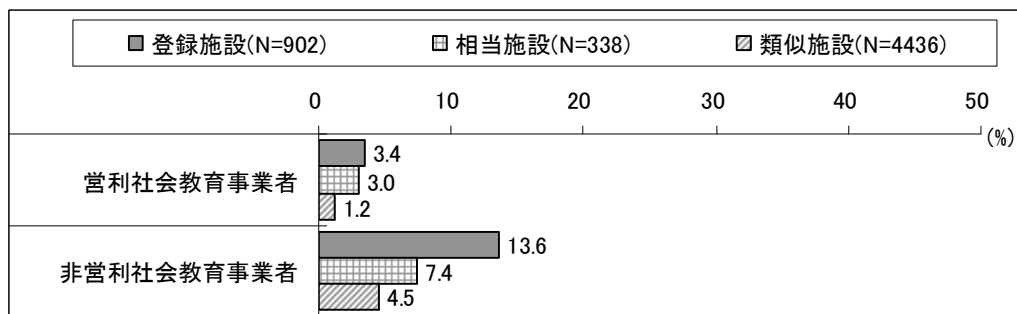
図表2-25 音声ガイドの設置状況（登録状況別）



#### ⑤ 民間社会教育事業者との連携・協力状況

民間社会教育事業者と連携・協力している施設は低い水準にとどまる。連携・協力している施設の割合は、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の順で多くなっている。

図表2-26 民間社会教育事業者との連携・協力の状況（登録状況別）

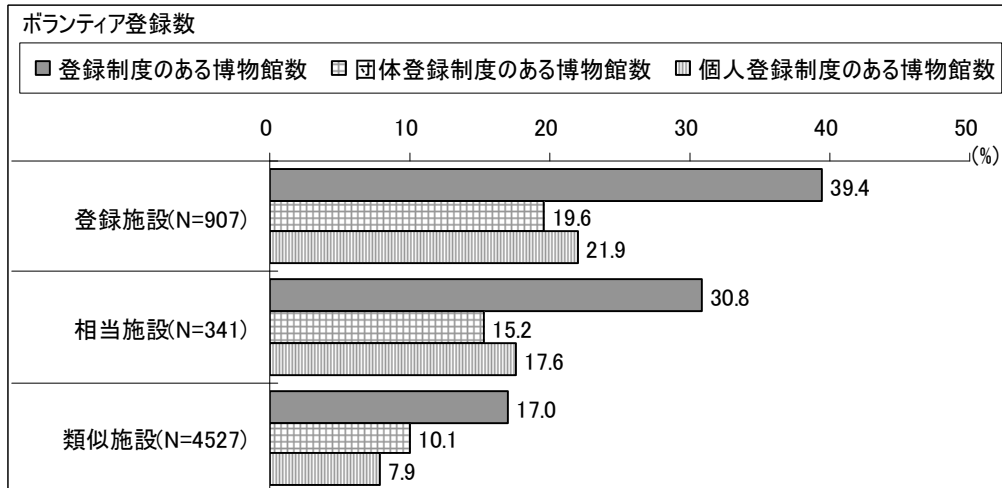




⑥ 博物館におけるボランティア登録制度の状況

ボランティア登録制度のある施設の割合は、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の順で多くなっている。

図表2-27 ボランティア登録制度の状況（登録状況別）



## 4. 海外の事例収集

---

### 4.1 海外調査方法・対象

本邦の博物館登録制度の検討に資する情報を提供するため、アメリカの全米博物館協会（American Association of Museums、以後 AAM と略記）の基準認定事業（Accreditation Program）、フランスのフランス博物館法<sup>6</sup>（Loi n°2002-5 du 4 janvier 2002 relative aux musées de France）、およびイギリス政府、博物館・図書館・公文書館委員会（Museums, Libraries and Archives Council、MLA）の博物館基準認定制度（Museum Accreditation Scheme）について調査した。これら海外の事例に関しては、すでに過年度の調査で詳細な記述がなされていることを踏まえ、ウェブなど一般公開されている情報をベースに過去の類似の報告書の調査結果をアップデートし、さらに新しい情報について追加した。

### 4.2 海外調査結果

#### (1) 調査結果

調査結果の概要は、次表のとおりである。

---

<sup>6</sup> 本法の正式名称和訳は、「フランスの博物館に関する法律（No2002-5、2002年1月4日）」であるが、海外の登録制度に関する選考調査の結果を踏まえ、「フランス博物館法」と呼ぶものとする。

図表 4-1 海外登録・認定制度の概要

| 制度の名称                  | 実施主体                  | 目的  | 施行年                     | 背景   | 登録・認定博物館の割合                                | 対象                                      | 主な審査項目  | 登録・認定の継続  | メリット  | 備考  |
|------------------------|-----------------------|---|-------------------------|--|--|---|---|---|---|---|
| AAM 基準認定事業             | 全米博物館協会 (AAM)         | 高レベルの活動を行う館を認定する                                  | 1970 年                  | 連邦政府が脱税対策を理由に、非営利団体の取締まりを検討したことから、博物館自ら基準を確立する必要が生じた。<br>なお、非営利団体は理事会による自己規制によって運営されており、組織の信用獲得(例えば、資金調達など)において基準認定が重要視されるものと考えられる。        | 5%<br>全体 17,500<br>認定館 780                 | 特に規定はない                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業プランニング</li> <li>ガバナンス</li> <li>コレクションの管理</li> <li>事業の倫理憲章</li> <li>使命の公表</li> <li>運営の委託</li> <li>施設およびリスク管理</li> </ul> | 再審査制度が導入されており、認定博物館には、5～10 年に一度、再審査が実施される。                | 寄付金を受けやすくなる、また、内国歳入法 501 条 c 項 3 に基づき非営利団体として認定され、免税、郵便料金減免を受けやすくなる、など。   | -   |
| 「フランスの博物館」<br>フランス博物館法 | フランス博物館高等審議会          | 「公共の利益」の観点から、優れた博物館のコレクションの保護、充実を促進し、教育、研究活動を促進する | 2002 年、2004 年に改正        | 1945 年に制定された博物館に関する行政令が現状にそぐわなくなったため、本法が制定された。   | 12～24%<br>全体 5,000<br>～10,000<br>登録館 1,212 | 国、地方自治体、もしくは非営利の民間法人が設置する博物館            | <ul style="list-style-type: none"> <li>コレクションの内容(目録の提出)</li> <li>コレクションが法的措置により没収される可能性が無いことの証明</li> <li>贈与または公的な支援によって得た資料を公開すること</li> </ul>                   | フランス博物館高等審議会による、認定の取り消しがありうる。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>国外流出の危機にある、文化財を購入し、「フランスの博物館」のコレクションに追加した場合、購入者は購入金額に応じて税の控除を受けられる。</li> <li>「フランスの博物館」はコレクションの充実のために、先買権を有する。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「フランスの博物館」のコレクションは永続的であり、一部の資料のコレクションからの除外は認められない。それ以外の資料についても、専門委員会の許可が必要である。</li> <li>「フランスの博物館」のコレクションが危機にさらされた場合、その全体、または一部を一時的に移管することができる。</li> <li>私立の「フランスの博物館」のコレクションは差し押さえることができない。</li> </ul>                          |
| 博物館基準認定制度              | 博物館・図書館・公文書館委員会 (MLA) | 博物館の最低基準を定める                                      | 1988 年、1995 年、2004 年に改正 | 1980 年代における公共サービスへの要求水準の高まり、および公的補助金の付与対象となる博物館の選定などが背景となり、制定された。当初「登録(registration)」であったが、2004 年の改正を経て、より高いレベルの「認定(accreditation)」に変更された。 | 71%<br>全体 2,500<br>認定館 1,795               | 常設コレクションを持たない科学センター、プラネタリウム、自然風景地などは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンスと博物館運営</li> <li>利用者へのサービス</li> <li>来館者用設備</li> <li>収蔵品管理体制</li> </ul>   | 基準認定を受けた博物館は、2 年に一度、もしくは MLA の要求に応じて、基準認定報告書を提出しなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般に認められた基準を満たす施設であることの公的な証明</li> <li>名誉の印</li> <li>資金調達が比較的容易になる</li> <li>職員の意識および士気の向上</li> <li>組織の健康診断</li> <li>サービスの質の向上</li> <li>博物館間のネットワークの拡大</li> </ul> | 改善すべき点として以下が指摘されている <ul style="list-style-type: none"> <li>単一の基準では多様な組織規模・形態の博物館に対応できない</li> <li>登録要件を単純化、改善すべき</li> <li>申し込みプロセスの合理化すべき</li> <li>他の基準との調和をはかるべき</li> <li>基準認定支援へのアクセスを向上すべき</li> <li>国立博物館へのメリットを明確にすべき</li> <li>基準認定を専門家、一般を問わず通用するレベルとすべき</li> </ul> |

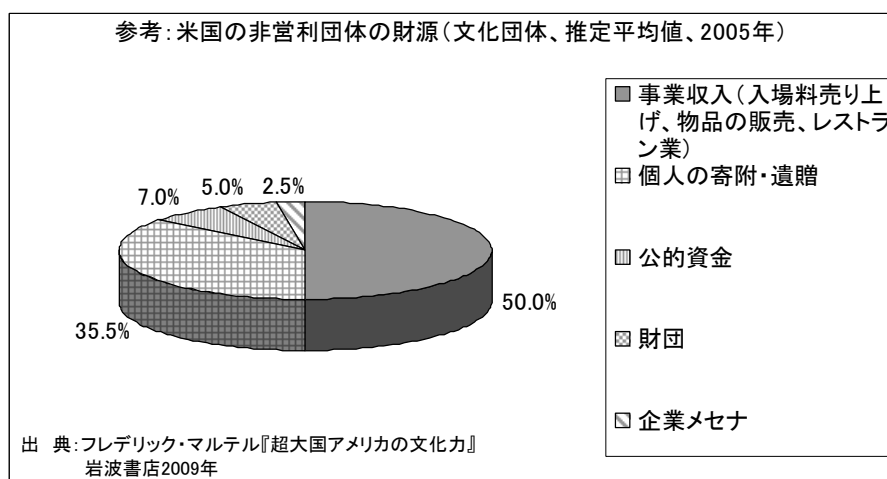
## (2) 調査結果の詳細

### 1) AAM 基準認定事業(アメリカ)

#### ① 制度の概要

20世紀初頭にアメリカで始まった博物館の在り方に関する議論の結果、1960年代に博物館の使命は教育にあり、地域活動の推進力となる期間であるとの認識が共有されるようになった。同時期に連邦政府が脱税の取り締まりを目的に、非営利団体としての博物館の定義を定めようとしたのに対し、博物館自ら基準を確立し、その社会的意義を国に認めさせる必要があると認識されるようになった。こうした背景において、AAMは1970年に基準認定事業を開始した<sup>7</sup>。

アメリカにおいては博物館に限らず、劇場、バレエ団、オーケストラ、図書館、独立系ラジオ放送局のほとんどが、公共の利益を認められた非営利団体であり、その財源のほとんどが、事業収入と個人の寄附と遺贈によって占められ、公的資金の割合は極めて低い。参考までに、文化分野における非営利団体の財源の内訳の推定値を次図に示す。



この「非営利団体」は合衆国の「内国歳入法 501 条 c 項 (3)」の規定により、連邦所得税、州法人税、固定資産税、付加価値税などの免除が受けられる。さらに、「非営利特別料金」という郵便料金の適用、美術作品に対する保険料の免除や、海外からの收藏品購入における関税の免除など、広範囲の優遇措置が受けられる<sup>8</sup>。AAM 基準認証制度は、その成立過程を考慮すれば、こうした優遇措置を受けるのにふさわしい施設であることの証明との意味合いを持つものと考えられる。

以下に述べるとおり、AAM 基準認定事業では、博物館の外形的要素、活動内容双方に基準を設け、認定を行っている。現在、全米の博物館は 17,500 館と試算されるのに対し、基準認定を受けた博物館は 780 館<sup>9</sup>、全体の 5%以下にとどまる。すなわち、高レベルの活動を行う館の認定が本制度の目的である。

<sup>7</sup> 出典：平成 17 年度文部科学省委託事業「博物館制度の実態に関する調査研究」株式会社丹青研究所、平成 18 年 3 月

<sup>8</sup> 出典：フレデリック・マルテル『超大国アメリカの文化力』2009 年、岩波書店

<sup>9</sup> 出典：AAM ホームページ、<http://www.aam-us.org/>

## ② 認定のプロセス<sup>10</sup>

- (ア) 申請：博物館からの申請をうけて、AAM は自己診断質問票 (Self-Study Questionnaire) と申請費の請求書を博物館に送付する。
- (イ) 自己診断：博物館は 1 年間かけ、自己診断質問票に記入、必要書類を準備し、AAM の基準認定の担当者に送付する。担当者は書類を審査し、結果を自己診断レビューチェックリスト (Self Study Review Checklist) にまとめ、博物館に返送する。
- (ウ) 中間認定 (Interim Approval)：自己診断質問票が適切に記入されており、必要書類も揃っていると判断される場合、AAM の認定委員会 (Accreditation Committee) において自己診断質問票を審査し、現地審査 (Site Visit) の実施可否を判断する。審査は「適格基準 (Eligibility Criteria)」に基づいて行われる。
- (エ) 現地審査：AAM は現地審査委員会 (Visiting Committee) の委員候補リストを博物館に送付し、博物館はその中から委員を選定する。現地審査の日程を調整、実施する。
- (オ) 認定の最終決定：AAM の認定委員会は現地審査委員会の報告書、および自己診断の書類を審査し、認定の最終判断を行う。最終判断結果、および現地審査委員会の報告書は博物館に送付される。なお、現地審査の基準としては、現地審査におけるチェックポイントをまとめた、「委員の期待 (Commission's Expectations)」がある。
- なお、AAM の基準認定制度には再審査制度が導入されており、認定が認められた場合、次期の審査の日程が通知される。再審査は 5～10 年に一度実施され、中間認定は行われない。

## ③ 認定基準<sup>11</sup>

### (ア) 中間認定における「適格基準」

中間認定においては、現地審査対象とする博物館を選出するに当たり、以下の基準を設けている。

- ・ 合法的に組織された、非営利団体、または非営利組織の一部、または政府機関であること
- ・ 基本的に教育的な性質であること
- ・ 使命が明文化されており、承認されていること
- ・ 恒常的なプログラム、展示によって、資料 (object) もしくは地域 (site) の一般向け公開、開設を行っていること
- ・ コレクション、資料の記録 (documentation)、修復、利用に関して適切なプログラムを有していること
- ・ 上記の機能を行う拠点となる、施設、土地を有していること
- ・ 過去 2 年間、一般公開の実績があること
- ・ 年間最低 1000 時間公開されていること
- ・ 常設コレクションの 80% が取得した (accessioned) ものであること

<sup>10</sup> 出典：AAM ホームページ、<http://www.aam-us.org/>

<sup>11</sup> 出典：AAM ホームページ、<http://www.aam-us.org/>

- ・ 専門的な知識と経験を有する、有給の職員が少なくとも1名いること
- ・ 所有者が運営を委託する、フルタイム勤務の館長がいること
- ・ 効率的な運営に足るだけの財源を有していること
- ・ 「認定博物館の要件 (Characteristics of an Accreditable Museum) <sup>12</sup>」を満たすことを示しうること

これら項目のほとんどは博物館の外形的な基準ともいえるが、館種、設置者に関する要件は設けられていない。また、「認定博物館の要件」の、「公衆の信頼と説明責任」、「使命とプランニング」、「運営と組織体制」、「コレクションの管理」、「教育と解説」、「財政的安定」に関しては、これら項目の職員の理解など質的な審査基準が含まれている。

#### (イ) 「現地審査」における基準

現地審査におけるチェックポイント、「委員の期待」は以下の7項目からなる。

- ・ 事業プランニング (Institutional Planning)
- ・ ガバナンス (Governance)
- ・ コレクションの管理 (Collections Stewardship)
- ・ 事業の倫理憲章 (Institutional Code of Ethics)
- ・ 使命の公表 (Mission statements)
- ・ 運営の委託 (Delegation of Authority)
- ・ 施設およびリスク管理 (Facility and Risk Management)

基準認定に際して、博物館は中間認定の「適格基準」に加え、次表に示す「委員の期待」各項目の基準への対応が求められる。中間認定においては外形的な基準が多く含まれているのに対し、現地審査では博物館の運営全般にわたり、博物館の基礎的な機能と、使命を軸とした運営が行われているかどうかを、あらゆる方面から検討されている。「運営の委託」を除き、これらの基準は質的な性質のものである。

図表 4-2 AAM 博物館認定制度、現地審査の項目と基準

| 項目           | 基準  |
|--------------|---|
| 事業<br>プランニング | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業プランニングが博物館の業務全般を網羅しており、博物館の使命と合致していること</li> <li>- 博物館の運営者 (governing authority) および職員が、博物館の使命を果たすべく戦略的に考え、行動していること</li> <li>- 利用者と周辺地域の参加を考慮した事業計画を実行すること</li> <li>- プランニングを遂行する手段があり、これら手段を用いて活動を評価・遂行できること</li> </ul>  |
| ガバナンス        | <ul style="list-style-type: none"> <li>- ミッションを効率的に遂行しうるガバナンス、職員、ボランティア制度であること</li> <li>- 運営者、職員、ボランティアが自分自身の役割と責任を明確に理解していること</li> <li>- 運営者、職員、ボランティアが合法的、倫理的、効率的に自身の責任を果たしていること</li> <li>- 博物館の指導者、職員、ボランティアの構成、所有資格が博物館の使命と目的の達成を可能にするものであること</li> <li>- 運営者と博物館を支援する団体の間に、明確かつ正式な責任分担が規定されていること</li> </ul> |

<sup>12</sup> 「公衆の信頼と説明責任」、「使命とプランニング」、「運営と組織体制」、「コレクションの管理」、「教育とインタープリテーション」、「財政的安定」に関する項目が含まれる。

|            |   |
|------------|---|
| コレクションの管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 博物館は使命と合致したコレクションを所有、展示、利用しなければならない</li> <li>- コレクションを、合理的、倫理的、効率的に管理、記録、補修しなければならない</li> <li>- コレクションについて、学術上の適切な基準を満たす研究を実施しなければならない</li> <li>- コレクションの利用と充実を戦略的に計画しなければならない</li> <li>- 使命に基づき、コレクションの保存、および利用者のコレクションへのアクセスを提供しなければならない</li> <li>- コレクション、利用者、職員の要請にあわせて、スペースを割り当て、施設を利用しなければならない</li> <li>- 人員、コレクション、資料、および施設の安全と保安のために、適切な手段を講じなければならない</li> <li>- コレクションに対する潜在的なリスク、紛失に対して、適切な手段を講じなければならない</li> <li>- コレクションの管理に関して、戦略的に計画を策定し、倫理的に行動すること</li> <li>- コレクションを合法的、倫理的かつ責任をもって取得、管理、利用し、保有・管理するコレクションの出自、入手経緯、その状態と所在を把握していること</li> <li>- 博物館が管理するコレクション、資料への定期的、適度なアクセス、および利用を可能にすること</li> </ul> |
| 事業の倫理憲章    | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 博物館は公共の信用のもとに取得された財の良き管理者であること</li> <li>- 博物館の使命の遂行、運営において、公的な説明責任を果たし、透明性を確保すること</li> <li>- 博物館の運営者、職員、ボランティアは合法的、倫理的、効率的にそれぞれの責任を果たすこと</li> </ul>  |
| 使命の公表      | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 博物館は公に果たすサービスを明確にし、その中心に教育を位置付けること</li> <li>- 博物館の使命の遂行、運営において、公的な説明責任を果たし、透明性を確保すること</li> <li>- 博物館は使命を明確に理解し、使命の根拠、その結果どのような利益が得られるのか伝えること</li> </ul>  |
| 運営の委託      | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 運営者が博物館の運営、管理の全責任を委託したことを示す書類を提出しなければならない</li> </ul>   |
| 施設およびリスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 博物館は公共の信用のもとに取得された財の良き管理者であること<sup>13</sup></li> <li>- 博物館は利用者に施設およびその財への実体的、知的アクセスを供給するよう努めなければならない</li> <li>- 博物館の施設、運営、管理に適応される自治体、州、連邦の法と規則を遵守しなければならない</li> <li>- コレクション、利用者、職員の要請にあわせて、スペースを割り当て、施設を利用しなければならない</li> <li>- 人員、コレクション、資料、および施設の安全と保安のために、適切な手段を講じなければならない</li> <li>- 施設の補修および長期の維持に関して、効果的なプログラムがなければならない</li> <li>- 博物館は清潔に維持されており、利用者の要請にこたえなければならない</li> <li>- コレクションに対する潜在的なリスク、紛失に対して、適切な手段を講じなければならない</li> </ul>  |

#### ④ 参考

(ア)「ミュージアム・アセスメント・プログラム (Museum Assessment Program)」

AAMは基準認定事業に加え、ミュージアム・アセスメント・プログラムも実施している。同プログラムも自己診断と現地審査を行うものであるが、基準認定事業が優秀な博物館の顕彰を目的とするのに対し、ミュージアム・アセスメント・プログラムは改善を望む博物館に対し、改善に資する助言、提案を行うことを目的としている。

<sup>13</sup> この基準は項目「事業の倫理憲章」にも含まれている。

## 2) フランス博物館法(フランス)

### ① フランス博物館法の概要

本法が2002年に制定される前まで、フランスにおける博物館の分類を定めた法令は「美術館の暫定的な分類に関する行政令(No.45-1546、1945年7月13日)」<sup>14</sup>であった。本法には中央政府が管理を行う美術館の分類が定められていた。しかしながら、1980年代にミッテラン政権で博物館の大規模な改修が相次ぎ、コレクションの充実以外にも、教育普及活動、利用者サービスの重要性が認識されるようになった<sup>15</sup>。こうした認識を背景に制定されたのが、フランス博物館法である。

本法は博物館に対する「フランスの博物館(musées de France)」の認定、および以下の5項目を特徴としている<sup>16</sup>。「公共の利益」の観点から、優れた博物館のコレクションの保護、充実を促進し、教育、研究活動を促進する点が特徴的である。

#### (ア) 社会の発展、「文化の民主化」の担い手としての博物館の再定義

- ・ 「フランスの博物館」は公的セクターによる公共サービス、もしくは公共性の高い(d'utilité publique)民間サービスの枠組みにおいて、公共の利益(intérêt public)が認められるコレクションを公衆に展示することを目的に、保存することを使命とする<sup>17</sup>。
- ・ 「フランス博物館法」において、博物館はより多くの利用者に文化のアクセスを提供すべきと考えられている。したがって、文化財のみならず教育・普及における博物館の使命を認め、より多くの利用者が利用できるよう入場料を設定するよう義務付けている。

#### (イ) 博物館の地位の統一と博物館間の連携の強化

- ・ 本法は設置主体に関らず全ての博物館を対象とする。したがって、博物館のコレクション、設置条件の多様性に対応するため、共通して課される条件はコレクションの保護、利用者へのアクセスなど最低限にとどめられている。
- ・ 博物館のまとめ役を果たすフランス博物館高等審議会(Haut Conseil des musées de France)が創設された。本組織のメンバーは、国会上院、下院議会の代表者各1名、国の代表者5名、地方自治体の代表者5名、学術・修復の専門家、および専門家5名(私立の「フランスの博物館」代表者2名、公立の「フランスの博物館」代表者1名を含む)であり、さまざまな設置者、種別の博物館の意見を代表できるよう、考慮されている。
- ・ この審議会は「フランスの博物館」の認定、および認定取り消しにおける文化大臣への答申を作成する。そのほかに、「フランスの美術館」に関連し、資料のコレクションからの除外の認定(下記「(ウ)」参照)、所蔵資料の貸与・保管に関する

<sup>14</sup> Ordonnance n° 45-1546 du 13 juillet 1945 portant organisation provisoire des musées des beaux-arts.

<sup>15</sup> 出典：平成17年度文部科学省委託事業「博物館制度の実態に関する調査研究」株式会社丹青研究所、平成18年3月

<sup>16</sup> 同法の条文は、<http://www.legifrance.gouv.fr/>にて閲覧可能。また、特徴については、同法成立前の資料であるが、フランス文化コミュニケーション省の2001年12月18日付プレスリリース(《Une loi pour les musées de France》)を参照されたい。

<sup>17</sup> コレクションに「公共の利益(intérêt public)」が認められる、とは、「コレクションに美学的、歴史的、社会的、科学的などの観点から、極めて高い価値が認められる」、と解釈されることが多いと考えられる。



助言、およびコレクションが危機にさらされた場合の一時的な移管に関する決定を行う。

#### (ウ) コレクションの保護の強化

- ・ 「フランスの博物館」のコレクションは永続的であり、コレクションからの除外（déclassement）は、贈与または遺贈によって得た資料、および国または地方自治体の援助を受けて取得した資料については認められない。それ以外の資料についても、担当省庁が設置する専門委員会の許可が必要である。
- ・ 「フランスの博物館」が所有するコレクションが危機にさらされた場合、その全体、または一部を一時的に移管することができる。
- ・ 私立の「フランスの博物館」のコレクションは差し押さえることができない。また、国または地方自治体の援助を受けて取得した資料は譲渡できない。
- ・ 「フランスの博物館」はコレクションの充実のために、先買権<sup>18</sup>を有する。

#### (エ) 地方分権との整合性

- ・ 地方自治体が設置する博物館のうち、「フランスの博物館」の認定を受けていない施設には、国家の権限は及ばないことになった。この法律が定められる以前は、地方の博物館も中央政府の管轄化にあった。本法では、国家の役割は科学的、専門的な監督よりも助言にあることが強調されている。

#### (オ) 税制上の優遇措置

- ・ 法人税課税対象の企業が「フランスの博物館」のコレクションに加えるために、国外流出の危機にある、輸出が禁じられた国宝（Trésor national）を購入した場合、法人税額の50%を上限に、購入金額の90%が税額から控除される。
- ・ 同様の状況において、国宝級ではないが文化財を購入した場合、その購入額の40%が税額から控除される。

フランスの博物館数は、正確な統計は得られていないが5,000～10,000館といわれる<sup>19</sup>。「フランスの博物館」の認定を受けた施設は2009年で1,212館であるから、フランスの博物館全体に占める割合は12～24%にとどまる。

## ② 認定のプロセス

「フランスの博物館」認定に申請する博物館は以下をフランス博物館高等審議会に示さなければならない。以下の項目をフランス博物館高等審議会が審査、答申を行い、この答申を受けて文化大臣もしくは関連省庁の大臣が認定の可否を判断する。

- ・ 収蔵品コレクションの目録
- ・ コレクションが担保に設定されていないことの証明
- ・ フランス博物館法に則り、「贈与または遺贈によって得た資料、および国または地方自治体の援助を受けて取得した資料は、一般公開し続ける」旨が博物館の定款

<sup>18</sup> droit de préemption、競売品を落札しなくても落札価格で購入する権利

<sup>19</sup> *Droit du patrimoine culturel et naturel*, Philippe Guillot, ellipses, 2006

に記載されていること

### ③ 認定基準

認定の基準は下記に示すとおりである。外形的基準として、博物館の設置者に関する基準が設けられている以外、博物館のコレクションが認定の基準になっている。特に、コレクションの内容が重要な基準になっているものと考えられる。

- (ア)「フランスの博物館」認定を申請するには、国、地方自治体、もしくは非営利の民間法人が設置する博物館でなければならない
- (イ)コレクションの内容（目録の提出）
- (ウ)コレクションが法的措置により没収される可能性が無いこと
- (エ)贈与または公的な支援によって得た資料を公開すること

### 3) 博物館基準認定制度 (Museum Accreditation Scheme、イギリス)

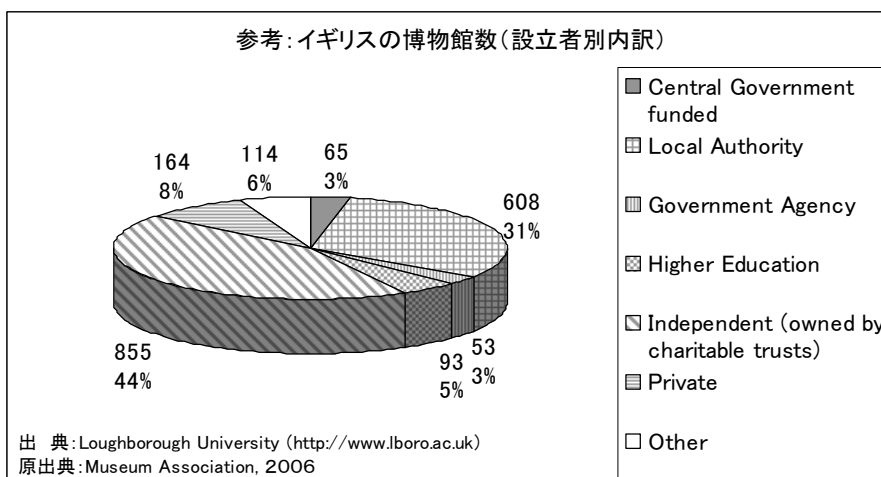
#### ① 制度の概要

イギリスの基準認定制度は、運営の最低基準を満たす博物館を対象とする博物館登録制度 (Museum Registration Scheme) として 1988 年にスタートした。その背景には、1980 年代より公共サービスの質および効率性に対する要求水準が高まったために、博物館運営における最低基準を明確にする必要、および、公的補助金付与の対象となる博物館を決定するための評価基準を作成する必要があった。本制度は 1995 年、および 2004 年に行われ、2004 年に現行の博物館基準認定制度 (Museum Accreditation Scheme) に改称された<sup>20</sup>。

現行の基準認定制度は「博物館、ギャラリーが博物館運営、利用者サービス、見学者用施設、収蔵品管理における最低基準の充足の促進」、「社会より信託を受けた収蔵品、および公的資金の適正管理を行う機関としての博物館への信用醸成」、「博物館に共通の倫理的基盤の強化」を目的としている。これらは博物館運営の最低基準を示すものであり、高レベルの目標水準としてイギリス博物館協会 (Museum Association) の「倫理規定 (Code of Ethics)」との整合性が図られている<sup>21</sup>。なお、現行の基準認定制度は現在見直しが行われており、その方針については本項末に扱う。

イギリス博物館協会の統計によると、イギリスには約 2,500 の博物館があるとされる<sup>22</sup>。その内、基準認定を受けた博物館が 1,634 施設、暫定認定 (Provisionally Accredited) を受けた館が 160 であり<sup>23</sup>、合計すると博物館全体の 71% を占めている<sup>24</sup>。

以下参考に、2006 年のイギリスの博物館の設置者別の内訳を下図に示す。2006 年の時点では、イギリス博物館協会が把握していた博物館 1,952 館のうち、中央政府、地方政府以外のチャリタブル・トラスト (Charitable Trust) の設立する館が 855 館、また、私人もしくは私企業が所有する館が 164 館であり半数以上を占めている。



<sup>20</sup> 出典: 平成 17 年度文部科学省委託事業「博物館制度の実態に関する調査研究」株式会社丹青研究所、平成 18 年 3 月

<sup>21</sup> Accreditation Standard・The Accreditation Scheme for Museums in the United Kingdom, MLA, 2004

<sup>22</sup> 出典: イギリス博物館協会ホームページ (<http://www.museumsassociation.org/>)。なお、同協会による博物館の定義は以下のとおり。「Museums enable people to explore collections for inspiration, learning and enjoyment. They are institutions that collect, safeguard and make accessible artefacts and specimens, which they hold in trust for society」

<sup>23</sup> 出典: MLA ホームページ (<http://www.mla.gov.uk/>)

<sup>24</sup> Statistical Report: Accreditation November 2010 Meeting Update, MLA, 2010, December 7

## ② 認定のプロセス

### (ア) 認定機関

認定の申請の窓口となる認定機関 (Assessing organization) は地域ごとに異なり、イングランドは MLA の地方支部 (regional agencies)、スコットランドおよび北アイルランドは博物館会議 (Museum Councils)、ウェールズ地方は CyMLA (Museums Archives Libraries Wales) である。なお、政府支出による国立博物館は MLA 本体が認定機関となる。認定の可否を決定するのは、認定委員会 (Accreditation Committee) のメンバーからなる認定小委員会 (Accreditation Panel) である。認定委員会は基準認定制度を監督する立場にあり、イギリスの多様な博物館に関し、幅広い知識を有する博物館の専門家によって構成される。メンバーの半数は公募、残りはイギリス博物館協会、独立博物館協会 (the Association of Independent Museums)、CyMAL、Museums Galleries Scotland、および北アイルランドの博物館会議によって指名される。

### (イ) 申込用紙の入手、提出

認定に申し込む博物館は地域の認定機関にコンタクトし、MLA 所定の申込用紙を入手する。申込用紙の構成は認定基準に関する質問形式であり、認定基準の要求項目と申込用紙の質問項目の番号が一致するように振られている。認定博物館はこの申込用紙に記入の上、参考資料として書類を添付し、地域の認定機関に提出する。

### (ウ) 審査

認定機関で申込用紙および添付書類に不足が無いことを確認し、博物館の諸施策、サービスが各博物館の種別、規模、立地に応じた適切なものであるかを点検する。認定機関は各博物館の現状に基づき、認定小委員会 (Accreditation Panel) に対し勧告を行い、この勧告に基づき、認定小委員会が認定の可否を決定する。

認定の結果は以下の二通りである。

- ・ 認定 (Full Accreditation) : 認定を申請した博物館が全ての認定要件を満たしている
- ・ 暫定認定 (Provisional Accreditation) : 認定を申請した博物館は全ての認定要件をすぐに満たすことはできないが、1年以内に要求を満たす意思、意図がある。

### (エ) 基準認定の維持

基準認定を受けた博物館は、2年に一度、もしくは MLA の要求に応じて、基準認定報告書 (Accreditation return) を提出しなければならない。この基準認定報告書の提出を怠ると、基準認定が取り消される。なお、博物館は博物館の設置主体 (governing body) もしくは執行部 (managing committee) に事業報告を定期的に行うことが好ましいとされており、こうした報告書を基準認定報告書の一部として用いることも可能である (事業報告のシステムに不安がある博物館は、認定機関からの助言を受けることができる)。

基準認定の要件に変更が生じた場合も、一定の移行期間の後、変更後の要件を満たすことが要求される。また、基準認定を受けた後、博物館が要件を満たしていないと見なされ

た場合、認定機関と博物館の協議の後、認定小委員会の決定により、認定が取り消されることもある。

### ③ 認定基準

#### (ア) 認定の対象

博物館基準認定制度では、以下の施設は通常認定対象外である

- ・ 常設コレクションを持たない科学センター、プラネタリウム、自然風景地、考古学遺跡など
- ・ 生態を展示する施設（動物園、水族館、植物園）
- ・ 教育目的の貸し出しサービス
- ・ 常設コレクションのない展示施設
- ・ 生物、環境、考古学の記録センター
- ・ インターネットでのみ収蔵品にアクセス可能な施設

#### (イ) 認定基準

基準認定に際しては、「ガバナンスと博物館運営」、「利用者へのサービス」、「来館者用設備」および「収蔵品管理」の4項目につき、次表に示す認定要件が定められている。これらの要件は博物館の活動の質的な項目に関するものがほとんどである。

図表 4-3 MLA 博物館基準認定制度、項目と認定要件

| 項目          | 認定要件   |
|-------------|--|
| ガバナンスと博物館運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 許容しうる設置主体であること</li> <li>- 適切な運営体制が敷かれていること</li> <li>- 収蔵品の所有権に問題が無いこと</li> <li>- 土地、建物が安全に使用されていること</li> <li>- 財政基盤が健全であること</li> <li>- 博物館の目的、重点目標、支出計画などを含む将来計画が定められていること</li> <li>- 緊急時の対策が定められていること</li> <li>- 博物館の責任を果たす上で適切な経験を持つ職員が適切な人数いること</li> <li>- 職員の雇用と人事手続</li> <li>- 専門家の助言を受けられること</li> <li>- 博物館の方針と意思決定に専門家の助言が得られること</li> <li>- 関連諸法、安全・計画上の規制を遵守していること</li> </ul> |
| 利用者へのサービス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 場所、開館時間、およびサービスに関する情報を公開していること</li> <li>- 幅広い利用者にアクセスできるサービス、施設であること</li> <li>- 提供するサービスについて、利用者の意見を取り入れていること</li> <li>- 収蔵品およびそれらに関連する情報が利用者に提供されていること</li> <li>- 利用者の学習と娯楽に役立つ方法で、コレクションのインタープリテーションが行われていること</li> </ul>  |
| 来館者用設備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 多様な公共施設がアクセス可能であること、もしくは、それらの施設が敷地内にない場合、近隣にある施設の情報を提供していること</li> <li>- 施設の内外に方向、案内表示があること</li> <li>- 来館者のケアのための施策が行われていること</li> <li>- 来館者が利用するエリアを維持できる体制</li> </ul>   |

|       |  |
|-------|--|
| 収蔵品管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 設置者、またはその代理人によって認可された収蔵品取得、および処理に関する方針が定められていること</li> <li>- ドキュメンテーション手続のマニュアルが維持されていること</li> <li>- SPECTRUM(イギリス博物館記述標準)が定める、基礎的なドキュメンテーション手続が維持されていること</li> <li>- 未処理資料への対策期限を含む、明文化されたドキュメンテーション計画</li> <li>- 収蔵品の損害、劣化のリスクを最小化するための活動</li> <li>- 専門家による安全対策評価を実施し、勧告を実施する(少なくとも5年ごとに見直すこと)</li> </ul> |
|-------|--|

#### ④ 参考：現行の博物館基準登録制度見直しについて

MLAは2009年秋に「Impact of the Museum Accreditation Scheme」および「The Development of Accreditation – Gauging the museum sector’s response」という、博物館基準認証制度に関する、認定博物館を対象とするアンケート調査に基づく報告書2編を公開している。このうち、前者では、基準登録制度申請の理由として博物館から寄せられた以下の回答が掲載されている。

- ・ 資金調達のため
- ・ 小規模また/かつボランティアで運営している博物館が、より大きな博物館と同じ基準で運営していることを示すため
- ・ 登録（2004年以前）していたため

一方、「The Development of Accreditation」においては、基準認定制度のメリットとして以下のアンケート結果を掲載している。

- ・ 博物館間のネットワークの拡大（60%）
- ・ 名誉の印（40.5%）
- ・ 一般に認められた基準を満たす施設であることの公的な証明（81%）
- ・ 資金調達のため（85.1%）
- ・ 職員の意識および士気の向上（36.4%）
- ・ 組織の健康診断（74.9%）
- ・ サービスの質の向上（63.1%）

これらの報告書2点では、現状の基準登録制度に関する改善点が指摘されており、これらに対し、MLAは2010年1月に「Accreditation: The Way Forward」という文章を発表しその対策を明らかにしている。次表にその主要なものをまとめる。

図表 4-4 MLA 博物館基準認定制度の主な改善すべき点と MLA による対策

| 改善すべき項目   | MLA による対策  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>単一の基準では多様な組織規模・形態の博物館に対応できない</li> </ul>                            | <p>単一の評価の枠組みは全ての博物館に適合し得ないことを認識し、新基準は規模などに応じて斟酌可能なものとし、要求されるレベルと活動をガイドラインで明記する。なお、評価担当者と認定小委員会のメンバーは訓練と経験をつんでおり、適切なレベルを選択できる。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>単純化、改善が必要だが、新基準の追加は(現状では)不要</li> <li>オプションとして新分野の基準を加える</li> </ul> | <p>博物館基準認定は博物館の運営改善の第一歩として捉えている。たとえば、指定コレクションを所有するような博物館では、所蔵品管理および研究においてより高いレベルを要求する方が適切と考えられる。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>申し込みのプロセスを合理化すべき</li> </ul>  | <p>最初から手続を行う必要があるのは新規申し込みの博物館のみであり、さらに、現在すでに認定を受けた博物館を対象に、それぞれの必要と目標に合わせた 2 年、または 3 年ごとの報告システムを開発する予定である。このシステムでは、変更のない書類や、インターネットなどで公開している書類の提出を省略できるようにする予定である。</p>                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>他の基準との調和</li> </ul>  | <p>基準認定制度は、VAQVAS (Visitor Attraction Quality Assurance Scheme) および IIP Award (Investors in People) を取り込むことを決定した。MLA はこれらの基準との関連を精査し、基準認定制度の要件と重複する部分がある場合、手続の一部省略を認めることも検討している。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>基準認定のガイダンス、支援へのアクセスの向上</li> </ul>                                  | <p>Collection Link、および MLA のケーススタディ集をさらに発展させる。基準認証支援のレベルを維持し、効率的にすべく努める。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国立博物館へのメリットを明確にする</li> </ul>                                       | <p>あらゆるサイズの博物館が参加していることは博物館基準認定制度の強みであるが、小規模な博物館と大規模な博物館に対するメリットをさらに明確化することが重要である。認定制度は、大規模な博物館の、博物館コミュニティにおけるリーダーシップの一部になるものと考えている。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>基準認定を専門家、一般を問わず通用するラベルとする</li> </ul>                               | <p>認証制度はまずは専門家を対象とするラベルであるが、一般人に対しても意味を持つべきである。適切なブランディングにより、博物館、設置者、利用者に意味のあるものとするを目指す。</p>   |

#### 4) 海外の事例の我が国に対する示唆

##### ① 制度の目的と基準

アメリカ博物館協会による基準認証制度、フランス政府文化省の「フランスの博物館」、イギリス政府 MLA による博物館基準認証制度を概観したが、いずれの制度に関しても、制度が策定されるに至った固有の背景があり、それに応じた目的と基準が設定されている。AAM 基準認定事業では博物館自らが博物館の在るべき姿を定め、かつその基準が非営利団体として、また寄附を受けるのにふさわしい団体の基準として社会的に認知される必要があった。したがって、博物館の経営、運営体制、コレクションや施設管理に至るまで、高いレベルの博物館活動を行う施設を認定する制度になっている。

「フランスの博物館」では、ミッテラン政権化の「グラン・プロジェ」で施設整備がすすんだ博物館に対し、時代遅れになった博物館行政を見直すと共に、一層のコレクションの充実と保護を目的としたものである。したがって、認定の基準はコレクションを主な審査項目としたものであり、原理上はコレクション保護のためにある博物館を「フランスの博物館」に認定し、その博物館から収蔵物を移管することさえありうる。

イギリス政府の博物館認証基準は公共サービスの質の向上が主目的であり、博物館の「最低基準」を定めたものである。審査基準は博物館活動の全般に渡るが、実際に認定を受けている館はイギリス全国の博物館の実に 71% に上る（上記 AAM 認定事業の認定を受けた施

設は全米の博物館の5%、「フランスの博物館」は多く見積もっても全仏の博物館の24%に過ぎない)。AAM認定事業と比較して、認定基準の項目は似ているが、実際の要求水準に差があるためであろう。

翻って我が国の博物館登録制度をみると、当初は国の補助金の付与対象となる施設の認定にも用いられた制度であり、そこに付随的にいくつかの優遇措置が行われるようになった経緯がある。しかしながら、現在は国からの直接の補助金の交付がなくなり、登録の審査基準も公立博物館の設立要件や施設の外形的基準など、現状との齟齬が生じた部分が少なからず存在する。あらためて、登録制度の目的を考え直し、その目的に応じた審査基準の検討が必要であろう。

## ② 登録博物館に対するメリット

上述の三制度のうち、少なくとも AAM 博物館認定事業とフランス博物館法では、博物館は登録によりメリットが得られる。AAM の場合は非営利団体としての認定による内国歳入法 501 条 c 項 3 による免税、郵便料金減免、また、ファンドレイジングにおける信用などであろう。フランス博物館法では、「フランスの博物館」に展示するために、コレクションを購入した者に対する所得税控除などが定められている。

博物館登録の作業は博物館にとっては負担となる事務作業でもあり、メリットを設定する必要があるものと考えられる。なお、このメリットは必ずしも金銭的なものである必要はない。実際、イギリスの博物館基準認定制度では、制度の利用により、博物館活動の質が認められた、職員の意識向上、サービスの質の向上や業務の見直しができた、というメリットが博物館からの声として寄せられている。ただし、登録をして「博物館活動の質が認められた」と捉えるには、登録制度自体がそれなりの知名度を有していることが前提であり、その点でも我が国の登録制度には改善が必要であると考えられる。



## 5. 地方自治体における博物館登録制度担当者調査

---

### 5.1 調査方法・対象

博物館登録制度の運用実態や課題、要望等を把握するため、都道府県教育委員会の博物館登録制度担当部署を対象としたヒアリング調査を実施した。調査対象は以下のとおりである。

- ・ 群馬県
- ・ 大阪府
- ・ 福岡県

### 5.2 ヒアリング調査結果

#### (1) 群馬県

○貴自治体における博物館登録制度の方針、運用状況

- ・ 博物館登録制度にかかる業務としては、相談や資料送付の依頼は 0～3 件/年程度、近年では登録は数年に 1 件程度である。
- ・ 登録審査については「群馬県博物館の登録等に関する規則」に基づき運用しており、その他の点に関しては、文部科学省通達に従っている。実地調査を行い審査するが、学芸員数等に関して特に基準はない。審査基準に従って実地を確認し、専門家からの意見を聴取した上で、必要な書類が揃っていれば登録博物館としている。

○事後の確認等の状況

- ・ 登録の申請に関する内容変更があれば、届出が提出される。法令の規定以外に事後の確認、審査は特に実施していない。
- ・ 任意で毎月入館者数報告をしていただいている。

○博物館側の登録制度への要望、その他

- ・ 博物館法及び登録審査基準要項では最低限の登録要件が示されているが、私立博物館においては登録が税制面での優遇措置にもつながることから、博物館法第 3 条に規定する事業の内容等についても何らかの登録基準を設けて、登録要件に加えてもよいのではないか。
- ・ 博物館登録をするメリットとして、私立博物館の税の減免等があるが、博物館法第 24 条の趣旨に沿い、公立博物館を対象とした事業助成制度などの充実が望まれる。
- ・ 登録後は、各登録博物館に毎年最低限の範囲内で入館者数や実績報告等の提出を求めるなど、定期的に状況を確認するような仕組みを設けてもよいのではないか。

#### (2) 大阪府

○貴自治体における博物館登録制度の方針、運用状況

- ・ 博物館法に定められたとおりの運用を行っており、府として独自に定める内規等は存在しない。
- ・ 登録件数は数年に 1 件程度であるが、登録に向けた相談は現在も何件か受けており、各館

において数年間かけて様々な観点から整備を進めていただいている。

- ・ 明文化された規定はないが、担当が都度確認する要件は存在する。ハードルは高く設定して、十分な確認をするようにしている。
- ・ 確認内容は資料保管の条件、学芸員数、火事の際の退避体制等などであり、具体的には「展示品に虫害やカビの害がないようになっているか」「刀剣があれば、扱える学芸員がいるか」「うるし品に適した保管設備を有するか」「展示や収納において2名の人員が必要な場合には学芸員が2名いるか」等である。

#### ○事後の確認等の状況

- ・ 学芸員の人数変更、収蔵資料の変更等は、届出を提出してもらい、担当者が現地確認を実施している。

#### ○博物館側の登録制度への要望、その他

- ・ 国として、学芸員数や文化財保護施設について、具体的な基準が定められると良い。他の都道府県の運用状況は気になっているところであり、情報提供願いたい。
- ・ 利点として、補助金が出ることは重要であると感じる。
- ・ (公益社団・財団は登録博物館に指定されれば、税の減免を受けられるので、その点は優れた仕組みであると思う。)

### (3) 福岡県

#### ○貴自治体における博物館登録制度の方針、運用状況

- ・ 登録業務は、社会教育課が所管している。登録は「福岡県博物館登録規則」、その審査基準は「福岡県博物館登録審査基準要綱」に準拠し、書類審査と担当者及び該当分野の学芸員による実地調査を行った上で登録の可否を決定している。
- ・ 現在、登録博物館 17 館、相当施設 10 館、類似施設 86 館であり、登録・相当施設は全体の2割強である。
- ・ 類似施設の中には、登録要件を満たし、活発な活動も行っている館もあり、これらの館に登録博物館・相当施設の申請を促し、県内の博物館全体の質を向上させたいと考えている。特に新設館はもとより、公立博物館を中心にできるだけ登録するように、働きかけを行っている。
- ・ 博物館登録の申請件数は、5年に1件程度である。登録申請及び変更に関わる相談は、年間に数件あり、登録を目指して条件整備についての具体的なアドバイスを行っている。
- ・ なお、文化財資料の展示・保存環境や活用などについては、文化財保護課が相談を受け、具体的な指導・助言を行っている。

#### ○事後の確認等の状況

- ・ 施設の位置づけの変化や人員の削減により要件を満たすのに困難な状況に直面している事例も生じている。

- ・ 課題が生じていると思われる館に対しては聴取・指導を行い、登録取消に至らないように努めている。
- ・ 今後、登録博物館・相当施設を対象として、調査票の提出などの定期的な確認方法について検討していきたい。

#### ○博物館側の登録制度への要望、その他

- ・ 設立から長い時間を経過し、特に民俗・考古資料を多く抱えている未登録館では、登録に当たって、資料目録の整備が障害となるケースもある。
- ・ 文化庁の「美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業」の対象が「登録博物館・相当施設および公開承認施設」であることからメリットを感じているという博物館もあった。このようなメリットが増えれば、館の登録意欲も増すと思われる。
- ・ 人文系博物館の場合、公開承認施設と博物館登録制度の基準を混同して、登録を諦めている場合もある。

## 6. 博物館登録制度への考察

### 6.1 本調査から得られた示唆

以上のアンケート調査、ヒアリング調査などから得られた示唆は以下のとおりである。

#### (1) 登録博物館のメリットと登録制度の利用促進に向けたインセンティブの向上方策の検討の必要

- 現状の登録博物館のメリットとしては、社会的信用、他館との連携、協調が挙げられる
- 登録のメリットを感じていない登録博物館も一部で存在する
- 現状の登録制度のメリットは、登録制度の利用促進にむけたインセンティブとして十分に機能していない

登録博物館および博物館相当施設を対象とする、登録博物館または博物館相当施設としてのメリットに関する設問（複数回答）においては、全体（387館）では「社会的な信用が得られる」と回答した館が最も多く47.8%を占め、その割合は登録博物館（210館）では54.3%、博物館相当施設（177館）では40.1%であった。なお、登録年代別の分類では、1959～1979年に登録した博物館（64館）では60.9%、1980～1994年に登録した館（82館）では48.8%、1995～2010年に登録した館（60館）では56.7%と、登録年代に関わらず一定のレベルで登録制度により社会的信用が得られると認識されていることが分かった。

現状の博物館登録制度のメリットに関する設問で、次いで回答が多かったのが「他館との連携、協調などがしやすくなる」と「特にメリットは感じていない」であった。これらの回答が占める割合は全体ではそれぞれ30.5%および28.9%であり、登録博物館、博物館相当施設の区分、登録博物館の登録年代の区分でも概ね30%前後で推移している。ただし、1995～2010年に登録した博物館においては、「他館との連携、協調などがしやすくなる」と返答した館の割合が43.3%と特に高いのに対し、「特にメリットは感じていない」と回答した館は23.3%と他の区分と比して低く、最近登録した館においては、なんらかのメリットを実感している可能性が高いと考えられる。

なお、ヒアリング調査においても博物館登録あるいは博物館相当認定のメリットとして「社会的な信用」と「他館との連携、協調」を挙げた施設がある。その具体的な例は、「学校向けに作成したパンフレットを県教育委員会において配布してもらえるようになった」、「収蔵品の貸借が容易になった」などであった。さらに、ヒアリングを実施した一部の館からは、「学芸員の設置が義務付けられるため、登録博物館においては博物館活動の質が高い」といった意見も寄せられた。

しかしながら、博物館相当施設、あるいは、博物館類似施設から登録博物館への移行を希望しない割合は高い。登録博物館への移行に関する設問においては、博物館相当施設（全177館）の46.9%、博物館類似施設（全158館）の81.6%から回答が寄せられたが、その内、博物館相当施設46.9%、すなわち回答館の65.0%が「希望しない」と回答しており、博物館類似施設に至っては、全体の62.0%、すなわち回答館の76.0%が「希望しない」と回答している。また、登録博物館への移行を希望しないと回答した館のみを対象に、登録を希望しない

理由を登録基準の充足状況、および、それ以外の理由の有無に応じて整理すると次表のとおりである。

図表 6-1 博物館登録基準の充足状況とそれ以外に登録を希望しない理由の有無(N=152)

| 登録基準    | 登録基準以外の登録を希望しない理由の有無 | 該当する博物館の割合 |
|---------|----------------------|------------|
| 満たしている  | 無し                   | 5.9%       |
| 満たしている  | 有り                   | 25.7%      |
| 満たしていない | 無し                   | 27.6%      |
| 満たしていない | 有り                   | 40.8%      |

これにより、登録基準を満たしていないことのみで登録を希望しない館が27.6%であるのに対し、登録基準の充足状況の如何に関わらず、それ以外の理由により登録を希望しない館が66.5%に上ることがわかる。

登録を希望しない理由として、「登録の基準のうち設置者要件を満たしていない」（博物館相当施設と博物館類似施設の合計 335 館の 28.7%）、「登録に必要な学芸員がない」（同 22.1%）に加え、「登録博物館であることにメリットが感じられない」（同 23.9%）が上位を占めている。この結果から、前項で述べたメリットが博物館に理解されていない、もしくは、登録促進のためのインセンティブとして十分に機能していないと考えることができる。

一方、海外に目を向けると、海外における登録に類する制度においては、アメリカの AAM 基準認定制度や、イギリスの MLA 博物館登録制度で見られるように、優秀な館の認定、博物館全体の活動の質のボトムアップなど、制度の目的が明確であり、かつ、寄附金を受けやすくなる、助成金を受けやすくなる、といったメリットがある。このため、制度の目的の明確化、およびその目的に応じたメリットの設定は、我が国の登録制度においても検討すべき課題と考えられる。

## (2) 登録博物館に対する資料の種別に応じた優遇・充実方策等の検討の必要

- 重要文化財・国宝の展示や、収蔵品輸送時の付保、稀少資料の入手など展示面での登録博物館への支援
- 収蔵品の寄附を受ける際の相続税や、展示品の輸入時における関税の減免措置など、税制上の優遇措置
- 登録博物館のみを対象とした広報普及支援の実施

登録制度に希望する利点に関する設問においては、「重要文化財・国宝の展示に関する登録博物館への優遇措置」を「強く希望」または「やや希望」と回答した館の合計が、全体（514 館）の 63.4%を占めた。この割合を館種別に分析すると、総合博物館（全 57 館）では 70.2%、歴史博物館（228 館）では 63.6%、美術博物館（112 館）では 74.1%と、こうした資料の展示が優遇措置により容易になることが制度利用のインセンティブとなりうることが窺われる。

収蔵品の取得や運搬に係るコスト低減に対する期待も高く、多くの博物館が「収蔵品の寄附を受ける登録博物館に対する相続税の優遇措置」、「収蔵品輸送時における、公的な付保の

実施」、「展示品の輸入時における関税の減免措置」を期待するメリットとして挙げている。

ただし、重要文化財、国宝の展示に関する優遇措置と同様、館種ごとに回答にばらつきがみられる点に留意が必要と考えられる。次表には「強く希望」および「やや希望」と回答した博物館全体、および「総合博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」、「動物園、植物園、動物園、水族館」の館種別の割合を整理した。

図表 6-2 博物館登録制度に対する期待（抜粋、館種別）

|                             | 合計<br>(N=514) | 総合博物館<br>(N=57) | 歴史博物館<br>(N=228) | 美術博物館<br>(N=112) | 動物園、植物園、<br>動物園、水族館<br>(N=46) |
|-----------------------------|---------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 重要文化財・国宝の展示に関する登録博物館への優遇措置  | 63.4%         | 70.2%           | 63.6%            | 74.1%            | 43.4%                         |
| 収蔵品の寄附を受ける登録博物館に対する相続税の優遇措置 | 60.5%         | 66.7%           | 57.9%            | 73.3%            | 39.2%                         |
| 登録博物館の収蔵品輸送における、公的な付保の実施    | 66.0%         | 68.4%           | 66.3%            | 74.1%            | 50.0%                         |
| 展示品の輸入時における関税の減免措置          | 53.5%         | 52.6%           | 50.8%            | 63.4%            | 50.0%                         |

この結果を見ると、関税の減免措置を期待する声が美術博物館において際立って高いほか、その他の利点においては動物園、植物園などとそれ以外の博物館では回答に明確な差が見られることから、館種に応じたきめ細かな配慮が望ましいと考えられる。実際、「動植物の輸入手続きなど、稀少資料の入手における優遇措置」を登録制度に期待する利点としてあげた動物園、植物園などが73.9%に達しているのに対し、総合博物館では45.6%、歴史博物館では36.4%、美術博物館では29.5%にとどまっている。

また、博物館登録制度に対する期待として、「登録博物館のみを対象とした広報普及支援の実施」<sup>25</sup>を「強く希望」もしくは「やや希望」と回答した館は、この質問に対する回答館（514館）の56.6%、現在は登録していないが登録を希望している館の65.4%を占めた。こうした結果から、登録博物館への広報の支援も、登録博物館制度の利用促進につながると考えられる。

### (3) 登録博物館に対する財政面での優遇措置の充実方策の検討の必要

- 登録博物館への寄附金の寄附者に対する寄附金控除
- 助成金、補助金等の審査等における優遇措置
- 私立登録博物館における税制上の優遇措置の維持
- 登録博物館の不動産取得などに関する地方税法上の優遇措置

アンケートにおいて、回答館全体、また、現在は登録博物館ではないが登録を希望している館のうち、「登録博物館への寄附金の寄附者に対する寄附金控除」、「助成金、補助金等の審

<sup>25</sup> 全国の登録博物館を掲載した公式リストの作成と公開や、登録博物館であることを示すパネルを建物に表示する制度などが想定される。

査等における優遇措置」、「私立登録博物館における税制上の優遇措置の維持」、「登録博物館の不動産取得などに関する地方税法上の優遇措置」を希望すると回答した館の割合は次表のとおりである。

図表 6-3 博物館登録制度に対する財政面での期待

|                             | 合計(N=514) | 登録を希望する博物館(N=55) |
|-----------------------------|-----------|------------------|
| 登録博物館への寄附金の寄附者に対する寄附金控除     | 64.1%     | 63.6%            |
| 助成金、補助金等の審査等における優遇措置        | 70.5%     | 81.9%            |
| 私立登録博物館における税制上の優遇措置の維持      | 53.7%     | 50.9%            |
| 登録博物館の不動産取得などに関する地方税法上の優遇措置 | 53.1%     | 61.8%            |

「登録博物館への寄附金の寄附者に対する寄附金控除」については、全回答館 514 館のうち、64.1%が「強く希望」、もしくは「やや希望」と回答しており、登録を希望する博物館も63.6%と概ね同じレベルでの回答が寄せられている。その一方、「助成金、補助金等の審査などにおける優遇措置」を「強く希望」もしくは「やや希望」と回答した館の割合に関しては、全体と登録を希望する館の間で10ポイント以上の差が開いている。このほか、「私立登録博物館における税制上の優遇措置の維持」についてはほぼ同一のレベルであるが、「登録博物館の不動産取得などに関する地方税法上の優遇措置」は回答館全体と、登録を希望する博物館の間で10ポイント近い差が開いている。

この結果を見る限りでは、博物館の財政面の支援に対する関心は総じて高いが、登録を希望している館の期待を考慮すると、助成金、補助金等の審査における優遇措置が登録制度の利用促進に向けたインセンティブになりうると考えられる。

#### (4) 現行の登録制度における登録基準のさらなる検討の必要

- 登録の基準の運用方法、ルールの明確化
- 各博物館の活動の特性に応じた基準の適応

博物館登録基準についての設問は、「登録申請資格の設置主体の限定を撤廃する」、「館種の主たる活動別に複数の登録基準を設ける」、「現在の外形基準を柔軟化する」、「登録の基準を明確にする」の4つの項目について4段階で賛否を調査した。最も賛成が多かった項目が、「登録の基準を明確にする」、すなわち、登録基準の運用方法、ルールの明確化に係る項目であり、全回答館 545 館のうち、76.3%が回答を寄せ、71.2%（回答館の93.3%）が「賛成」もしくは「やや賛成」と回答した。一部の自治体が国よりもより厳しい登録基準を設けていることが一因として考えられるほか、ヒアリングでは地方自治体の教育委員会の裁量で登録の可否が決まっている、という博物館関係者の声も聞かれた。

次いで「賛成」もしくは「やや賛成」が多かった項目が、「現在の外形基準を柔軟化する」であった。全回答館の内73.8%が本項目に回答を寄せ、55.6%（回答の75.3%）が「賛成」

もしくは「やや賛成」と回答している。現状の登録制度の外形基準は設置者、建物床面積、年間開館日数など極めて少ない規定しか設けていないが、ヒアリングでは「古屏風のように、コレクション劣化防止の観点から、展示日数が制限され、開館日数が限られる博物館も、そのコレクションや活動の内容によっては登録されても良いのではないか」との指摘が寄せられた。こうしたことから、各博物館の活動内容に応じた基準を適用することに、一部ではニーズがあるものと考えられる。

「登録申請資格の設置主体の限定の撤廃」については、全回答館の77.6%が回答を寄せ、44.6%（回答館の57.7%）が「賛成」もしくは「やや賛成」と答えている。上記の二項目に比較すると相対的には低い割合である。しかしながら、本項目に「賛成」もしくは「やや賛成」と回答した館に対して、登録申請資格を与えるべき団体について質問したところ、「国立施設」、「独立行政法人」、「自治体首長部局所管施設」、「大学」、「一般財団法人」、「企業」すべてについて概ね60%以上、特に「国立施設」、「独立行政法人」、「自治体首長部局」については80%近く、もしくはそれ以上の割合で登録申請資格を与えるべきとの回答を得た。「登録申請資格の設置主体の限定の撤廃」に関しては32.9%（回答館の42.3%）が「反対」もしくは「やや反対」と回答しており、賛否が分かれるものの、選択肢のすべての団体について極めて高い割合で「登録申請資格をあたえるべき」としていることから、本項目については、さらなる検討が必要と考えられる。

#### (5) 登録博物館の質の保証基準の検討の必要

- 登録基準への「展示、公開」、「収集、保管」、「調査、研究」に関する項目の追加
- 博物館による学習支援、学校教育の援助など、従来の博物館の活動とは異なる項目の追加の検討

博物館登録の基準に関し、博物館の活動の質を保証するために、必要と考えられる登録基準の内容に関する設問においては、博物館の中心的な役割である、「展示、公開」、「収集、保管」、「調査、研究」に関して高い賛同が得られた。全回答館545館のうち75～80%の博物館が、「展示、公開」、「収集、保管」、「調査、研究」に関する項目が、博物館活動の質を保証するうえで、博物館登録基準に盛り込むことが「必要」もしくは「やや必要」と回答している。その他の選択肢、すなわち、「案内書の作成などの出版事業」、「講演会、講習会、上映会」、「他の博物館等との連携」、「児童生徒の学習支援」、「学校教育の援助」、「他の社会教育施設との連携、協力」などの事業についても、全て回答館の50%以上が「必要」もしくは「やや必要」と回答している。特に「児童生徒の学習支援」と「学校教育の援助」に関しては、65%以上の館が「必要」もしくは「やや必要」と回答している。

なお、博物館の活動には館種による分類など、多様な広がりがあり、かつ、各館の実態に対応した基準に対する要請もある。こうしたことから、このような基準を導入する際には、画一的な基準を博物館に押し付けることにならないよう配慮することが必要であると考えられる。



## 6.2 結びにかえて

本調査では、博物館登録制度に関する各館の現状認識と、現状の制度に対する全国の博物館等の要望についてアンケート調査、ヒアリングなどを通じて考察を行ってきた。その結果は、「6.1 本調査から得られた示唆」に示したとおりである。

今後全国の登録博物館が、国際的にも誇れる、質の高い諸事業・活動を実施するには、個別の博物館の自律と博物館の連携を促すことに繋がる登録制度の革新が必要であるとともに、登録博物館同士の連携強化、学芸員や職員の人材育成・人材交流促進にも力を注ぐことが強く望まれる。

## 7. 資料編

### 7.1 アンケート調査票

#### 「博物館登録制度等に関する調査研究」調査票

まず、はじめに貴館の概要をご記入ください。

|                       |                   |                       |                     |               |
|-----------------------|-------------------|-----------------------|---------------------|---------------|
| 種別                    | 1. 総合博物館<br>博物館   | 2. 科学博物館              | 3. 歴史博物館            | 4. 美術博物館      |
|                       | 5. 野外博物館<br>水族館   | 6. 動物園                | 7. 植物園              | 8. 動植物園       |
| 登録状況                  | 1. 登録博物館<br>ない    | 2. 博物館相当施設            | 3. 登録、相当のいずれにも該当しない |               |
| 開館年                   | ( )年              | 博物館登録年<br>(登録博物館のみ)   | ( )年                |               |
| 敷地総面積                 | ( )m <sup>2</sup> | 建物延床面積<br>*           | ( )m <sup>2</sup>   |               |
| 年間開館日数<br>(平成 21 年度間) | ( )日              | 年間来館者数<br>(平成 21 年度間) | ( )名                | (有料のみ・有料無料含む) |

\*：動物園の場合は飼育舎、植物園の場合は温室などを含めます。

### 1. 館の特性について

1-1. 貴館では、どのような資料を収蔵・展示していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください(複数回答)。また、○をつけた資料のうち、貴館の運営方針において特に力をいれて収蔵・展示している資料がありましたら、その番号に◎をつけてください。

|                |             |                |           |         |
|----------------|-------------|----------------|-----------|---------|
| 1. 考古資料        | 2. 歴史資料     | 3. 民俗資料        | 4. 民族資料   | 5. 文学資料 |
| 6. 古美術資料       | 7. 近・現代美術資料 | 8. 動物資料(生体は除く) |           |         |
| 9. 植物資料(生体は除く) | 10. 地学資料    | 11. 天文資料       | 12. 理化学資料 |         |
| 13. 産業技術資料     | 14. 動物(生体)  | 15. 植物(生体)     | 16. 建造物   |         |
| 17             | そ           | の              | 他         |         |
| (              |             |                | )         |         |

1-2. 貴館として現在力を入れているのは、次のどの活動ですか。また、今後力を入れたいのはどの活動ですか。それぞれ重視する順に三番目まで選び、回答欄にその番号を記入してください。(番号は、各欄に1つずつ)

|               | 現在力を入れている活動(番号) | 今後力を入れたい活動(番号) |
|---------------|-----------------|----------------|
| 最も力を入れている活動   |                 |                |
| 二番目に力を入れている活動 |                 |                |
| 三番目に力を入れている活動 |                 |                |

番号を選択

|             |
|-------------|
| 1. 調査研究活動   |
| 2. 収集保存活動   |
| 3. 展示活動     |
| 4. 教育普及活動   |
| 5. レクリエーション |

### 2. 館の設置、管理、経営について

2-1. 貴館の設置者は誰ですか。

- |                             |                             |                      |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 1. 国(省庁名 )                  | 2. 独立行政法人                   | 3. 国立大学法人・大学共同利用機関法人 |
| 4. 都道府県 [→2-1-1 及び 2-1-2 へ] | 5. 市区町村 [→2-1-1 及び 2-1-2 へ] |                      |
| 6. 財団法人 [→2-1-3 へ]          | 7. 社団法人 [→2-1-3 へ]          |                      |
| 8. 6、7 以外の公益法人(学校・宗教法人等)    | 9. 民間企業                     | 10. 個人               |



|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 5. 図書館の司書・職員     | 6. 公民館の主事・職員     |
| 7. その他、社会教育施設の職員 | 8. 国・地方公共団体の一般職員 |
| 9. 民間の会社員、団体職員   | 10. 大学の学部生       |
| 11. 大学の大学院生      | 12. その他          |
| ( )              |                  |

3-2-2. 学芸系職員の学歴をお教えてください。複数の学芸系職員が在籍している場合には、その学歴としてあてはまるものすべてに○をつけてください（複数回答）。

|                 |              |        |
|-----------------|--------------|--------|
| 1. 大卒<br>博士課程修了 | 2. 大学院修士課程修了 | 3. 大学院 |
| 4. 学芸系職員はいない    |              |        |

3-3. 貴館には、上記の常勤・非常勤の職員のほかに、次のような職員がいますか。

|                       | 1. 常にいる | 2. 曜日や時期によりいる時もある | 3. いない |
|-----------------------|---------|-------------------|--------|
| 1) 臨時雇用(パート、アルバイト)の職員 | 1       | 2                 | 3      |
| 2) 人材派遣会社などからの派遣職員    | 1       | 2                 | 3      |

3-4. 貴館では、学校との連携事業（事業の一環としての来館受入れなど）を行う担当者を配置していますか。

|                           |                  |            |
|---------------------------|------------------|------------|
| 1. 専任の担当者が配置している<br>していない | 2. 兼務の担当者を配置している | 3. 配置していない |
|---------------------------|------------------|------------|

3-5. 貴館では、関係者や利用者が館の運営に参画できるような組織（博物館協議会など）を設けていますか。

|                           |                         |           |
|---------------------------|-------------------------|-----------|
| 1. 博物館法に定められる博物館協議会を設けている | 2. 1の博物館協議会とは異なるが、設けている | 3. 設けていない |
|---------------------------|-------------------------|-----------|

#### 4. 博物館登録制度について（現状に対する貴館のご意見をお聞かせください）

4-1. 現行の博物館登録制度のままで良いとお考えですか

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 現状のままで良い     | 2. 若干の修正が必要だが、概ね現状のままで良い |
| 3. かなりの修正が必要である | 4. 制度そのものの存廃を含めて検討すべきである |

4-2. 博物館登録制度及び登録基準の見直しに関する以下の意見に対する貴館のお考えをお答えください。

|   | 1. 賛成 | 2. やや賛成 | 3. やや反対 | 4. 反対 |
|---|-------|---------|---------|-------|
| <b>1. 登録制度について</b>                          |       |         |         |       |
| できるだけ多くの博物館が参加できる登録制度とする                    | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 特に優れた博物館のみが参加する登録制度とする                      | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 博物館相当施設の指定制度を登録制度に一本化する                     | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 登録博物館と他の博物館を区別する仕組みを導入する<br>(名称独占、プレート掲示など) | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 登録制度を一定期間の更新制とする                            | 1     | 2       | 3       | 4     |
| <b>2. 登録基準について</b>                          |       |         |         |       |
| 登録申請資格の設置主体の限定を撤廃する                         | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 館種や主たる活動別に複数の登録基準を設ける                       | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 現在の外形基準を柔軟化する                               | 1     | 2       | 3       | 4     |

4-2-1へ

4-2-2へ

|             |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|
| 登録の基準を明確にする | 1 | 2 | 3 | 4 |
|-------------|---|---|---|---|

※登録制度を更新制とすることに「賛成」、「やや賛成」とお答えした方にうかがいます。

4-2-1. 更新期間はどのくらいが適当とお考えですか。

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 1. 1年  | 2. 3年 | 3. 5年 |
| 4. 10年 |       |       |

※登録申請資格の設置主体の限定の撤廃に「賛成」、「やや賛成」とお答えした方に伺います。

4-2-2. 以下から登録申請資格を与えたほうがよいと考える団体すべてに○をして下さい(複数回答)。

|                       |           |                       |
|-----------------------|-----------|-----------------------|
| 1. 国立施設<br>長部局が所管する施設 | 2. 独立行政法人 | 3. 自治体首<br>長部局が所管する施設 |
| 4. 大学<br>( )          | 5. 一般財団法人 | 6. 企業                 |
|                       |           | 7. その他                |

上記の他、博物館登録制度および登録基準の見直しに関して、意見がございましたら、お書き下さい。

|  |
|--|
|  |
|--|

4-3. 博物館の質の保証をするために、登録にあたり以下のような事業・活動について具体的基準が必要だと考えますか。貴館のお考えをお答えください。

|   | 1 必要 | 2. やや必要 | 3. やや不要 | 4. 不要 |
|---|------|---------|---------|-------|
| 博物館資料の展示、公開に関する事業・活動  | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 博物館資料の収集、保管に関する事業・活動  | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 博物館資料の調査、研究に関する事業・活動  | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 案内書の作成などを含む、出版に関する事業・活動                                       | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 講演会、講習会、上映会などの事業・活動   | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 他の博物館等との連携、協力による事業・活動   | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 児童生徒の学習支援に関する事業・活動(団体来館、職場体験への対応等)                            | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 学校教育の援助に関する事業・活動(資料や図書の貸出、学芸員による学習指導、教育実践に関する共同研究、教員研修会への協力等) | 1    | 2       | 3       | 4     |
| 他の社会教育施設(図書館、公民館等)と連携、協力による事業・活動                              | 1    | 2       | 3       | 4     |

上記の他、登録にあたり具体的基準が必要と考えられる事業・活動がございましたら、お書き下さい。

|  |
|--|
|  |
|--|

4-4. 貴館では館の運営の状況についての評価を実施していますか。次に示す各評価について、実施しているかどうか、結果を外部に公表しているかどうかをお答えください。

|  |
|--|
| <p>※お尋ねしている「評価」は、概ね次の条件を満たすものを指しています。</p> <p>①館または設置者(※)の業務に位置づけて実施しているもの</p> <p>②館または設置者が委員会やワーキンググループ等を設け、組織的・計画的に実施しているもの</p> <p>③結果を文書としてまとめることを前提に実施しているもの</p> <p>※設置者: 主務大臣、教育委員会や首長部局、博物館の理事会・評議会、母体企業等</p> |
|--|



以下の質問に関しましては、貴館の館長もしくは副館長がご回答ください。なお、指定管理者制度が導入されている館につきましては、行政側の管理責任者の方がご回答ください（本用紙を行政側ご担当者様に転送いただき、直接弊社にご返送ください）。なお、下記についてお書きになった結果、貴館にとって不利なことや不都合が生じることは一切ありません。

## 5. 博物館登録制度へのご意見について

5-1. 現行の博物館登録制度のままで良いとお考えですか

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 現状のままで良い     | 2. 若干の修正が必要だが、概ね現状のままで良い |
| 3. かなりの修正が必要である | 4. 制度そのものの存廃を含めて検討すべきである |

5-2. 博物館登録制度において、貴館の特色に照らして、今後、特に希望する利点がありますか。また、現在登録博物館ではない館におきましては、「こうした利点があれば登録博物館への移行を検討したい」という観点からご回答ください。

|                              | 1. 強く希望 | 2. やや希望 | 3. 希望しない |
|------------------------------|---------|---------|----------|
| 私立登録博物館における税制上の優遇措置の維持       | 1       | 2       | 3        |
| 収蔵品の寄附を受ける登録博物館に対する相続税の優遇措置  | 1       | 2       | 3        |
| 登録博物館への寄附金の寄附者に対する、寄附金控除     | 1       | 2       | 3        |
| 展示品の輸入時における関税の減免措置           | 1       | 2       | 3        |
| 競売での収蔵品の取得における先買権(※)         | 1       | 2       | 3        |
| 登録博物館の不動産取得などに関する地方税制上の優遇措置  | 1       | 2       | 3        |
| 各種許認可等における手続きの軽減<br>(具体的に: ) | 1       | 2       | 3        |
| 動植物の輸入手続きなど、希少資料の入手における優遇措置  | 1       | 2       | 3        |
| 重要文化財・国宝の展示に関する登録博物館への優遇措置   | 1       | 2       | 3        |
| 助成金、補助金等の審査等における優遇措置         | 1       | 2       | 3        |
| 登録博物館の収蔵品輸送における、公的な付保の実施     | 1       | 2       | 3        |
| 登録博物館のみを対象とした広報普及支援の実施       | 1       | 2       | 3        |

※競売品を落札者よりも優先的に購入する権利。購入は落札価格。

上記の他、博物館登録制度に対して希望する利点がございましたら、お書き下さい。

5-3. 登録博物館の質の維持・向上等を目的とした、博物館の評価制度（登録後の定期的なチェックの仕組み）の導入について、どのようにお考えですか。

|                                | 1. 賛成 | 2. やや賛成 | 3. やや反対 | 4. 反対 |
|--------------------------------|-------|---------|---------|-------|
| <b>評価対象の博物館</b>                |       |         |         |       |
| 登録博物館のみを対象とする(登録制度の一環としての評価)   | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 登録博物館、博物館相当施設及びその他全ての博物館を対象とする | 1     | 2       | 3       | 4     |
| <b>評価の実施方法</b>                 |       |         |         |       |
| 自己評価を実施すること                    | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 設置者による評価を実施すること                | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 第三者による評価を実施すること                | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 都道府県(博物館登録担当部局)による評価を実施すること    | 1     | 2       | 3       | 4     |
| 評価結果を公開すること                    | 1     | 2       | 3       | 4     |

上記の他、評価制度の対象となる博物館、実施方法に関して、意見がございましたら、お書き下さい。

5-4. 貴館のみならず博物館登録制度一般について、何かご意見がございましたら、お書きください。

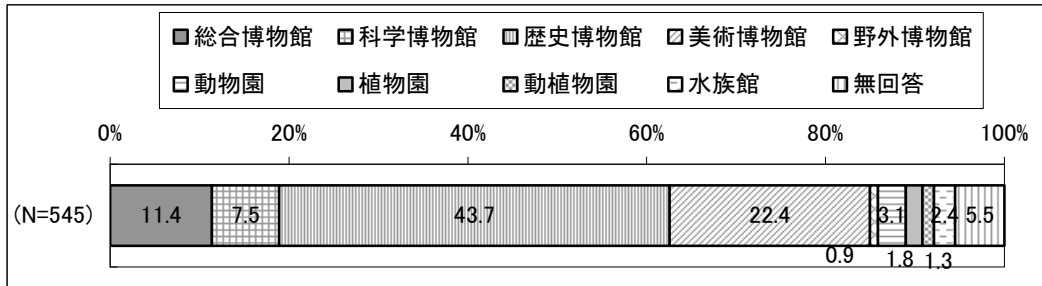
5-5. 博物館登録制度の充実のために、どのような施策が必要だとお考えですか。調査研究、生涯学習支援、学校連携など、貴館の活動の中から考えられるものがございましたら、お教えください。

質問は以上です。同封の封筒、もしくはFAX（03-5157-2143）にてご返信下さい。  
ご協力ありがとうございました。

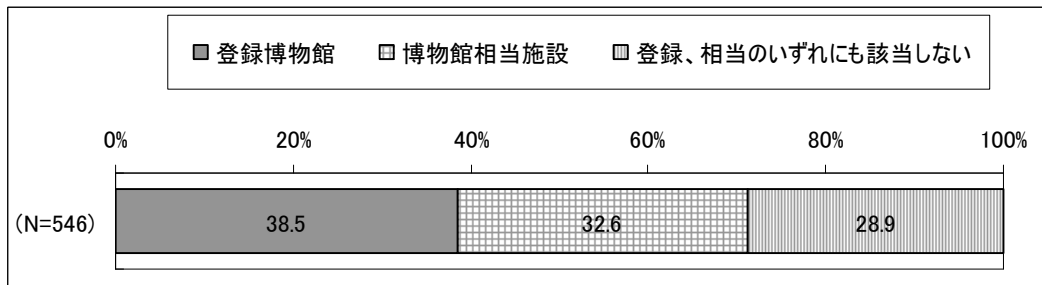


## 7.2 アンケート集計結果一覧

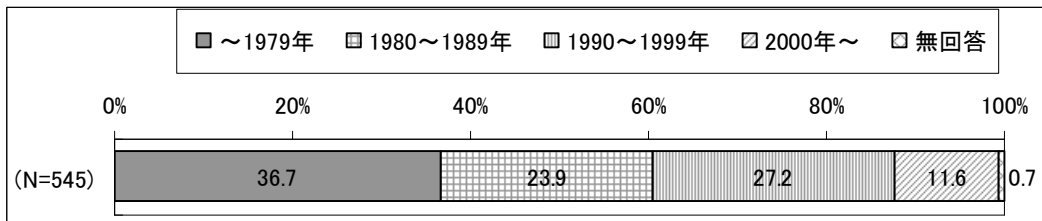
図表 7-1 種別



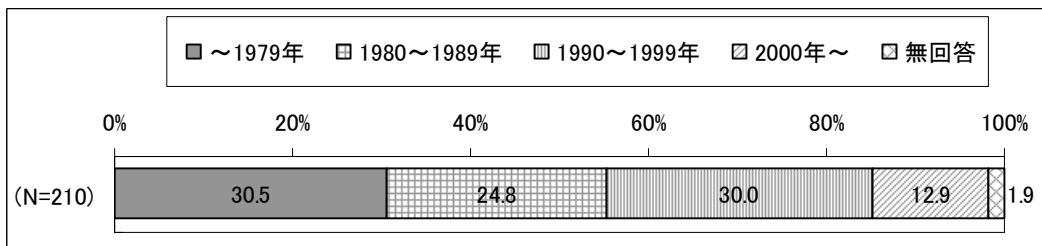
図表 7-2 登録状況



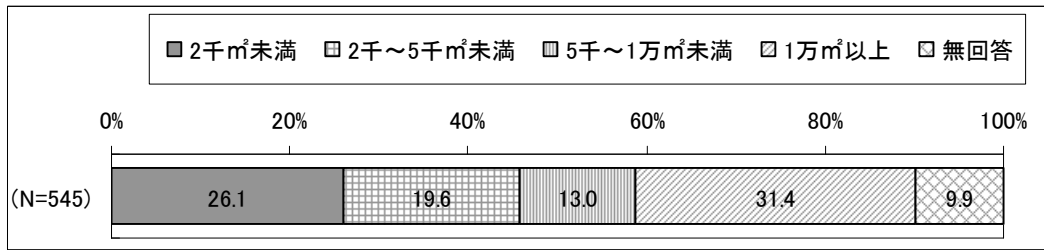
図表 7-3 開館年



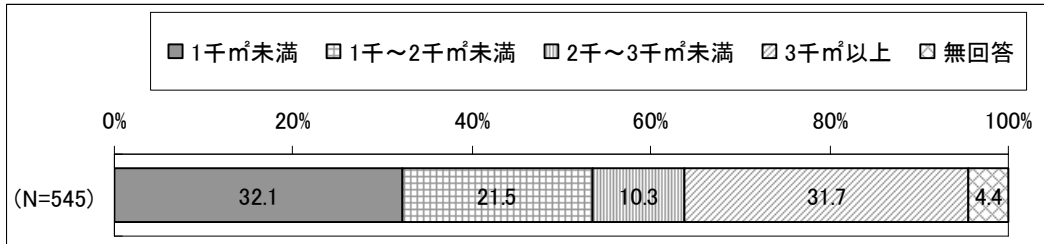
図表 7-4 博物館登録年



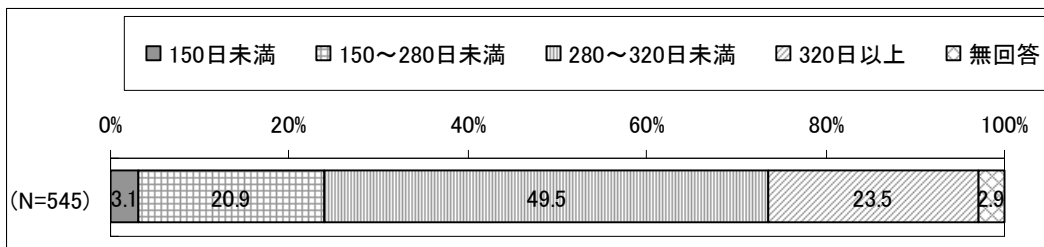
図表 7-5 敷地総面積



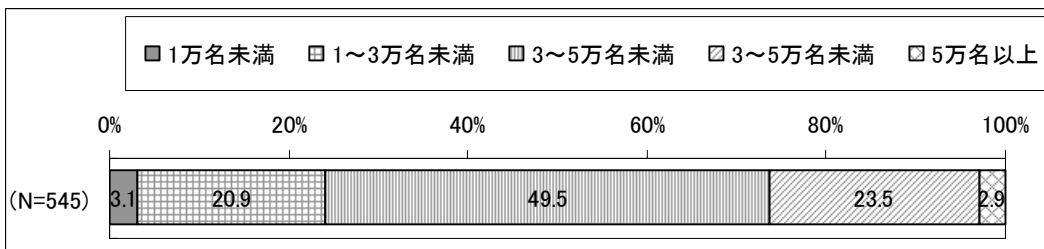
図表 7-6 建物延床面積



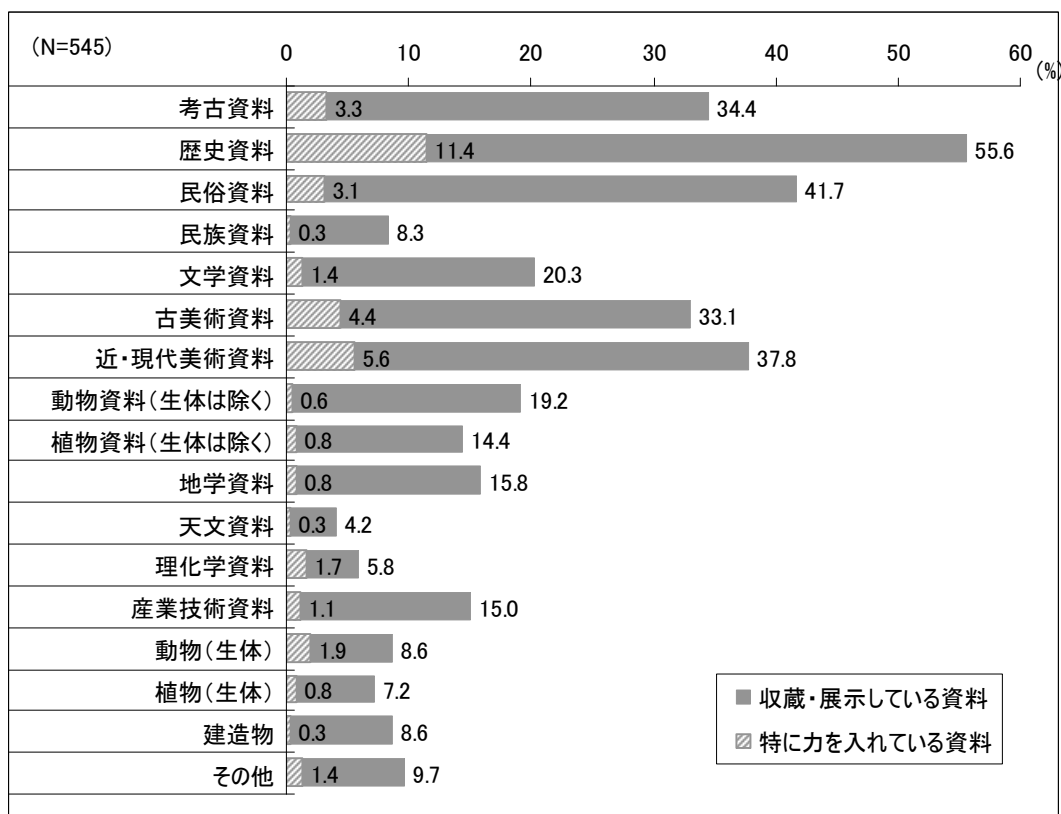
図表 7-7 年間開館日数



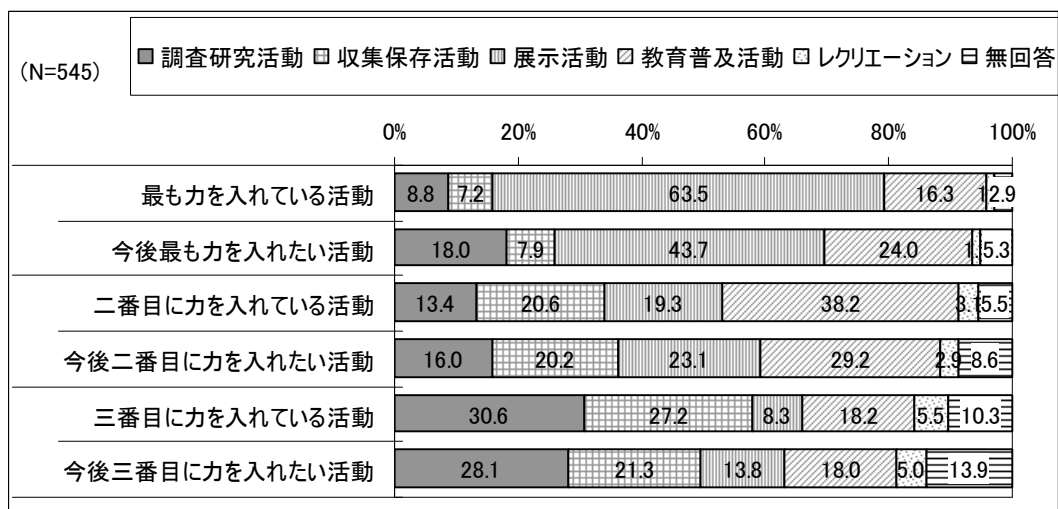
図表 7-8 年間来館者数



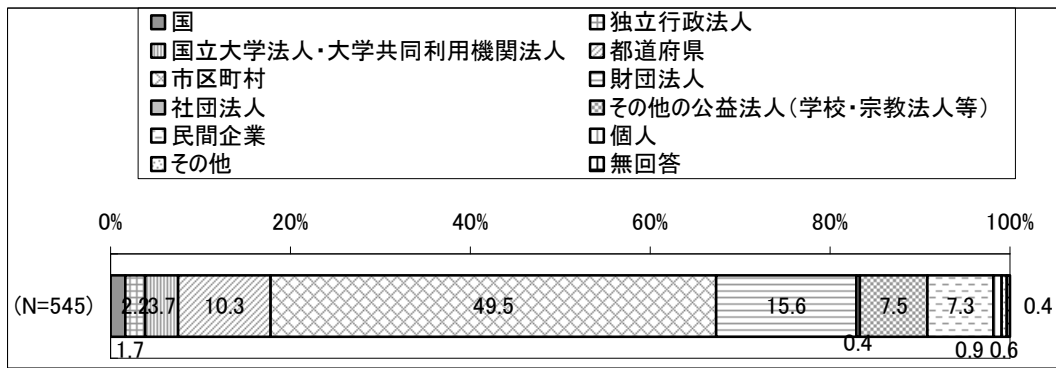
図表 7-9 問 1-1 収蔵・展示資料/特に力を入れている資料



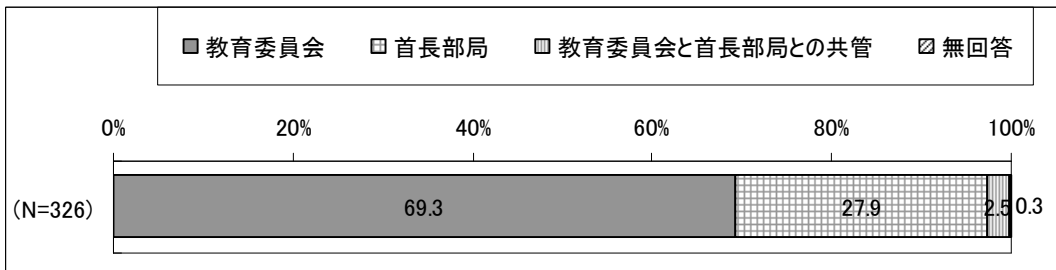
図表 7-10 問 1-2 現在力を入れている活動/今後力を入れたい活動



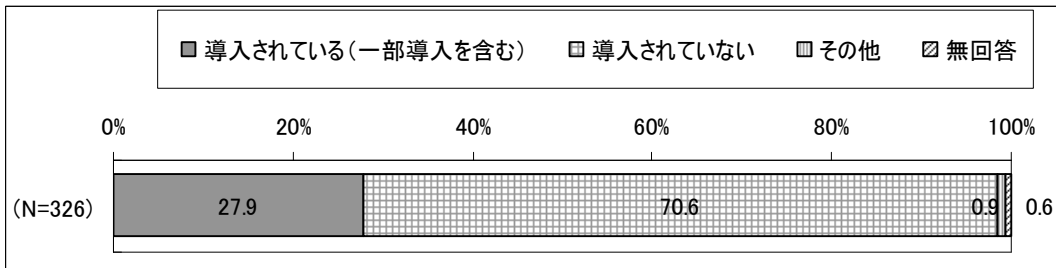
図表 7-11 問 2-1. 設置者



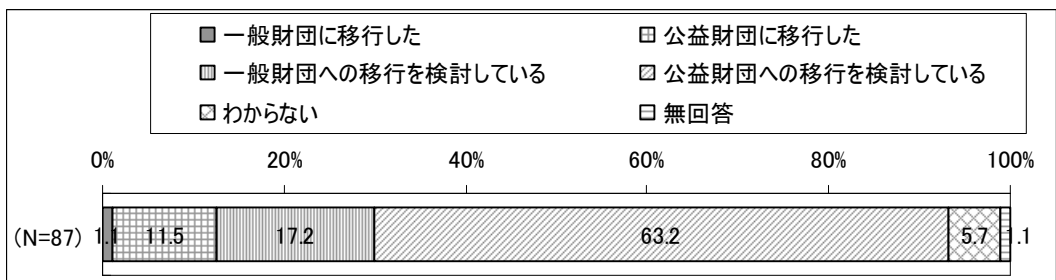
図表 7-12 問 2-1-1. 博物館の所管部局 (都道府県立・市町村立)



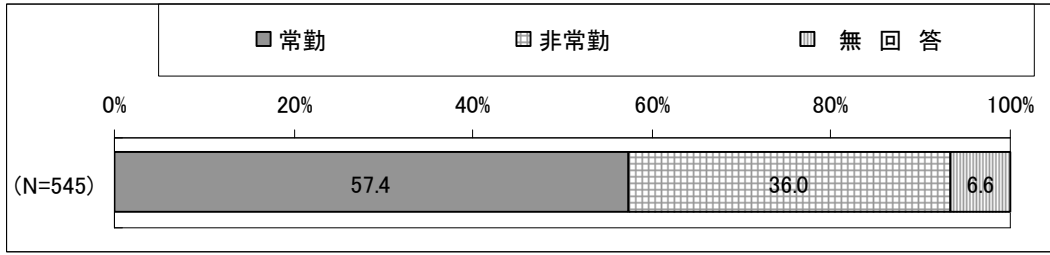
図表 7-13 問 2-1-2. 指定管理者制度の導入 (都道府県立・市町村立)



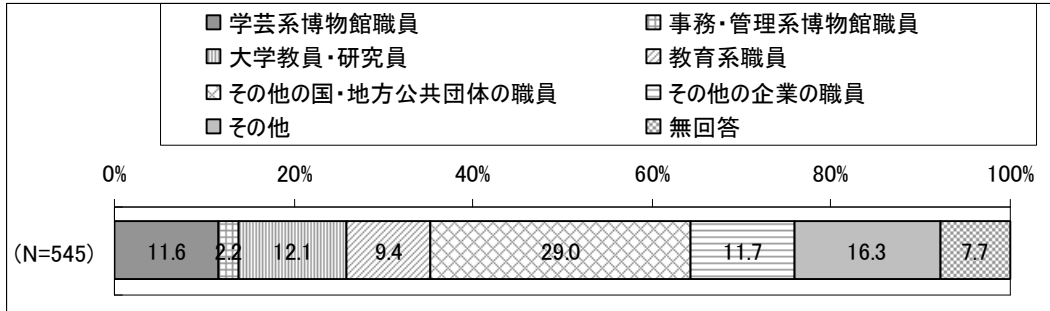
図表 7-14 問 2-1-3. 一般財団、公益財団の移行状況 (財団・社団立)



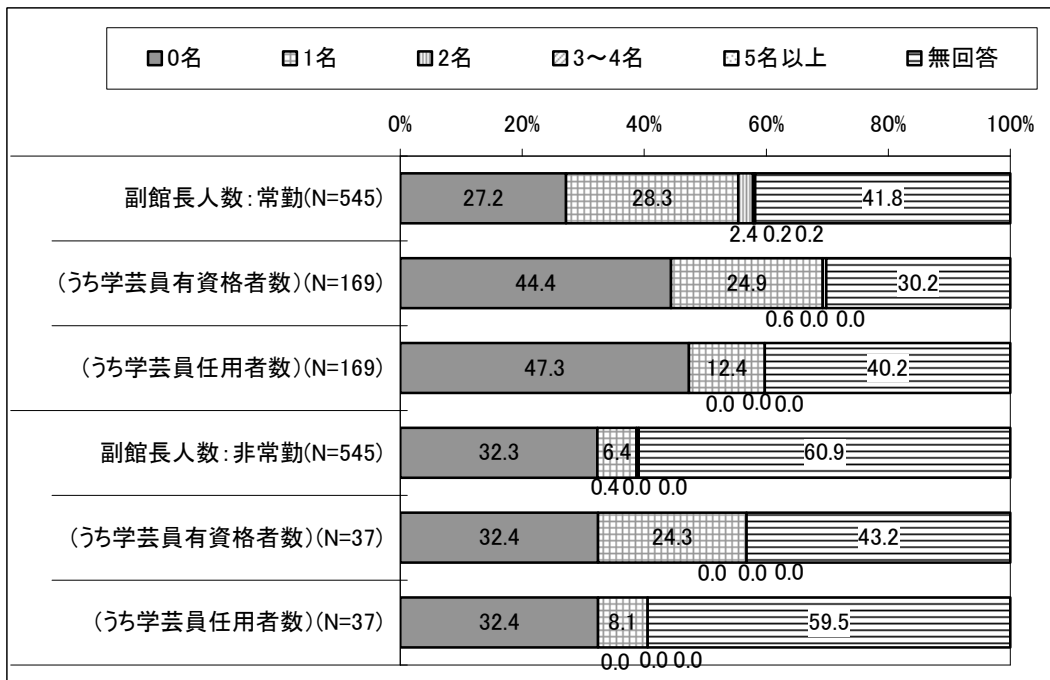
図表 7-15 問 3-1a. 館長の勤務形態



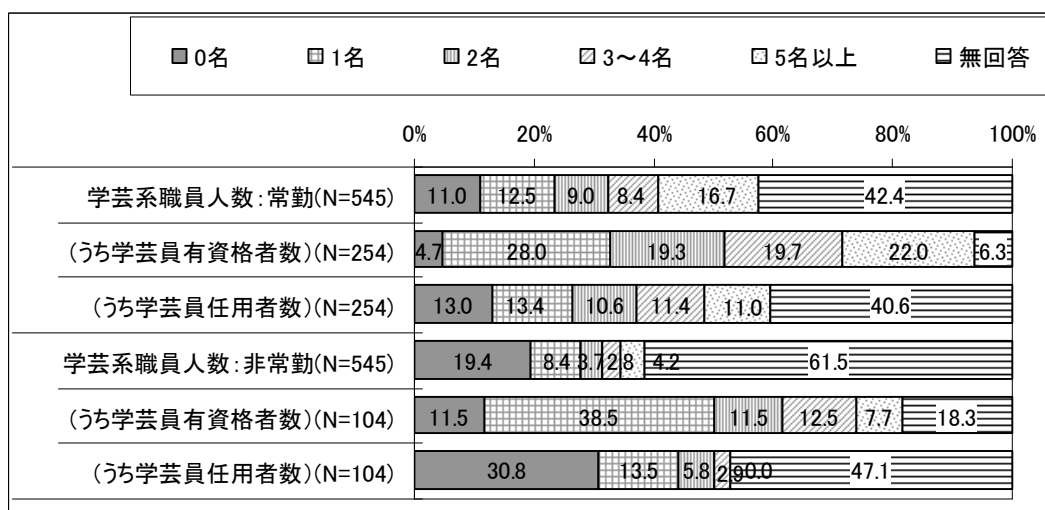
図表 7-16 問 3-1b. 館長の前職



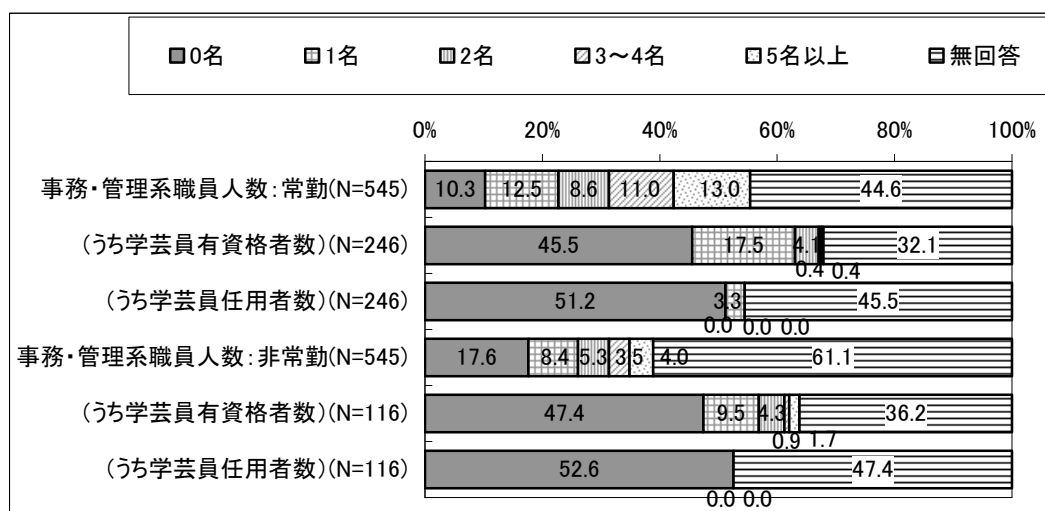
図表 7-17 問 3-2a-b 副館長



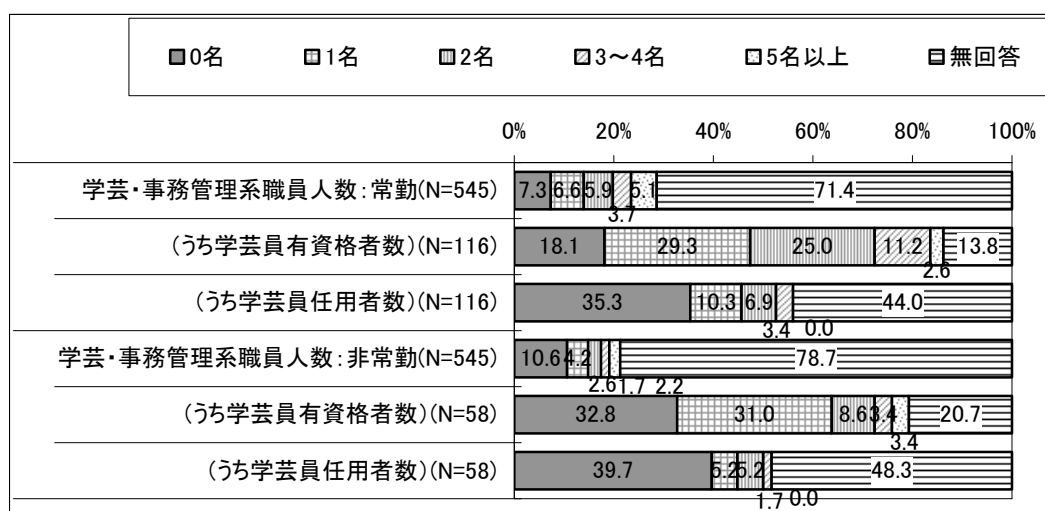
図表 7-18 問 3-2c-d 学芸系職員



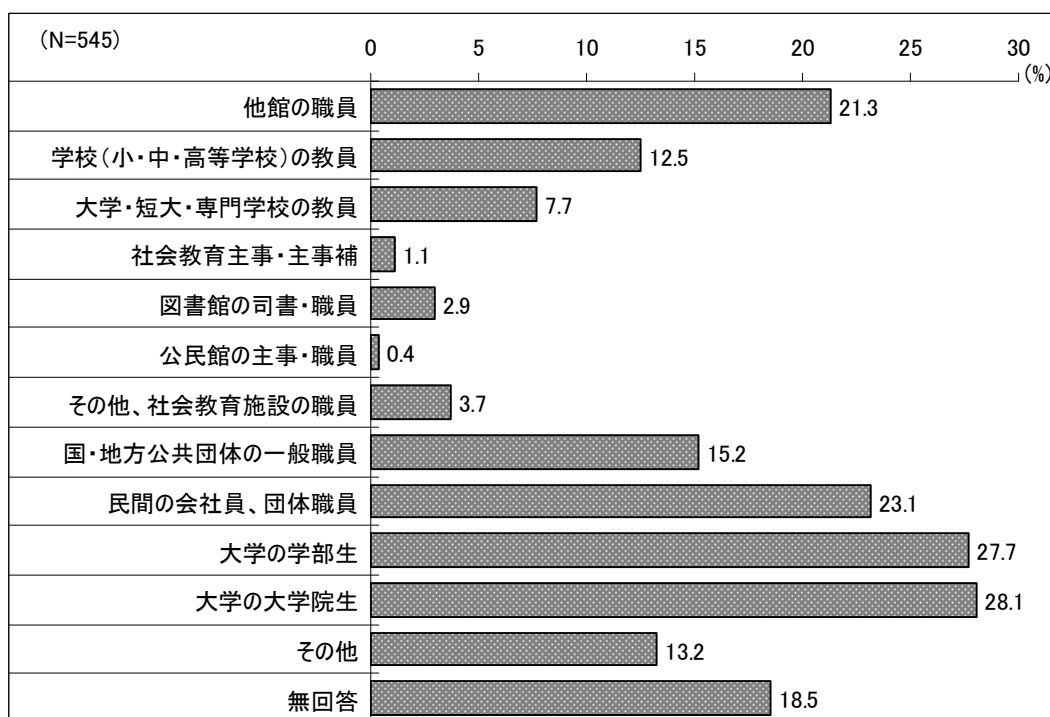
図表 7-19 問 3-2e-f 事務・管理系職員



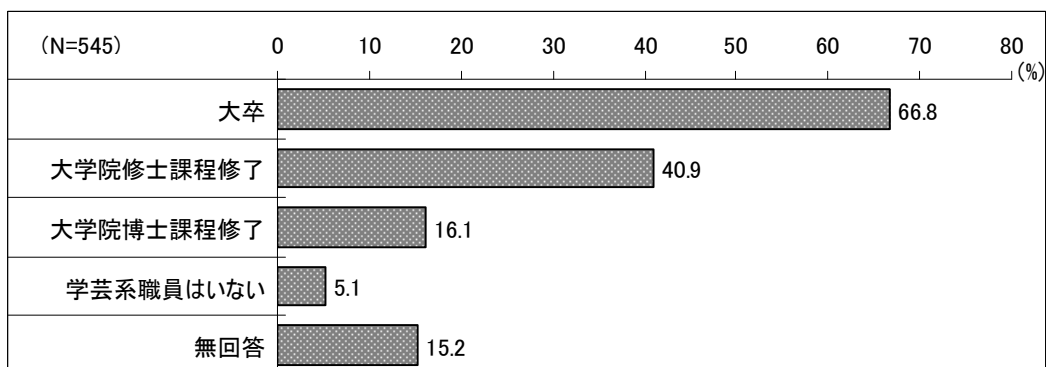
図表 7-20 問 3-2g-h 学芸・事務管理系職員



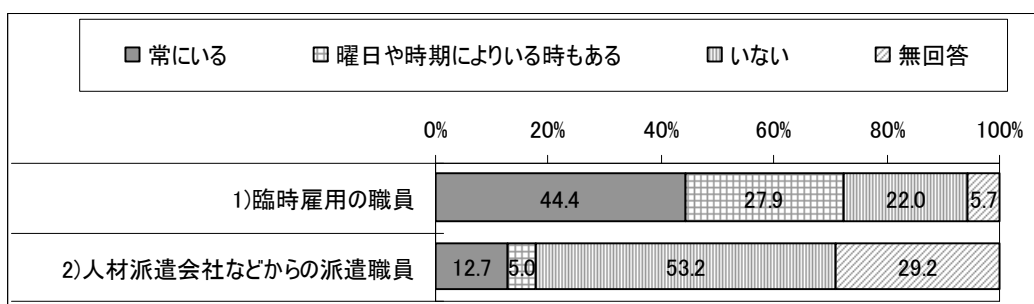
図表 7-21 問 3-2-1. 学芸系職員の前職



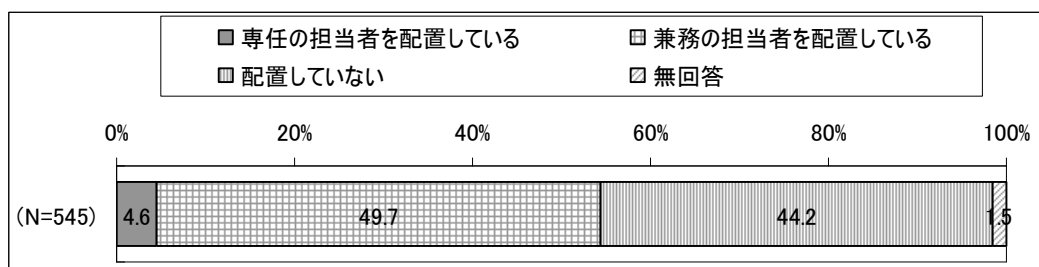
図表 7-22 問 3-2-2. 学芸系職員の学歴



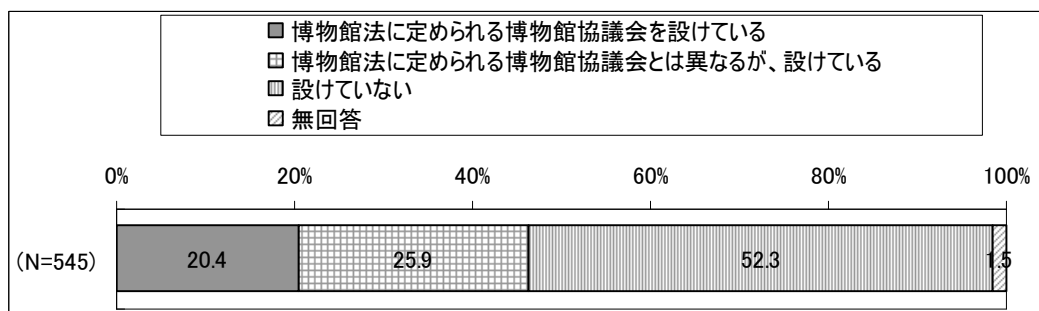
図表 7-23 問 3-3 その他の職員



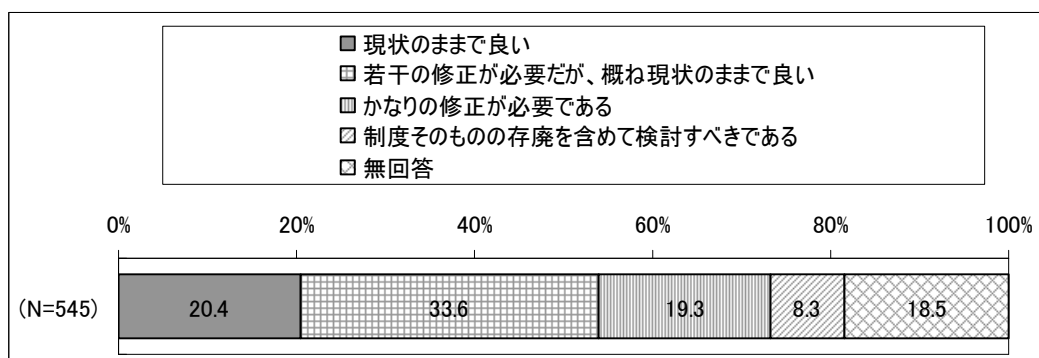
図表 7-24 問 3-4 学校との連携事業を行う担当者の配置



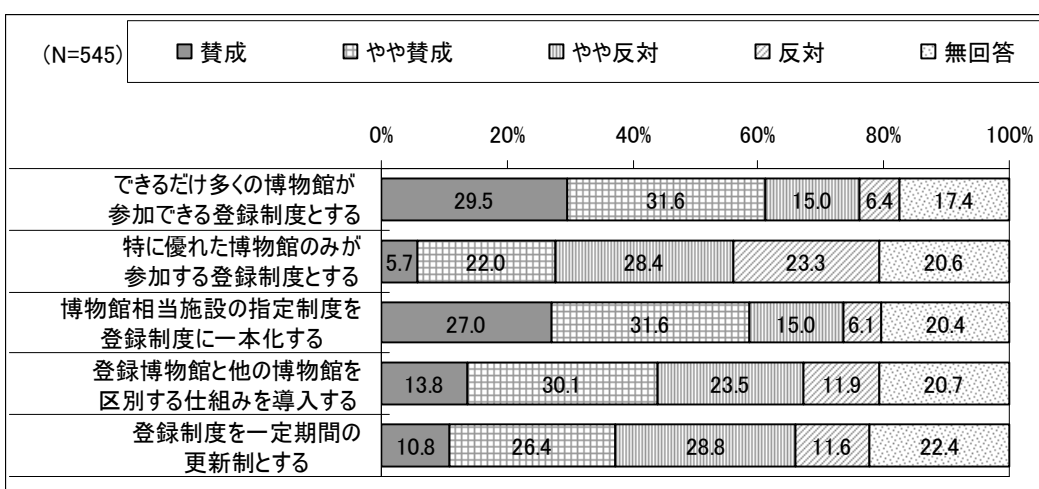
図表 7-25 問 3-5. 関係者や利用者が館の運営に参画できる組織の設置



図表 7-26 問 4-1. 現行の博物館登録制度への賛否

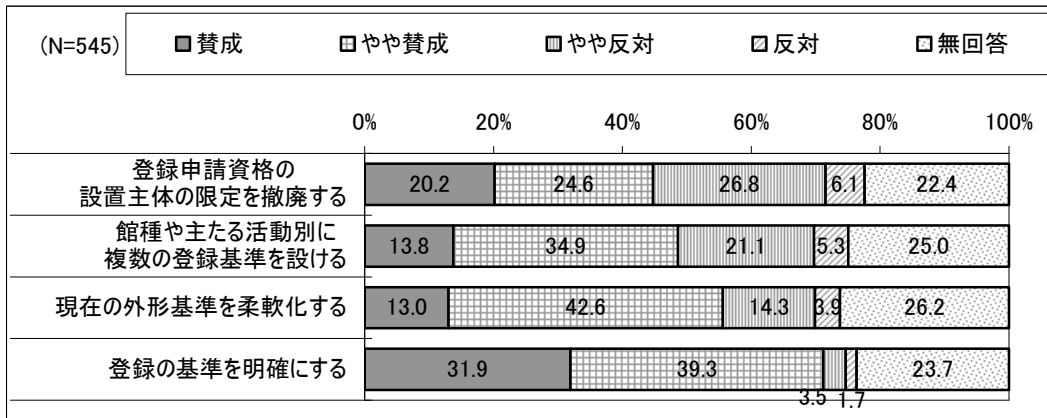


図表 7-27 問 4-2. 博物館登録制度についての意見

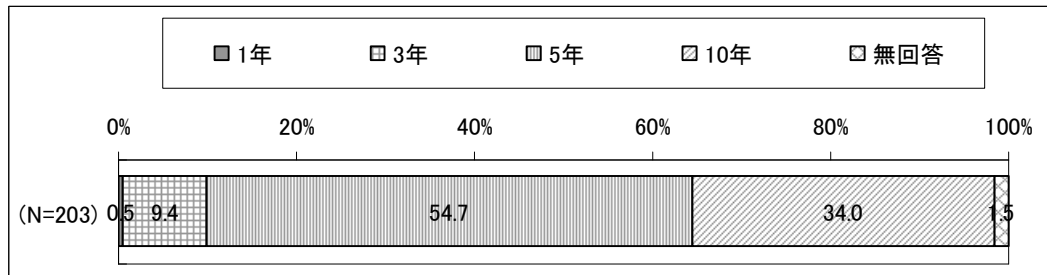




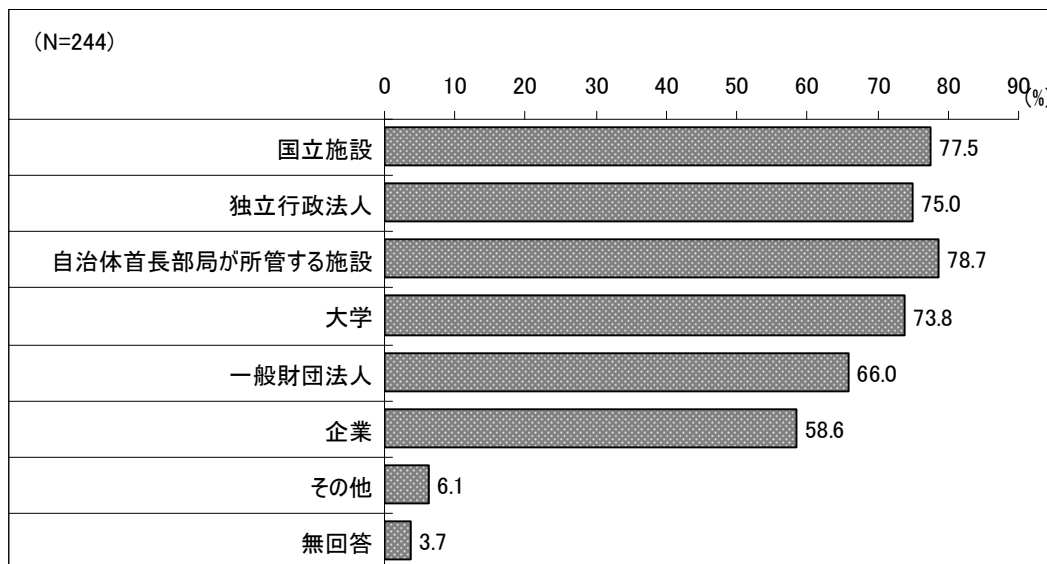
図表 7-28 問 4-2. 博物館登録基準についての意見



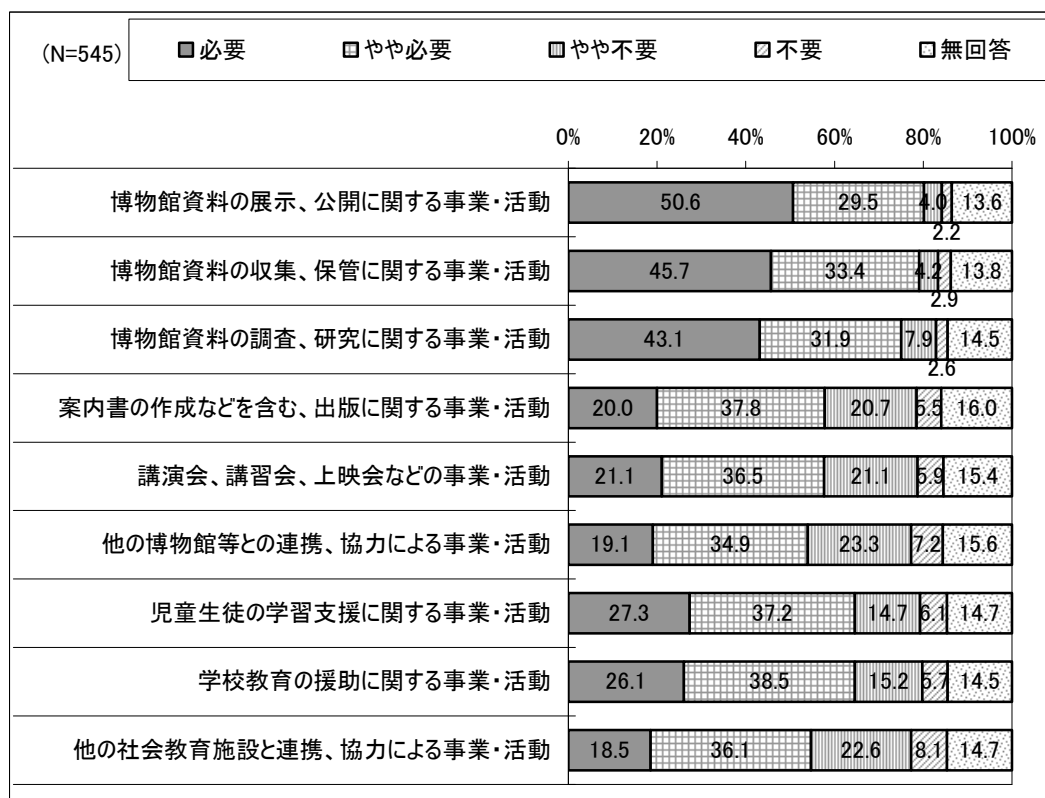
図表 7-29 問 4-2-1. 登録制度の更新期間



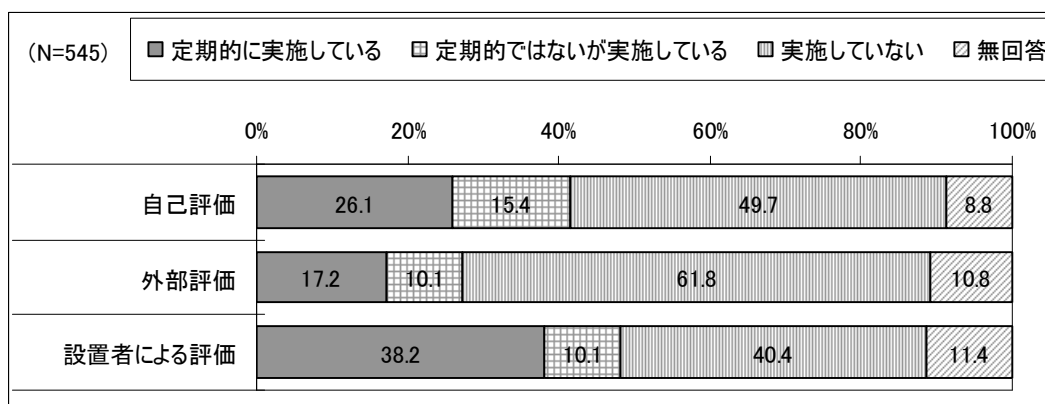
図表 7-30 問 4-2-2. 登録申請資格を与えるべき団体



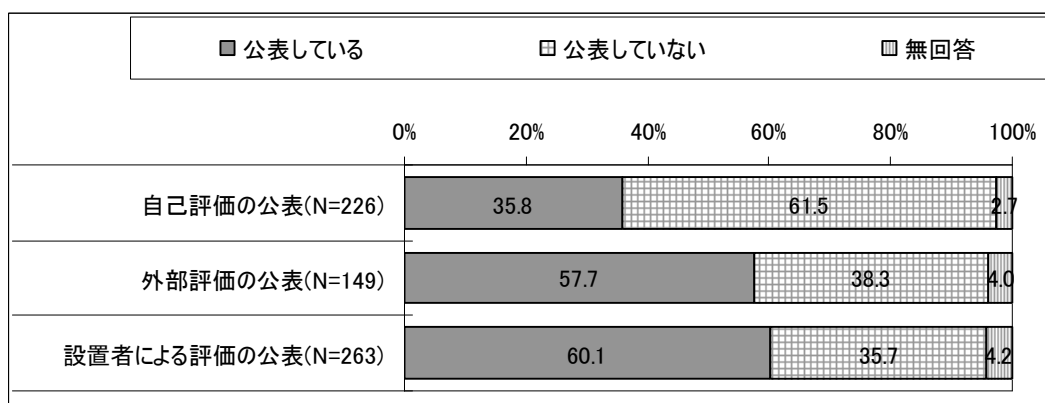
図表 7-31 問 4-3. 具体的な登録基準が必要と考える内容



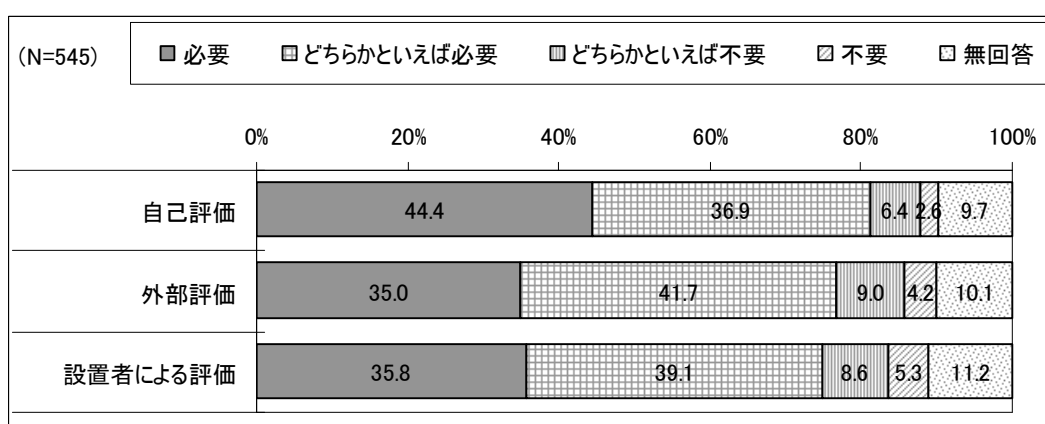
図表 7-32 問 4-4a. 館の運営状況についての評価



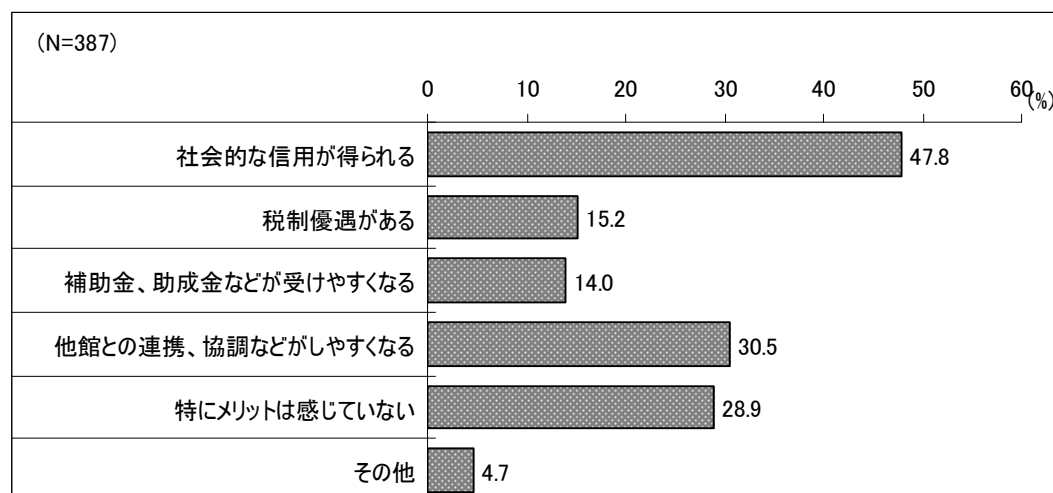
図表 7-33 問 4-4b. 館の運営状況についての評価の公表



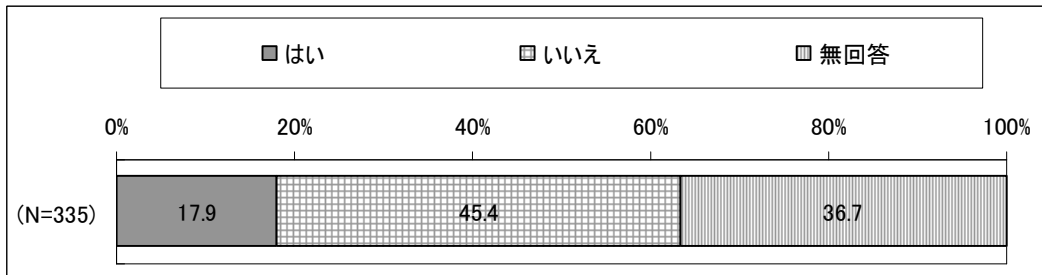
図表 7-34 問 4-5. 評価の必要性



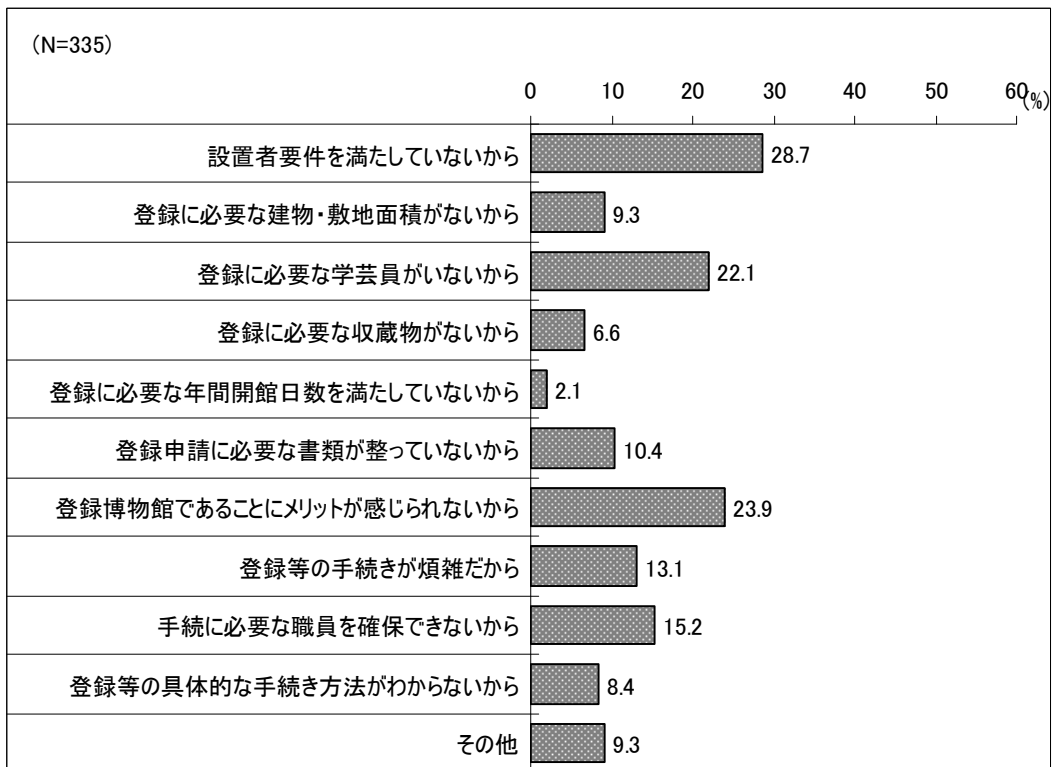
図表 7-35 問 4-6. 登録博物館としてのメリット



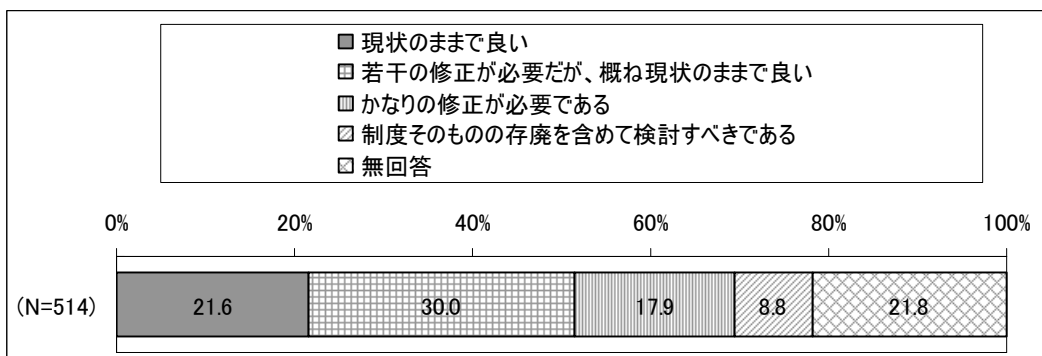
図表 7-36 問 4-7. 登録博物館への移行希望有無



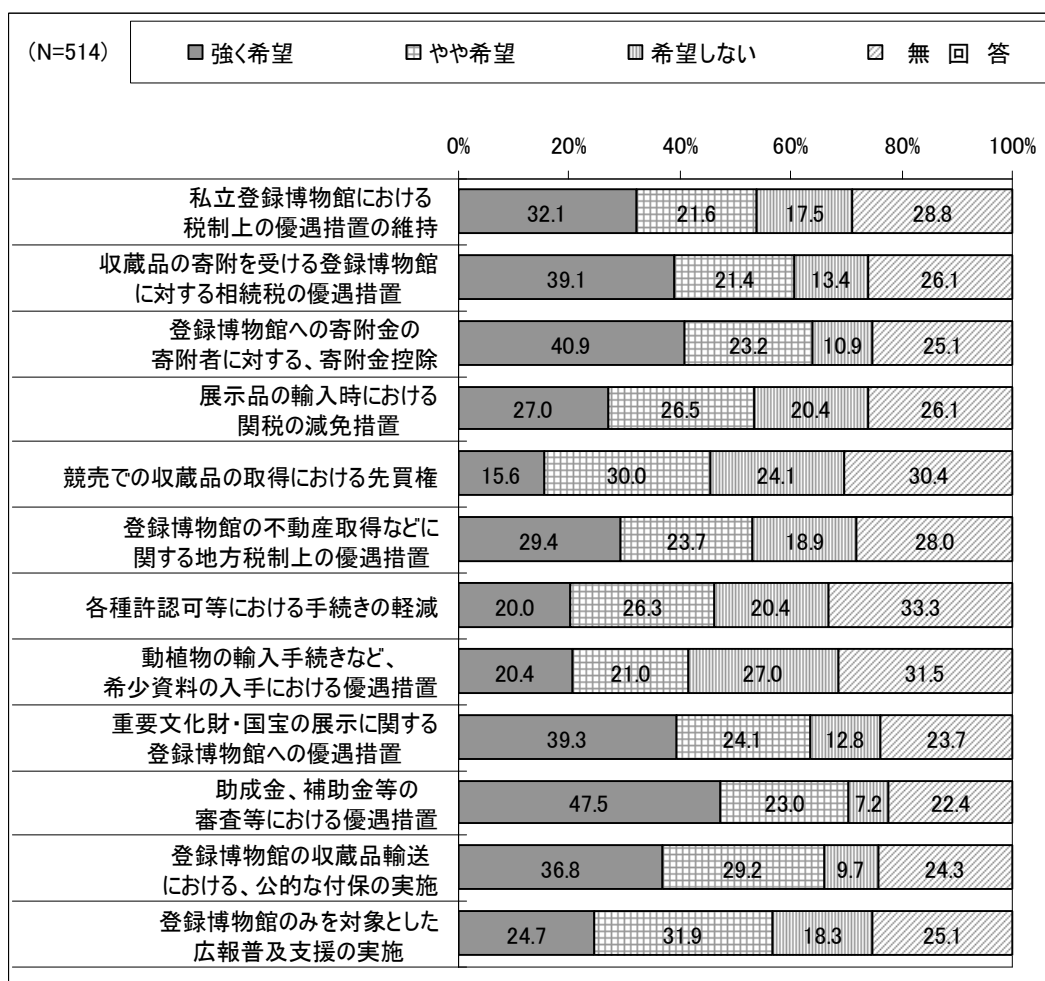
図表 7-37 問 4-8. 登録を受けていない理由



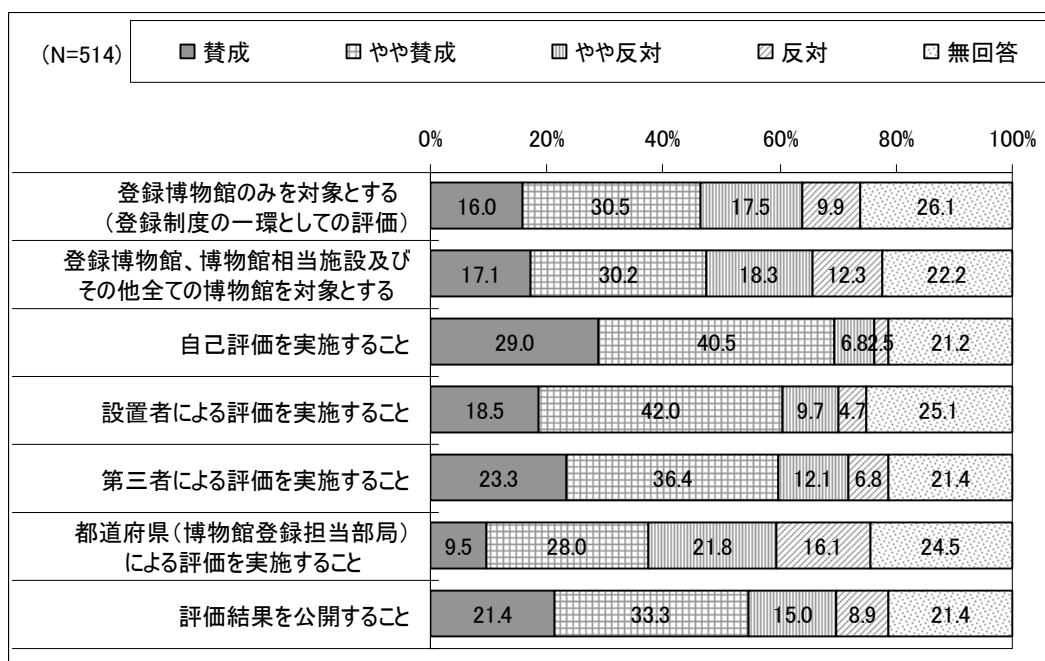
図表 7-38 問 5-1. 現行の博物館登録制度に対する賛否 (館長・設置者)



図表 7-39 問 5-2. 今後特に希望する利点（館長・設置者）



図表 7-40 問 5-3. 評価制度の導入についての意見（館長・設置者）



### 7.3 アンケート自由記述欄回答

問 4-2-2. 博物館登録制度および登録基準の見直しに関して、意見がございましたらお書き下さい

#### ■登録基準に関して

(設置主体に関する基準の緩和)

- 基準を明確にすれば、申請資格を限定する必要はないと思う。(科学博物館、学校・宗教法人等)
- 公・民関係なく、規定の基準を満たしている場合には、登録博物館になれるようにして欲しい。(動植物園、民間企業)
- 登録博物館は、一定の水準を確保している必要があると思いますが、現在の登録制度は条件が厳しく、また手続きも煩雑です。館のレベルを明確に判断することのできる基準を設け、その基準を満たしていれば、設置主体等に関わりなく登録できるようにすべきだと思います。(歴史博物館、民間企業)
- 登録博物館を拡げるための設置主体の制限などはない方がよいが、教育法制度、税制と関連するのでむずかしいと思う。非営利法人税制が根本的に改善されれば博物館登録制度は博物館協会の自主的枠組として設置主体の制限もはずすのが望ましい。(美術博物館、学校・宗教法人等)
- できるだけ多くの博物館が参加できる登録制度とし、博物館法の枠内に多くの博物館を取り込むようにすると共に、例えば文化庁の「公開承認施設」制度のように多くの要件を満たす博物館を対象とする枠を新たに設けるなど、複層的な登録基準からなる登録制度の構築についても検討してほしい。(総合博物館、市区町村)
- 教育委員会に籍を置かない館(公立)の登録。(水族館)
- 教育委員会所管以外の博物館でも平等に、登録制度を任用できるようにした方がよい。実情とあわないと、意味のない制度になってしまうと思います。(美術博物館、市区町村)
- 更新制は館の質を維持していくというメリットがあると思われるが、質の向上を目指すあまり登録のハードルをあげすぎると本末転倒になる。更新手続きもあまり煩雑にならない方がよい。(歴史博物館、市区町村)
- 当館は以前は財団立による登録博物館でしたが、財団解散に伴い事業内容が全く変わっていないにもかかわらず「相当施設」となりました。設置主体による区分には全く意味がないと思っております。(野外博物館、民間企業)

(活動内容の重視)

- 事実上の博物館は博物館として登録できるようにした方がよい。その際の手続きは平易なものか自動化されるのがよい。(総合博物館、市区町村)
- 活動内容を重視すべきだと思います。(歴史博物館、市区町村)
- 設置主体の限定を緩和して、館の内容で判断する方がよい。(総合博物館、都道府県)
- 設置主体ではなく、館の態勢(組織、施設、研究、展示内容)で一律に基準を適用して権威を高める。(美術博物館、財団法人)
- 企業努力を登録基準に反映したら良いと思います。(水族館、民間企業)

- 設置主体や外形基準も必要とは思いますが、どういう博物館活動を行っているかにより、審査されるべきかと思えます。（科学博物館、都道府県）
- 博物館法に準拠しない類似施設が圧倒的に多いことから、制度そのものの見直しが必要。（動物園、市区町村）
- 登録基準を明確にし、博物館相当施設の指定制度を登録制度に一本化する。（科学博物館、財団法人）
- 現登録に満たない施設でも登録制度を適用される制度を望む。（科学博物館、民間企業）
- 博物館の概念が多様化しており、単一のものさしでは評価できない。一定基準を示すことで審査のバラツキを抑制できる。（美術博物館、都道府県）

（一定の基準を維持すべき）

- 現行の博物館登録制度は、中途半端で、やや形骸化している、との声もある。一定の基準を明確に示し、一定の時期で更新制にし、ソフト・ハード面で整った施設のみに限定し、登録すべき。但し、登録申請資格の間口は広げるべき。（歴史博物館、都道府県）
- 登録と相当の区別をする意味あいが見失われている。努力をしている博物館は広く登録できるようにすべきだが、学芸員や資料の基準を安易に緩和すべきではない（科学博物館、市区町村）
- 学芸員がいること（ただし、最低学部取得か認定取得）、原本資料を有し目録化が行われていること、博物館運営委員会およびそれに準ずる組織が設置されていること。（歴史博物館、市区町村）
- 本当の意味で、パブリックとそうでない施設（商業施設：テーマパーク）との区別を明確に。（美術博物館、市区町村）

（その他）

- 自治体などの財政の問題や社会が大きく変容しているので、それに対応した基準を設ける。それと共に来館者の立場に立った登録基準も必要。（科学博物館、都道府県）
- いろんな博物館があっというのだが、都市、田舎での環境の違いなど推奨すべき方向性をそれぞれに検討された政策・方針がほしい。（歴史博物館、市区町村）

#### ■登録制度が不明瞭

- 博物館登録制度そのものがわからない。（市区町村）
- 博物館利用者には、全く理解されていない制度である。利用者の視点にも立った制度改革が必要です。（科学博物館、都道府県）
- 博物館登録のメリットを一般の人にも感じられるような制度にするべきと考えます。（総合博物館、市区町村）
- 国立博物館が登録博物館ではなかったり、博物館相当施設があったりなど、制度が複雑。曖昧な点はともかく、もう少し明確で一般の人が見てもわかりやすい実態に即したものにしたい。（歴史博物館、市区町村）

### ■登録制度のメリット明確化

- 現行制度は、実質的に機能していない。登録制度の具体的な必要性、意義を含め検討すべきである。（実質的メリットがない。登録制度には疑問を感じる）（美術博物館、市区町村）
- 登録制度の意義、メリットが不明確。（歴史博物館、市区町村）
- 博物館の質の担保を目的として登録制度は維持すべきである。また、登録に必要な要件は具体的に明示する必要があると考える。あわせて登録博物館となるメリットを拡充し、補助・助成を新設、拡大すべきものとする。（科学博物館、市区町村）
- メリットを感じられるような登録、指定制度にする。（歴史博物館、その他）
- 登録制度にするのであれば法律的（財政面を含め）な加護を受けることができるよう、見直して欲しい。（動物園、民間企業）
- 登録制度自体どのような利点があり、どのように機能しているのか、あまり明確でないような気がする。（美術博物館、市区町村）
- 登録博物館に対する支援の明確化、制度化が必要（歴史博物館、市区町村）
- 博物館活動を活発化するもの、職員の身分保障となる改正が望ましい。寄附税制における優遇措置を設けてほしい。（総合博物館、財団法人）

### ■制度の存在意義、改革への期待

- 社会状況の変化が著しく、登録を受けた当初の形を維持できなくなる館も出てくるように思う。社会的責任を果たす博物館施設であり続けるために、更新制度は有効と考える。（美術博物館、学校・宗教法人等）
- 博物館登録制度を見直すことによって地方の博物館の活動が保証され、児童・生徒の理科離れ、自然離れに歯止めをかけるような制度改革をお願い致します。（科学博物館、市区町村）
- 国立博物館と国立大学附属博物館の格差を見ても、博物館の質的向上を外部から支援するシステムとして登録博物館制は機能すべきであるとする。（歴史博物館、都道府県）
- 当方では登録要件を見ながら整備に努めてきて、質・量の向上が図られてきた経緯があり、目標となるような制度であって欲しいと思っています。（科学博物館、市区町村）

### ■その他

- 努力規定ではなく、なんらかの義務規定が加わらなければ、遵守すべき法令とはなり得ないのではないか。（歴史博物館、都道府県）
- 文学館法の制定が待たれる。（歴史博物館、市区町村）
- 「150日以上開館すること」が審査要件であるが、「150日開館した後」が受け付け条件になってしまっている。受け付けた後、審査に要する期間が不透明。その結果、固定資産税免除措置の基準日である1月1日の登録を受けられず、初年度は非課税にならないなど、審査上の問題がある。（美術博物館、財団法人）
- “ミュージアム”と“テーマパーク（遊園地）”の境が曖昧だったり、貸しホール（ギャラリー）、カルチャースクールの事ばかりに重点が置かれる傾向が強く、資料保存等博物館としての基本業務をできない環境になっています。そういう点もしっかり評価に入れた方がよいのでは……。 （美術博物館、市区町村）



- 当館は学部・大学院学生の為の、専門的資料展示、収集、公開を行う。教育専門博物館の認定もしくはその新規設置を望む。館員の評価は、授業・講義等への貢献に依るとし、研究業績義務は課さない。（科学博物館、学校・宗教法人等）
- 「登録博物館だから公益性があるとは言えない」という行政側の偏った固定観念があるようだ。時代の流れが急速に変わり、柔軟に運営しないと博物館事業も変化せざるを得ない。現法の解釈も柔軟にすべき。（美術博物館、財団法人）
- 利用者にとって登録博物館か否かがメリットとなるのであれば、制度は必要。（総合博物館、国）
- 非営利であるので規制別では動きがとれない。運営は自由にすべき。（歴史博物館、社団法人）

問 4-3. 登録にあたり具体的基準が必要と考えられる事業・活動がございましたら、お書き下さい

■基準の策定には慎重であるべき

- 「事業・活動」に具体的基準を設ける先に、土地、建物、財政、人員などの最も基礎的部分の具体的基準を明示すべきものとする。事業内容は、個々の館によって独自性を発揮すべきもの、また常に変化していくものであるため、具体的基準などを設けるのは望ましくなく、概念的規定にとどめるべきものである。（科学博物館、市区町村）
- あまり厳しくされると民間では対応が困難となる懸念がある。（動物園、民間企業）
- 館により特色があり、一定のルールを作るのは困難かと思われる。（総合博物館、市区町村）
- 画一的な評価基準ではなく、各館の特色が評価されるような基準にしていく必要がある。（科学博物館、都道府県）
- 基準は必要ない。博物館側が主体的に判断して活動や事業を展開すればよい。（美術博物館、財団法人）
- 博物館の事業活動としては、各種の連携が必要となってきた状況ではあるが、登録博物館の要件として、それら活動項目を加味する必要はないと思われる。（歴史博物館、都道府県）

■施設・資金面の基準が必要

- 施設（展示室と、収蔵庫）に関する具体的な基準こそ最も重要であるとする。（美術博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人）
- 施設の建物の構造・規模・敷地面積等。（科学博物館、民間企業）
- 活動とあわせて、建築構造、防火、防犯、警備、温湿度管理、照明搬出入経路などにも基準を設けて、登録博物館としての信頼度を実質的なものにするとともに、ファシリティレポートの提出、チェックは、登録博物館なら簡易化できるようにしてはどうかと思います。（美術博物館、市区町村）
- 各事業活動を実施するには、それなりの経費が必要。十分な資金の確保が第一。（科学博物館、財団法人）

#### ■人材に関する基準が必要

- 何よりも質の確保が重要である。責任ある立場に専門家が複数いることを、条件としてほしい。専門分野を外注やアルバイトとする考え方はあやまりである。（美術博物館、市区町村）
- 学芸員の質の向上。（歴史博物館、財団法人）
- 基準について目安は必要だと思うが、登録のための必要条件とすると硬直化するので、理想や目標として、設置者に人材の確保などを求めたらどうか（歴史博物館、その他）

#### ■地域、他団体との連携・普及活動に関する基準が必要

- 企業、大学、NPO、博物館相互連携も必要かと思います。（水族館）
- 地域との連携や活性化に努めること。（動物園、市区町村）
- 地域住民との連携や博物館活動への参加。（野外博物館、市区町村）
- 一般市民へ向けての地域学習。（市区町村）
- 県立を調べると、一般の収入が経費の1%や2%ほどあります。何億、何十億も公費を使っている博物館と、補助金なしで私費のみで行っているものと同一の基準が作られ、その遵守が求められるなら作らない方がいいでしょう。これからの社会に博物館はもっと大切なものになりますが、社会の中でどのように育て、役に立つものにしていくのかを可能にする仕組みをつくり出すことが必要です。「本当に必要な、意義あるものが存続できる制度」が求められます。（科学博物館、財団法人）
- 普及教育活動が大切だと思いますので、講演会等の他に各館独自の取り組みが評価できるようになれば、と思います。（科学博物館、市区町村）

#### ■小規模施設への配慮が必要

- すべてについての基準が必要です。しかし現実として、地方の小博物館ではその必要を裏づけるものが全くないのが現状です。（科学博物館、市区町村）
- 小さな美術館では、できない事が多すぎる。箱物だけが立派であれば、優れた博物館なのか、疑問である。（美術博物館、学校・宗教法人等）

#### ■その他

- 利用者による評価が必要。（総合博物館、国）
- 出版に関する事業・活動を「やや必要」としたのは、ペーパーレスのホームページなどを駆使することのみで対応も基準には諾とすべきと考えるからである。（歴史博物館、市区町村）
- 設置大学への登録認定権付与。（科学博物館、学校・宗教法人等）
- 登録時の審査もさることながら、登録後、最低限事業報告書の提出を毎年義務付ける、などのフォローが必要ではないか。（公益法人改革により、文科省の監督が廃止された。法人経営の監督は内閣府等により実施されるが、博物館事業自体に関する指導は無くなった）（美術博物館、財団法人）
- 制度主旨如何であり、現時点での回答は難しい。（美術博物館、市区町村）

問 4-6. 登録博物館（博物館相当施設）としてのメリットを感じていらっしゃることはありますか

■運営について

- 設置者の認識を維持するのに役立つ。（歴史博物館、市区町村）

■研修について

- 研修情報。（水族館、都道府県）
- 博物館学芸員課程における実習利用。（歴史博物館、学校・宗教法人等）
- 博物館実習の受入・実施（学芸員養成課程）。（科学博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人）
- 博物館実習生を受け入れやすい。（歴史博物館、学校・宗教法人等）
- 学芸員実習の対象になりうる。（植物園、市区町村）
- 館務実習生が受け入れられる。（歴史博物館、学校・宗教法人等）
- 専門教育の具体的実施。（科学博物館、学校・宗教法人等）

■資料の取得

- 絶滅のおそれのある生物標本の取得。（植物園、国立大学法人・大学共同利用機関法人）
- 展示資料を借用しやすい。（歴史博物館、市区町村）

問 4-8. 登録を受けていない理由は何ですか。

■メリットが不明確

- メリット、手続きが明確でないため、現状で良い（相当施設）。（科学博物館、学校・宗教法人等）
- 現行制度の中では登録することのメリットが見出せない。（市区町村）
- 実質的メリットに乏しい。（美術博物館、市区町村）
- 制度そのものの在り方に意味を見出せない。（総合博物館、学校・宗教法人等）
- 法的財政的な支援がないから（動物園、民間企業）
- 必要性を感じない。（財団法人）

■目的の不一致

- 首長部局が所管するアートセンターであり、博物館本来の目的とは異なるため。（市区町村）
- 小規模施設であり、博物館と呼べる施設でないと認識しているため。（歴史博物館、市区町村）
- 管轄が教育委員会から首長部局に移行したから。文書館としての機能が優先されるから。（都道府県）
- 設置趣旨が違う。（歴史博物館、市区町村）
- 設置目的が河川事業、防災等の広報施設であり、博物館ではないから。（国）
- 大学の研究・教育が主たる目的であるため（植物園、国立大学法人・大学共同利用機関法人）

#### ■登録できない

- 当館職員は市一般事務職員が配属されるため、学芸員資格を有する職員が配属されるとは限らない。（歴史博物館）
- 現制度上は、相当から登録に移行できないため。（水族館）
- 国立博物館のため、登録博物館になれない。（美術博物館、独立行政法人）
- 設置当時に必要な要件を満たしていなかったため、その状況が続いている。（歴史博物館、市区町村）
- 首長部局であるため。（総合博物館、市区町村）
- 博物館法上、博物館登録制度の対象外であるため。（歴史博物館、独立行政法人）
- 併館施設があり、規模・内容が伴わない。（総合博物館、市区町村）
- 財団法人から民間企業へ移管したため。（水族館、民間企業）
- 教育委員会の管轄でない。（歴史博物館、市区町村）

#### ■登録する必要がない

- 個人経営のため、複雑な関係を持ちたくないから。（歴史博物館、個人）
- 登録が設置義務とされていなかったから。（歴史博物館、市区町村）
- 登録する程の施設ではないから。（歴史博物館、民間企業）
- さしあたり不都合がないから。（歴史博物館、市区町村）

#### ■その他

- 登録審査を行う地方公共団体が必要性を理解せず、申請を受理しない。（総合博物館、市区町村）
- 指定管理者制度による民間運営のため。（歴史博物館、市区町村）
- 学芸員の人員が少なく、学芸活動が制限されてしまうため。（歴史博物館、市区町村）

### 問 5-2. 今後特に希望する利点：各種許認可等における手続きの軽減

#### ■国宝、指定文化財等に関する手続き

- 国宝・重文指定作品の展示手続き（美術博物館、市区町村）
- 指定文化財の移動、展示（歴史博物館、市区町村）
- 指定文化財の公開等（歴史博物館、市区町村）
- 重要文化財の公開（歴史博物館、学校・宗教法人等）
- 指定文化財の移動、借用に伴う手続き（美術博物館、財団法人）
- 指定文化財の移動について（総合博物館、市区町村）

#### ■動物取扱い

- 動物取扱い業（動植物園、民間企業）
- 動物取扱い業者としての許認可（水族館、市区町村）
- 動物取扱い業登録（水族館）

- 動物取扱業（動物園、民間企業）
- 動物取扱業「展示」業からの除外（水族館、民間企業）
- 動物取扱業・特定動物飼養許可（動物園、民間企業）

■その他の法令上の手続き

- 植物採取許可（植物園、独立行政法人）
- 天然記念物の移動などの手続き軽減など（動物園、市区町村）
- 外来種等の展示許可（総合博物館、市区町村）
- 種の保存法、文化財保護法などに該当する動物の移動事務（動物園、市区町村）
- 展示・調査等についての文化財保護法手続の優遇（歴史博物館、都道府県）
- 古い刀剣、火縄銃の保管・展示（歴史博物館、その他）
- 銃刀法（歴史博物館、市区町村）
- 銃刀法第4条の許可（歴史博物館、都道府県）
- 都市計画法（歴史博物館、市区町村）

■その他

- 公益財団法人登録における許認可の軽減（美術博物館、都道府県）
- 公益法人に対する新制度移行時（歴史博物館、財団法人）
- 職員・役員の資格要件の軽減（美術博物館、財団法人）
- ミュージアム・グッズの販売（歴史博物館、財団法人）
- 資料の貸し借り（科学博物館、市区町村）
- 収蔵品の点数の明示（歴史博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人）
- できるだけ簡素化する（美術博物館、民間企業）
- 書類の簡素化（総合博物館、市区町村）

問 5-2. 博物館登録制度に対して希望する利点がございましたら、お書き下さい

■国からの優遇措置

- 補助金・助成金の募集があっても、応募の書類を作る時間がない。寄附金は市の歳入となり、博物館に還元されない。（歴史博物館、市区町村）
- 教育予算のうち、登録博物館への予算の実現を図る。（歴史博物館、都道府県）
- 指定管理施設である公立博物館の管理運営費（指定管理料）に対する国の補助。（歴史博物館、市区町村）
- 事業に対する補助金制度の設置。（総合博物館、市区町村）
- 相当施設である本館は、その規模は極めて小さいが青少年への伝統鎌倉彫の正しい知識とその魅力を伝えています。企画も小さいものですが、そのような企画に対しても補助金等の支援を期待しています。（美術博物館、その他）

- 登録博物館への国や県の助成・補助の拡充・強化（建物・設備・展示の更新・増設時の一定割合での補助。企画展への助成、学芸員の研究や研修への一定の助成など）。（科学博物館、市区町村）
- 美術館を維持、存続させるための特別な融資制度を希望する。（美術博物館、民間企業）
- 常設展示リニューアルに伴う助成制度の確立。（総合博物館、市区町村）
- 国所有文化財の“里帰り”の運用における優遇措置。（歴史博物館、市区町村）
- 駐車場の非課税（財政を一番圧迫）。（歴史博物館、社団法人）

#### ■メリットが不明確

- 限定的な一方でメリットが少ない。（歴史博物館、その他）
- 登録しているが利点を感じられない。（歴史博物館、都道府県）
- 登録する利点に魅力を感じない。（美術博物館、都道府県）
- 登録制度のメリットがよくわからない。（歴史博物館、都道府県）
- 登録博物館になることのメリットがなくなりつつある。（歴史博物館、市区町村）
- 登録博物館のメリットがほとんどないので、登録の必要性を感じない。（動植物園。市区町村）
- 特別の利点は感じていない。（美術博物館、財団法人）

#### ■学芸員等

- 学芸員等の社会的地位。（水族館、民間企業）
- 学芸員の資格取得に関して、登録博物館や相当施設での実習学生の優遇。（科学博物館、学校・宗教法人等）
- 人材バンクなどの利用（アカデミックなスタッフ、人材確保のため）（美術博物館、財団法人）

#### ■博物館登録手続き

- 登録手続きの簡素化（科学博物館、財団法人）
- 登録制度への指導を希望する。（科学博物館、民間企業）
- 博物館登録、そのものの事務手続き軽減。（動物園、市区町村）

#### ■登録制度単体での利点は不要

- 非営利法人全体の優遇税制が充実すれば、博物館だけの優遇税制は不要。国の登録制度は不要となる。（美術博物館、学校・宗教法人等）
- 公立ばかり優先されているが、これからのことを考えると、公益財団を育て、本物の社会の求めに応えられる博物館が育つことのできる制度を確立するべきです。（科学博物館、財団法人）
- 重要文化財公開承認施設との一本化。（美術博物館、市区町村）

## ■その他

### (基準の精査)

- ギャラリー機能のみの事業展開をする美術館を登録博物館として認めることに、疑問を感じる。また、博物館の設置基準を廃止したため、ふさわしくない博物館ができてしまう。建設の基準がほしい。(美術博物館、市区町村)
- 教育委員会に籍を置かない館(公立)の登録。(水族館)
- 国立の施設も登録の対象とする。(科学博物館、都道府県)
- 博物館担当施設からの移行について、より申請しやすい条件設定を希望する。(歴史博物館、学校・宗教法人等)

### (登録施設への利点の他施設への拡充)

- 相当施設にも利点が適用されるべき。(総合博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人)
- 文学館と歴史博物館との連携も多いので、登録の枠を広げてもらえれば、もっと企画を組みやすくなる。(市区町村)
- 登録博物館に限定せず、広く展示公開の機会が拡大されるような支援を望む。(歴史博物館、都道府県)
- 特に、国の機関が資料貸出条件として登録博物館としていることを廃止して欲しい。(歴史博物館、市区町村)

### (その他)

- 質の向上を図る責務を持った施設という点を強調すべきと感ずる。質の向上とは上級学芸員の配置という人事の問題ではなく、いかに市民や地域の学習の場となれるかという施設の質の向上である。(歴史博物館、市区町村)
- 登録施設の動物取扱業者指定の撤廃。(動物園、民間企業)

問 5-3. 評価制度の対象となる博物館、実施方法に関して、意見がございましたら、お書き下さい

### ■評価を実施すべき

- 博物館向上のためには、全ての館が自主的に実施する必要がある。(歴史博物館、市区町村)
- 自己評価、設置者による評価は何らかの形でやるのが当然である。(科学博物館、学校・宗教法人等)
- 地位向上となるなら、行うべきと思います。(動物園、民間企業)

### ■評価を実施すべきでない

- 登録のハードルが高すぎる。評価も手間がかかるので、否定的な見解である。(動植物園、市区町村)
- 統一的な評価の実施は難しいと考えます。(水族館、都道府県)

### ■慎重に検討すべき

- 評価の内容・やり方がよく判らない。適正なものにしてから進めて下さい。(科学博物館、財団法人)

- いずれにせよ、評価の内容についてよく吟味・検討が必要である。（歴史博物館、市区町村）
- 一般論として評価制度は必要だが、評価基準の設定は簡単ではない。活動の内容を量的に、また質的に評価できる基準づくりが可能なのか大いに疑問。様々な試みが行なわれているが、事務量が多いのに対して、実効性は判然としない。（美術博物館、都道府県）

#### ■他の制度を取り入れるべき

- 博物館の質の向上につながれば良いが、博物館の整理を目的に実施するのは困る。表彰制度を取り入れた方が質の向上につながる。（科学博物館、都道府県）

#### ■登録博物館のみを対象とすべき

- 「その他施設」は、いろいろなコンセプトを様々な施設内容、形態にて運営している。登録博物館と同様の評価制度がなじむか疑問である。都道府県は、登録博物館を一定の基準で評価することが必要。（その場合は、施設内容をよくみきわめることも必要）（歴史博物館、都道府県）
- 評価は自主的に行うものとし、登録博物館にかかる公的評価は、その基準要件を満たしているかどうかに関わり、それを国もしくはその委託を受けた機関が行うこととする。（科学博物館、市区町村）
- 様々な形態、経緯をもつ博物館があるため、一律の評価導入は、登録博物館のみとすべき。（歴史博物館、市区町村）
- 法の対象とする登録博物館と博物館相当施設に限定し、自主的な評価に委ねるべき。（歴史博物館、都道府県）

#### ■評価基準、指標設定に留意すべき

- 評価は質の向上の基礎情報であり必要だが、指標も不可欠。（歴史博物館、都道府県）
- 評価指標の妥当性が前提となる。（歴史博物館、市区町村）
- 設定する評価項目が妥当であるか慎重に検討した上で実施すべきである。（総合博物館、市区町村）
- 評価する視点の明確化を図るとともに、職員間の共通認識を高めるための項目設定。（歴史博物館、市区町村）
- 評価の基本となる思想や価値観（あるべき博物館像）が国民に共有されないと、評価制度の形骸化や恣意的運用を招く。評価項目、基準、運用方法について、関係者の十分な議論と納得が必要である。（美術博物館、市区町村）
- 評価にあたっては、国が定めた水準を満たしているかどうかの粗探しのものよりも、全国的にみて当市美術館の相対的な位置付けや、優れている点を見出す事ができるものであって欲しいと考えます。（美術博物館、市区町村）
- 博物館の社会的使命に鑑み、入館者数や入館料収入がことさら重視される評価制度にならないよう留意すべきである。（美術博物館、都道府県）
- 評価者によって判断が異なる。入館者数の数値化による評価は本来の研究機関としての機能の弱体化につながり、人寄せイベントに走ってしまう。（美術博物館、市区町村）



- 評価に費用対効果を入れない事。（歴史博物館、社団法人）
- 人員や予算がないと維持や改善が困難なものについては、評価項目としての位置づけを他と分けることが大切と考える。（科学博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人）
- 共通の書式（一部アンケート形式）に書き込む形式が良いと思う。（美術博物館、学校・宗教法人等）

#### ■規模、館種別の評価をすべき

- 規模別に評価基準を変える必要がある。（美術博物館、学校・宗教法人等）
- 博物館種ごとに評価の視点や、基準づくりが必要。（水族館）
- 評価基準について大・中・小規模館によってかなりの幅があり、画一的な導入には技術的問題があると思う。（歴史博物館、市区町村）
- 評価はよいが、その博物館の大きさによって人員も予算も収客も違うことを考慮して欲しい。（美術博物館、市区町村）
- 評価対象は、登録博物館、相当施設、それぞれのカテゴリーを別々に対象とすると良いと思う。（各々の違いが明確になる）（科学博物館、都道府県）
- 税金の投入割合によって実施レベル（区分）があってもよいと思うが、私財を投じて運営されている私立登録博物館は、その独自性を最大尊重すべき。（美術博物館、財団法人）

#### ■実施に関する負担等

- 設置者や管理者に負担が生じないものであること。（歴史博物館、都道府県）
- 公立館では市としての評価があり、二重の実施となる。（歴史博物館、市区町村）
- 指定管理者制度におけるモニタリングと博物館の評価制度の整合性を図る必要がある。（歴史博物館、市区町村）
- 評価を行ってより良い博物館にしていくことは賛成であるが、指定管理者制度を導入している場合は必ず評価を行うので、二重の実施となる。この場合、事務量軽減のため、指定管理者制度に伴う評価で代えるなどの軽減策が必要。（動物園、市区町村）
- 既に行っているので、必要ない。（総合博物館、都道府県）
- 職員数・予算など博物館活動に係る評価は市内部の評価で行っている。あらためて評価によって、職員・予算増が実現するものなのか？（歴史博物館、市区町村）

#### ■評価者

- 評価機関として博物館協議会を正式に位置づけ、法でその設置を義務づけて欲しい。（歴史博物館、市区町村）
- 専門機関による評価制度が必要。（歴史博物館、市区町村）
- 専門的知識のない第三者による無責任な評価は、博物館の活動を妨げる。（美術博物館、市区町村）
- 第三者が博物館活動を評価し、一定水準以上の館に対し認定証を交付する制度が望ましい。ただし、登録博物館＝認定博物館となってはならない。（総合博物館、独立行政法人）

- 第三者が評価する場合、博物館学の専門家や、館種に合った専門分野の研究者などが評価に加わることが不可欠だと思います。（歴史博物館、民間企業）
- 都道府県の権限は必要であろうか？ そうした権限は権力につながるものが、日本の行政の構図になっている。「サポート、ノーコントロール」という教育行政が独立するという原点を常に認識した行政姿勢が保たれるならよいのだが、都道府県は市民と直接つながっていないだけに、市民の側に立てないことがしばしばある。都道府県行政は、自発性向上性の促進と第三者評価者の民主的公平的育成等の側に回るべき。（歴史博物館、市区町村）
- 第三者による評価は、実状を知らない第三者では困ることがある。（美術博物館、市区町村）
- 評価する者が問題。独自性個性を失わないよう。（歴史博物館、財団法人）

#### ■評価結果の利用

- 評価とともに課題についても検討が必要。（総合博物館、市区町村）
- 評価をフィードバックし、期限を設けて改善を促す。（総合博物館、財団法人）
- 評価結果の分析と改善策の指導を希望。（科学博物館、民間企業）
- 博物館ごとに評価委員会を設置し、評価内容の公開を義務付ける（科学博物館、財団法人）
- 評価結果を公開すると、事情を問わず、その結果がひとり歩きしてしまうと思う。（総合博物館、市区町村）
- 結果、好転した前例など紹介してほしい。（歴史博物館、市区町村）

#### ■その他

- 登録制度と評価制度は一体的に改善されるべきと考える。（美術博物館、市区町村）
- 管理、監視のための評価ではなく、業務に係る人材の確保、保障制度の確立が先であると思う。（歴史博物館、市区町村）
- 設置者が博物館の実情を知らないケースが（行政の場合）一般的で、問題が多い。（歴史博物館、その他）

問 5-4. 貴館のみならず博物館登録制度一般について、何かご意見がございましたら、お書きください

#### ■メリットが不足

- 登録制度の意義、館にとってのメリットが無くなってきている。（歴史博物館、市区町村）
- 一般的に、登録してあってもなくても、既設の館ではメリットを感じ難いと思われる。極端な話ではあるが、登録博物館にすると、国から毎年資料購入費の補助があるというような、分かりやすいメリットがほしい。（歴史博物館、市区町村）
- 設置者としてのメリットが薄い。国立であっても「相当施設」等実態に即していない。利用者へのメリットも少ない。一般に知られていないため、登録が必ずしもステータスとはならない。（歴史博物館、市区町村）
- 官・民いずれにとっても、登録による明確なメリットが欲しい。あわせて、公共財としての規制も必要である。（歴史博物館、市区町村）

- 都市公園内にある動物園が博物館登録してもメリットが見いだせない。また教育委員会が所管しなければいけないのもネックである。(動物園、市区町村)
- 当市美術館は博物館相当施設ですが、登録博物館ではないために大きなデメリットを感じた事はありません。登録制度を維持していくのであれば、登録博物館となることでの明確なメリットを打ち出す必要があります。また現在の登録が実質的な審査機能として有効なのか、検討する必要があると考えます。(美術博物館、市区町村)
- 現状のままでは、登録博物館であることのメリットが明白でない。(美術博物館、市区町村)
- メリットがない名目のみに終わっている(歴史博物館、都道府県)
- 入館者が「登録」か否か意識することはほとんどなく、現状は「登録」のメリットを見出しにくい。特に私立の小規模館の場合、本来期待される調査研究活動に手が回らず、「登録」館として充実した企画展を行うことが精一杯の現実がある。(美術博物館、財団法人)
- 登録制度は充実化のための具体的目標でも良いかなと思った時期もありましたが、誰にでも分かるインセンティブが必要かなと思うようになりました。(科学博物館、市区町村)
- 登録博物館と公益法人博物館の違い、特に博物館にとってのメリットの違いなどを明確にして欲しい。(総合博物館、財団法人)
- 具体的メリットのある優遇措置を増やすことが必要。(動植物園、市区町村)
- 登録することによるメリット、優遇措置を工夫すべきである。(総合博物館、独立行政法人)
- 登録したことによる利点・利益を明確に。(美術博物館、市区町村)
- 登録博物館の存在意義が全くない現状からして、日本の博物館の存在価値までも落としている。(総合博物館、市区町村)
- 登録されているからといって何の利点も蒙ったことがない。(美術博物館、市区町村)
- 登録時のみならず、その後の運営活動も含めて登録博物館の資格要件をより明確にし、その利点を充実させること。(歴史博物館、市区町村)
- 博物館相当施設と登録博物館の利点の具体的内容を知りたい。特に両者の違いを教えてほしい。(美術博物館、学校・宗教法人等)

#### ■設置者の要件を見直すべき

- 登録博物館は知事が所管できないので、博物館相当施設になる。登録要件の変更がないのに相当施設にするのは機能の低下を招くのではないのでしょうか。(各県の事情にもよりますが…) (美術博物館、都道府県)
- 博物館法が制定されて半世紀以上が経過していますので、どういう形にせよ見直しが必要と思います。基本的には、設置主体にかかわらず登録審査の対象になるべきと思います。(科学博物館、都道府県)
- 教育委員会所管の制度を緩和し、登録手続きを簡素化する。(科学博物館、財団法人)
- 教育委員会所管のみが登録されるというのは、もう時代遅れです。(歴史博物館、市区町村)
- 施設や資料、また、人的にも充実している国立の施設が登録から外れているのは残念である。やはり、そのような施設とも連携していくことにより、お互いに中身を充実させる事ができると思う。(科学博物館、都道府県)
- 国立および独法などの大規模博物館が博物館法の下にないことが現行制度下での大きな問題

であり、定義も含めてこの問題を解決してから、圧倒的多数の相当および類似施設を対象として現在推進しようとしている新たな制度への参画について聴取し、登録制度の改変が必要かどうかの判断をすべきと考える。(歴史博物館、都道府県)

- 都道府県教育委員会管轄とする現行法令を改正すべきである。(歴史博物館、都道府県)
- 地方公共団体の場合、教育委員会所管であることを登録博物館の要件としていることは、現状にそぐわないので改めるべき。(歴史博物館、都道府県)
- 設置主体による制限をなくし、純粹に館の質で登録の可否を判断すべきだと思います。また館の水準を適切に判断できる基準を作った上で、手続きをもう少し簡略なものにして欲しいと思います。(歴史博物館、民間企業)
- 現行では、教育委員会が所管していない博物館は登録博物館にならないが、所管に関わらず一定の基準を満たす博物館は該当する制度が良いと考える。(総合博物館、都道府県)

#### ■制度の見直しが必要

- 登録制度の条件が厳しく多くの博物館が対象外なので、そのすそ野を広げないと、全体的なレベルアップをしない。(歴史博物館、その他)
- 制度改革に伴い、文化行政面、税制面について、博物館登録制度の役割に関する議論が必要ではないかと思います。(美術博物館、財団法人)
- 登録制度そのもののあり方を時代に合致したものとするために、広く意見を募ってほしい。(総合博物館、市区町村)
- 現状、博物館登録制度が十分に機能しているとはいえないので、抜本的に見直す必要があるのではないかと思います。(歴史博物館、財団法人)
- 地方自治体は、平成の大合併や財政の問題から、管理、運営が困難な状況になってきている。学芸員の資格の問題などを含めて、見直しても良いのではないか。(総合博物館、市区町村)
- 登録制度の意義を今一度見直し、登録されることのメリットを明らかにするとともに、社会的ステータスとして利用者の評価の基準となるような制度に改善すべきである。(美術博物館、都道府県)
- 博物館登録制度の目的は、国民の文化振興、生涯学習の拡充における博物館の役割を拡大させるため、博物館の質的向上と社会的地位向上を図るものと考え。ゆえに登録制度は維持し、その目的を達成できるよう適用範囲の拡大、基準の強化・明確化と登録博物館となることによる利点の拡大を図るべきである。(科学博物館、市区町村)
- 博物館の設置意義からすると、登録博物館となり、一定レベルの資料や職員の配置があり、定期的に自己および第三者による評価を実施するのがベストなのは理解できる。しかし、市町村レベルでは行財政改革で予算、人員が削減されているため、これから登録博物館にするには無理がある。登録制度の充実に異議を唱えるものではないが、大方の博物館は登録できていないので「貴館の特色上これは必要ですよ」など評価し助言、指導してくれる制度の創設を望みます。(総合博物館、市区町村)
- この制度を廃止し、各博物館の裁量にゆだね、互いの信頼性を高めることが重要。60年前と今では環境が違いすぎる。(歴史博物館、市区町村)
- 現状の登録制度は、博物館の質を保つための担保となっておらず意味がない。(歴史博物館、

市区町村)

- なぜ登録制度が確立したのか、なぜ教育委員会所管である事が必要なのか、原点に立ち帰り、抜本的な制度改革を望む。(美術博物館、市区町村)
- 最も多い博物館類似施設をどう位置づけられるのか。登録博物館はステータス、それ以外の施設は質が悪いという印象を世間に与えるための制度なら、不要。設備不十分でも努力している館はあります。(歴史博物館、市区町村)
- 登録時の「質」を維持していくために、登録の更新制度のあり方について検討していく必要があること。(総合博物館、都道府県)
- 同制度は博物館の質と量を改善するために機能してほしい(植物園、独立行政法人)
- 博物館登録制度は、活動指針として、社会や設置者に対する説明材料としての役割を果たし、その役割は続くであろう。実質的な優遇措置を伴ったものとするには、評価制度も含めた抜本的改正が必要。(科学博物館、市区町村)
- 博物館法に準拠しない類似施設が圧倒的に多いことから、制度そのものの見直しが必要。(動物園、市区町村)
- 例えば、登録館同士の貸借に関して、ファシリティレポートのチェックが不要なくらいの精度を持たせた登録にしてはいかがかと思えます。(美術博物館、市区町村)
- 現行の博物館登録制度は各都道府県が所管しており、全国一律ではないため、国が主導して全国同一基準による登録制度を構築する必要がある。(歴史博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人)
- 登録博物館、相当施設、類似施設の区分を撤廃すること。(歴史博物館、市区町村)
- 登録制度を、博物館のネームバリューを高めるためでなく、職員の資質向上や館運営でより市民のための博物館にするための制度として再構築すべきと考える。国立系の博物館、民間の小さな博物館、どれも差をつけることなく、文化や歴史や科学等あらゆる面で市民の学習に供することが可能と思われるものについて、博物館の登録制度は対処すべきと考える。そして、単なる登録に終わらせず、資質向上を登録博物館の使命とさせ、かつその向上を義務付けさせるべきと考える。また、観光型の展示館などには、金銭を落とし経済効果をねらう商売優先のものも多い。果たして、そうしたものまで登録博物館に認定するのはいかがなものかと考える。(歴史博物館、市区町村)

#### ■制度の維持が必要

- 一定の水準を保つためにも登録制度が必要。(歴史博物館、市区町村)
- 登録制度があることにより、一定水準の博物館機能を維持できている。(総合博物館、市区町村)
- 登録制度は、一般あるいは他館から、信用を得るために必要と考えます。(科学博物館、学校・宗教法人等)

#### ■優遇措置の充実

- 助成金、補助金等の充実。(歴史博物館、市区町村)
- 博物館活動の質を維持向上するためには、国による財政的、技術的な支援が必要。その際の基

準や手続きの簡素化も含めた検討をお願いしたい。(歴史博物館、都道府県)

- 博物館等の施設は人材で成り立っているが、人材の確保を行わないで済むように博物館相当施設等として体面を取繕っている自治体が多い。真の役割を遂行するためには登録博物館の人材や施設等の基準を定め、優遇措置を講じて、国・都道府県・市町村民に対し文化向上のための本来の活動ができるように設置者を誘導する施策が必要である。(歴史博物館、市区町村)
- 相当施設、類似施設の各種優遇措置の拡充。(科学博物館、民間企業)
- 動物園で、博物館登録を行っている園館は非常に少ない。このため、登録の事務的軽減策や、登録することによる各種許認可手続きの軽減などの利点を検討する必要があると思われる。(動物園、市区町村)

#### ■非登録館への配慮

- 登録館か否かにかかわらず、博物館事業に差別や支援格差があってはならないと思う。(美術博物館、財団法人)
- 小さな博物館を支援する立場の部署の設置。(美術博物館、その他)
- 動物園や水族館は博物的要素が強く、市民にも広く認められ社会的な位置も高いのに、法的にも財政的(特に私立は)にも守られていないと思う。(動物園、民間企業)
- 非登録博物館の切り捨てにならないように注意が必要。(美術博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人)

#### ■登録基準

- 登録になるためには展示中心から研究と教育に変わらなければ認めないとされ、館では現行法の基準は満たしていると思っても認められません。博物館の基準があまりにも曖昧です。(科学博物館、財団法人)
- 登録の要件にはある程度の強制力も必要。そうでなければ有名無実となりかねない。今日、現場が多く事務処理に追われているなかで、新たな事務文書の提出義務はいかがなものか。(歴史博物館、市区町村)
- 日本博物館協会、日本動物園水族館協会などに加盟している館については博物館登録をみたくしていることにしてはいかがでしょうか。(水族館、民間企業)
- 様々な形態の博物館の存在を理解して欲しい。(動物園、都道府県)
- 登録制度については大変素晴らしいと思いますが、画一的でなく、公、私、大、小など、また取り扱う資料によって、細かく、配慮する点も必要なのでは？(美術博物館、財団法人)
- 当方の様な小規模資料館では、該当しないことが多々あり、かなり乖離しています。(歴史博物館、市区町村)

#### ■認知度の向上

- 登録博物館に関するホームページ上のリンクサイトを構築、運営してほしい。(総合博物館、都道府県)
- 一般的にあまり知られていない。特に基準とか含め知ってもらう必要があると思う。(歴史博物館、市区町村)

- 制度そのものについての認知度が低いのではないか。(歴史博物館、都道府県)
- 「登録博物館」の存在意義を、もっと世間にPRすることが必要。(歴史博物館、都道府県)

#### ■博物館等への理解向上

- リーマン・ショック後の経済不況下にあつて、私立の美術館の経営も危機的状況にあります。理不尽な要求も多々あります。文化芸術には無理解です。(美術博物館、民間企業)
- 伝統工芸に対する認識が薄いと感じている。日本の伝統工芸に対して、「育てる」という観点で見ていただけないものか。(美術博物館、その他)

#### ■博物館

- 行政の裁量に影響を与えるものであることが望ましい。(歴史博物館、市区町村)
- 登録博物館として責任ある事業をするための支援と、その事業報告を義務化することにより、安易な指定管理者を選ばせない。(美術博物館、市区町村)
- 地方公共団体の雇用制度の中に、専門職としての学芸員の採用を義務づけるなどの体制強化につながるものとなってほしい。(歴史博物館、市区町村)

#### ■その他

- 博物館自身の社会評価が向上する制度でありたい。(水族館)
- “公益”法人との関連付けが必要ではないか。(総合博物館、財団法人)
- 施設の名称が、その扱う資料や活動内容によって各々ついており、わかりにくさに拍車をかけている。名称は一つにしたらどうか(歴史博物館、市区町村)
- 博物館という名称が自由に使えるため、さまざまなレベルのものが存在するので、何らかの基準で差別化して明示する必要がある。が、そのための評価機関・組織を新たに作ることはあまり賛成できない。(科学博物館、学校・宗教法人等)
- 登録博物館制度は、文化を育てる長い視点で日本の美術館、博物館を個々の個性を大切に支援するものであって欲しいと希望します。(美術博物館、財団法人)
- 公立博物館は教育行政のほか、観光やまちづくりという観点を含めた運営が不可欠であるため、公立博物館と博物館登録制度の各目的などにおいて、乖離があるものと思われる。(歴史博物館、市区町村)
- 多くの博物館が博物館法の対象となれるような形が良いと思います。(総合博物館、市区町村)
- 登録制度の必要なし(官、公の介入)。(科学博物館、財団法人)
- 指定管理者制度導入施設においては、登録時に備えていた博物館としての質・機能を維持できず、器としてしか残っていない場合や、職員の退職等の要因により、指定管理者制度導入施設と同じ問題を抱えている直営の公設博物館もあるため、外部評価は必要と考えます。(市区町村)
- 登録制度には、自己点検を必修とし、その自己点検項目に、登録博物館の目指す方向性をチェックできる項目をきちんと加味させていくべきと考える。登録可否の分別は、自己点検項目の吟味と、その自己点検評価の内容のチェックでかなり可能と考える。(歴史博物館、市区町村)

問 5-5. 博物館登録制度の充実のために、どのような施策が必要だとお考えですか。調査研究、生涯学習支援、学校連携など、貴館の活動の中から考えられるものがありましたら、お教えてください。

■連携の拡充、支援

- 各機関との連携を望む。(個人)
- 多くの博物館が参加できるような支援策。とくに地域住民のボランティア育成に関しての公的な教育、研修システム。(歴史博物館、その他)
- 設置者、管理者、指定管理者の連携が大切であり学芸員等を置くための連携も必要。(歴史博物館、市区町村)
- ファンや地域とより密着した活動が必要なのではないかと考えます。魅力、奥深さをわかりやすく伝えるためにできることを模索していかねばならないでしょう。(歴史博物館、財団法人)
- 地域に生息する生物の保全、研究などを通じ、地域自治会や学校並びに大学等と連携して博物館施設として活動の起点としている。(水族館、民間企業)
- 博物館等施設連携センター的な施設を作り(全国またはブロックごと、東北・関東など)情報交換をやすくして欲しい。そうすれば、お互いに連携しやすくなり、より一層中身が充実していくのではないだろうか。(科学博物館、都道府県)
- 地域社会との連携、生涯学習の充実、参加型の博物館の実現。(総合博物館、財団法人)
- 現在、産業系博物館の連携活動(通称COMIC)、大学博物館ミーティング、科博関係の協議会に参加して情報交換を行い、運営管理の参考にしているが、施策となると良いものがすぐには思いつかない。(科学博物館、学校・宗教法人等)
- 登録館同士の連携。(歴史博物館、市区町村)
- 各地の自治体で住民自治基本条例などが制定され、地域のことは地域でという情勢になっている。地域の運営は産業、環境、健康を含め、その地域を知ることから始まる。その地域の文化・歴史を、これからの地域づくりにつなげて行くことが地域の博物館の役割であり、行政施策の中心に博物館がある必要がある。／文化振興計画・環境基本計画・生涯学習推進等の事業・景観法関連資料提供・商工観光部局との連携・防災の講演・高齢者福祉等。(歴史博物館、市区町村)
- 登録博物館に限らず、博物館が設置されている地域との連携を基本に活動する事である。(歴史博物館、市区町村)
- 生涯学習の観点からも、積極的に取り組んでいきたい。生涯学習課との連携を図り企画に生かしていきたい。(美術博物館、その他)
- 地域との連携や活性化に努めること。(動物園、市区町村)
- 生涯学習としての活用と支援。学校教育での活用と支援。(科学博物館、民間企業)
- 博物館ボランティアの育成、活用。(歴史博物館、市区町村)
- 調査研究などのために、登録博物館等での合同研究会の開催や研修などを希望します。(美術博物館、財団法人)
- 調査研究、展覧会事業、生涯学習支援、地域連携などについて、登録博物館相互で情報交換し、



協力、連携を可能にするような組織体制を作ること。(歴史博物館、市区町村)

- 国、県、市町村立博物館や大学資料館の資料を、登録博物館に貸付できる制度。(総合博物館、財団法人)

#### ■学校教育との連携

- 学習指導要領への学校連携の明記。思想、史観に左右されない博物館の位置づけ。(歴史博物館、都道府県)
- 児童生徒の学習支援に関し、感性育成の観点から、館種別に、最終履修学年を設け(例えば小学5年までに10種10館の見学)、半強制的に研修・見学をさせる。(総合博物館、財団法人)
- 学校利用補助(助成)事業に関する施策の構築。(科学博物館、市区町村)
- 本県の状況をみると小学生の団体の来館が命であったが、学校も近年の予算減少により旅費不足もあって、年々来館団体数が減っている。そのため当館が学校に出向いて事業等を展開し、ここ数年微増ではあるが延びている。(歴史博物館、都道府県)
- 小・中学校に積極的に働きかけていますが、反応がありません。校長、副校長クラスの熱意と理解が不足。美術の教師は熱心な人もいますが、人数が不足しています。(美術博物館、民間企業)
- 調査研究と子どものための教育普及活動を充実させることが、未来の美術館愛好者を育てることにつながる。(美術博物館、市区町村)
- 他館の展示及び調査研究活動などの情報提供及びネットワークの構築。(水族館、都道府県)

#### ■学芸員等

- 専門学芸員の養成機関の創設(図書館大学はあるが博物館大学は?)。(歴史博物館、財団法人)
- 学芸員の増員、質の向上のための研修期間の義務付、専門ごとの最低人員目標を掲げる等。(歴史博物館、市区町村)
- 学芸員の質の向上。(歴史博物館、市区町村)
- 調査研究は、学芸員の取り組み方で成果に違いが出ると思われるが、最低人数の学芸員では調査研究もできないのが現状。登録制度に学芸員の人数を明記することも、活動の充実につながるのではないか。(歴史博物館、市区町村)
- 専門職員が配置、採用されやすい助成施策(設置者が受けるメリット)が必要。どんな活動でも人がいなければできない。(歴史博物館、市区町村)
- 利用者や地域社会への貢献という観点から、ある程度キャリアを積んだ学芸系職員を対象とした博物館運営に関する手法(マネジメント)の具体的な知識を習得できる場や研修の充実を希望するとともに、設置者に対しては、こうした機会に積極的に参加できるような体制の充実を促す施策を実施して欲しい。(歴史博物館、都道府県)
- 学芸員資格認定制度を改め、専門性及び権限を確保することと並行で考えるべき。(美術博物館、市区町村)
- 専門職員の養成や、児童生徒を対象とした教育活動に対する国の財政的支援の拡充を求めます。(水族館、都道府県)
- 専門職員としての学芸員のスキルアップを支援する制度を確立していくこと。(総合博物館、

都道府県)

- 生涯学習支援のため、専任のスタッフをボランティアで派遣する。(美術博物館、市区町村)

#### ■メリットの精査、明確化

- 登録制度の意義、館にとってのメリットを整理することが先決。(歴史博物館、市区町村)
- 登録博物館になると、目に見える形で市の利益になるような制度にすることから始まるのではないか。(歴史博物館、市区町村)
- 各種の博物館活動を行うにおいて、登録博物館になることのメリットを拡大させることが第一であり、助成・補助の拡大強化のほか、学芸員の地位向上、能力向上のための研修制度の充実、研究活動の保障なども考慮すべきものとする。(科学博物館、市区町村)
- 登録することで、どんな良さがあるのか明確に文章化すべき。利用できない利点はいらぬ。(美術博物館、市区町村)
- 動物園では、現在、調査研究、生涯学習支援、学校連携などは、博物館登録制度と関係なく十分に行っている。それよりも、そもそもの博物館登録制度における利点などを、もう一度見直すことが必要と思われる。(動物園、市区町村)

#### ■補助等の充実

- 企画展への金銭面での補助をお願いしたい。(歴史博物館、市区町村)
- 博物館相当施設への補助金支給を図り、調査研究等の活動を促進させる必要がある。(科学博物館、財団法人)
- 登録制度の充実より、博物館の人件費等への国の支援を強く望みます。職員は0名、非常勤の館長がかつての教え子をお願いして40万点にもものぼる標本の整理保存を行い、研究調査を行っているので、人口の少ない市では国の支援がなければとうてい運営できない。この点の振興策をお願いします。(科学博物館、市区町村)
- 登録制度充実のために、博物館活動への補助金・補助制度があればと思われる。(歴史博物館、市区町村)
- 登録する事による助成制度の確立。(美術博物館、市区町村)
- 博物館類似施設での地域の歴史・文化に関わる研究、調査の助成、補助。博物館類似施設での展示品輸送の助成、補助。(歴史博物館、市区町村)
- 資料を増やすための調査研究。学校連携のための補助(送迎バス等)。身障者が博物館を利用しやすい設備設置のための補助。(植物園、独立行政法人)
- 国民の生涯学習支援の観点から、多様な機能を果たしている博物館に対し、「博物館相当施設等」も含めて、国が直接的に財政支援を行えるような施策を構築していただきたい。(歴史博物館、国立大学法人・大学共同利用機関法人)
- 登録博物館の活動に対する低額補助制度とメニューの充実。(歴史博物館、市区町村)
- 展示のリニューアル、調査研究に対する助成、補助金の拡充。(総合博物館、市区町村)
- 登録博物館や相当施設へ、地域との連携事業などへの財政的な支援があるとよいと考えます。(科学博物館、学校・宗教法人等)
- 登録博物館として充実した活動ができるような、税制措置や補助金などがあることを願って

ます。(科学博物館、財団法人)

(評価とそれに基づく補助)

- 質の高い博物館＝認定博物館に対する助成制度。調査研究費助成、展覧会経費助成、生涯学習支援経費助成など。(総合博物館、独立行政法人)
- 多様な側面の評価。例えば収集、保管に対する評価や助成など。(総合博物館、市区町村)
- 博物館としての質・機能を維持するための経費への支援(補助金等)や、外部評価という裏付けのある登録(更新)制度の創出が必要かと考えます。(市区町村)

#### ■基準の設定

- これからは経営持続可能な運営が必要になると思うし、それが可能な社会制度をつくることが求められます。私立は「集めて見せる」中で目的を達成可能にするべきです。ボランティアのあり方も大事です。収入の道(売店・食堂・入館料)など自立を目指すことが進むようにすることも忘れてはなりません。大事なことです。(科学博物館、財団法人)
- 博物館の主要事業分野や調査研究等につき、登録博物館のミニマム基準を打ち出してはどうか。(歴史博物館、都道府県)

#### ■調査研究

- 成果がすぐにあらわれず、設置者の関心が最も薄い「調査研究」について、何らかの手当を設置者に義務づける。もしくは補助を拡大するなどの改善が望まれる。(美術博物館、市区町村)
- 調査研究のための諸費用に対する原資(財源)は自己責任に委ねるべきで、いちいち許認可窓口での許認可申請は無くすべきだ。(美術博物館、財団法人)
- 登録博物館、博物館相当施設の展覧会図録に、学芸員が執筆した文章を論文として認めて欲しい。(美術博物館、学校・宗教法人等)

#### ■その他

- 登録による優遇措置等とは分離し、公益性、非営利性を伴うものについて新しい制度を創設した方がよい。(歴史博物館、市区町村)
- フードコートなどが「ミュージアム」を名乗っている現状などから、国民の「博物館」に対する認識を改めるために、博物館名称の独占は必要ではないか。(歴史博物館、市区町村)
- 調査研究、社会教育連携、地域連携、学校教育連携、自然保護、種の保存。(水族館)
- 博物的価値を認識し、また、学習していただくため、多くの方にご利用いただくようにすることが第一歩だと考えます。(動物園、民間企業)
- 調査研究の共有化、学芸員教育の実施。(市区町村)
- 新しい博物館登録制度の充実に向けて、望ましい博物館像を社会全体で共有することが必要であることから、社会教育施設として、住民の学びの成果を生かすことや子供たちに対する支援などの施策が必要であると考えている。(歴史博物館、都道府県)
- 指定管理者制度と登録化の方向はほとんど正反対。登録化に向けて長年充実化に努め、ようやく現実させた経験者から見れば、指定管理者制度はこうした努力への意欲を削ぐとしか思えない。(科学博物館、市区町村)

- 地域活性化の為に博物館が果たす役割に期待が寄せられていることから、法改正し、知事部局で「登録」であっても所管できるようにすべきである。(都道府県)
- 私立の場合、特に小規模館等は補助金もなく、厳しい経営を余儀なくされているので、全ての館を同じ条件というのではなく、優遇措置などの方法を検討していただきたいと思います。(美術博物館、財団法人)
- 無料促進の義務化。郷土、地域での活用の常習慣の確立。(歴史博物館、市区町村)